

# 河北町地域防災計画 資料編

## 河北町地域防災計画・資料編（目次）

### 第1編 法令等

#### 1 条例

(1) 河北町防災会議条例	1
(2) 河北町災害対策本部条例	3
(3) 災害弔慰金の支給等に関する条例	4

#### 2 規則

(1) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	8
(2) 河北町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規則	1 2

#### 3 協定、覚書、要綱

(1) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	1 5
(2) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	1 7
(3) 山形県広域消防相互応援協定書	1 9
(4) 山形県消防広域応援隊に関する覚書	2 1
(5) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定	2 4
(6) 山形空港及びその周辺において航空機事故及び航空機事故に伴う災害が発生した場合の連絡、調整等に関する協定書	2 6
(7) 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	2 8
(8) 河北町と東根市との災害相互援助協定書	3 5
(9) 石巻市、藍住町及び河北町における災害相互応援協定書	3 6
(10) 豊山町及び河北町における災害相互応援協定書	3 8
(11) 河北町、西村山広域行政事務組合消防本部及び寒河江警察署における災害協力相互協定書	4 0
(12) 学校施設を避難場所として指定する覚書	4 2
(13) 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省東北地方整備局）	4 3
(14) 災害時の協力に関する協定書（河北郵便局）	4 4
(15) 災害時の協力に関する協定書（東北電力株式会社天童営業所）	4 6
(16) 災害時における災害応急対策の応援に関する協定書 （河北町建設クラブ）	4 8
(17) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書（町商工会）	5 0
(18) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 （株式会社サンデー）	5 2
(19) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 （さがえ西村山農業協同組合）	5 4
(20) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 （マックスバリュ東北株式会社）	5 6

(21) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 (NPO 法人コメリ災害対策センター) .....	5 8
(22) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 (株式会社ツルハ) .....	6 0
(23) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 (株式会社ダイユーエイト) .....	6 2
(24) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 (株式会社ヨークベニマル) .....	6 4
(25) 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書 (株式会社たかき) .....	6 6
(26) 災害時における飲料水の供給に関する協定書 (仙台コカ・コーラボトリング株式会社) .....	6 8
(27) 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書 (河北町ガス石油組合) .....	7 0
(28) 災害時における放送要請に関する協定書 (株式会社エフエム山形) .....	7 2
(29) 大規模災害時における災害活動への支援に関する協定書 (一般社団法人山形県解体工事業協会) .....	7 5
(30) 災害時等における救援活動の協力に関する協定書 (株式会社ヤマザワ) .....	7 7
(31) 災害時等における電動車両の貸与に関する協力協定 (有限会社河北自動車整備工場) .....	7 9
(32) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 .....	8 2
(33) 特設公衆電話設定施設一覧 .....	8 5
(34) 災害時における被災者支援に関する協定書 (山形県土地家屋調査士会) .....	8 6
<b>4 基準及び指針等</b>	
(1) 災害時等における職員の動員配備体制 .....	8 8
(2) 気象警報の種類及び発表基準 .....	9 1
(3) 気象庁震度階級関連解説表 .....	9 7
(4) 避難指示等の判断・伝達マニュアル .....	1 0 2
<b>第2編 災害履歴等</b>	
1 過去の災害履歴 .....	1 1 1
2 気温、降水量状況 .....	1 1 5
3 積雪、降雪量状況 .....	1 1 6
<b>第3編 防災関係機関等</b>	
1 防災関係機関一覧 .....	1 1 8
2 防災行政無線の設置場所 .....	1 2 5

3	報道機関	1 2 6
4	河北町内医療機関	1 2 8
5	河北町薬局薬店一覧	1 3 0
<b>第4編 防災施設及び設備</b>		
1	防災施設	
(1)	大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所及び一時避難所一覧	1 3 1
(2)	大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所及び一時避難所位置図	1 4 4
(3)	ヘリコプター発着陸予定場所	1 5 6
(4)	災害対策用臨時ヘリポート設定基準	1 5 7
(5)	臨時ヘリポート	1 5 8
(6)	応急仮設住宅建設予定場所一覧	1 5 9
2	設備	
(1)	水防倉庫の位置及び水防倉庫備蓄資機材	1 6 0
(2)	町有車両管理台数	1 6 1
(3)	防災備蓄品一覧	1 6 2
<b>第5編 水害関係等</b>		
1	重要水防箇所	1 6 7
2	洪水浸水想定区域に関する図	1 7 3
<b>第6編 その他関係事項</b>		
1	河北町の災害時要配慮者等の現状	1 7 6
2	河北町避難行動要支援者避難支援プラン	1 7 9
3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	1 8 3
4	火葬場等の能力	1 9 1
5	ため池ハザードマップ	1 9 2
<b>第7編 防災関係図</b>		
1	河北町土砂災害危険箇所図	1 9 5
2	河北町山地災害危険地区箇所図	1 9 9
3	緊急輸送道路ネットワーク計画図	2 0 5
4	活断層図	2 0 7
5	揺れやすさマップ	2 0 8
6	土砂災害警戒区域図	2 1 0

# 河北町防災会議条例

昭和38年3月20日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、河北町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河北町地域防災計画を作成し、及びその実務を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者2人以内
  - (2) 山形県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者2人以内
  - (3) 山形県寒河江警察署長
  - (4) 町長が部内の職員のうちから指名する者7人以内
  - (5) 教育長
  - (6) 西村山広域行政事務組合消防長及び町消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者4人以内
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者2人以内
- 6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 河北町防災会議条例の一部を改正する条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(令和3年3月15日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 河北町災害対策本部条例

昭和38年3月20日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、河北町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年条例第25号)

この条例は、昭和43年3月20日から施行する。

附 則(昭和60年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第7号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

# 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月27日  
条例第32号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。



(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては300万円とし、その他の場合にあっては150万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。  
(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては150万円とし、その他の場合にあっては75万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 60万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 120万円
  - ウ 住居が半壊した場合 140万円
  - エ 住居が全壊した場合 180万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 60万円
  - イ 住居が半壊した場合 80万円
  - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 120万円
  - エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 180万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「140万円」とあるのは「180万円」と、「80万円」とあるのは「120万円」と、「120万円」とあるのは「180万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。附 則(昭和57年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成19年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月20日条例第16号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項及び第5条の規定は平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成31年3月18日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月12日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月27日

規則第16号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

## 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障がい者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

## 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知する。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を、町長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9

号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限まで納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成12年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則(令和元年8月16日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

【様式は割愛】

# 河北町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規則

昭和50年5月13日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、がけ地の崩壊等(土石流を含む。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅を安全な場所に移転する者に対し補助金を交付することにより危険住宅の移転を促進し、もつて住民の生命の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊及び土石流による危険が著しいため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条及び第40条の規定に基づきそれぞれ次の各号に定めるところにより指定した区域内に存する既存不適格住宅をいう。

(1) 山形県建築基準条例(昭和36年県条例第15号。以下「県条例」という。)第1条の2の規定により建築を制限している区域(以下「災害危険区域」という。)

(2) 県条例第4条の2の規定により建築を制限している区域(以下「がけに近接する区域」という。)

2 この規則において「移転事業」とは、前条の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けて自ら行う危険住宅を安全な場所に移転する工事(移転に代えて新たに住宅を購入する場合を含む。)をいう。

(補助)

第3条 移転事業に係る補助は、予算の範囲内で別表に定めるところにより行う。

(補助金の交付申請)

第4条 移転事業を行う者(以下「移転者」という。)は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書 (様式第6号)

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費等調書 (様式第7号)

(補助金の交付決定通知)

第5条 町長は、前条の申請があつた場合は、危険住宅に代わる住宅を建設(購入を含む。)する敷地並びに申請内容を審査し、第2条及び第3条に適合するものである場合はその旨を県に報告のうえ、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付決定を移転者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 移転者は、前条の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請を取下げることができる。ただし、町長が必要と認めたときは、この期日を変更することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(事業内容の変更)



第7条 第5条の規定による補助金の交付決定通知を受けた移転者は、補助金の額に変更を生ずるように事業内容を変更しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書 (様式第6号)

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費等調書 (様式第7号)

2 町長は、前項の申請があつた場合は、第5条に準じてその内容を審査し、その結果を移転者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の届)

第8条 第5条の規定による補助金の交付決定通知を受けた移転者は、事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨をがけ地近接等危険住宅移転事業中止(廃止)届(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

(補助金の請求)

第9条 移転者は、補助金を請求する場合は、事業が完了した後に、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書 (様式第6号)

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費等調書 (様式第7号)

2 前項の請求をする場合において移転者は、別表に掲げる「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費」に対して、交付される補助金を移転者から返済される利子として受入れる金融機関その他の機関(以下「金融機関等」という。)の預金口座を設定し、その旨を町長に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の請求があつた場合は、危険住宅の撤去及び危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)様式第6号及び様式第7号の実績報告の内容を検査し、第5条の規定に基づく補助金交付の決定内容に適合すると認められるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項の場合において町長は、別表に掲げる「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に要する経費」に対して交付する補助金は、前条第2項に規定した金融機関等の預金口座に振込むものとする。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた移転者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) この規則に違反したとき。

(借入金利子の返済額等報告)

第12条 補助金の交付を受けた移転者は、事業完了後5箇年間は毎年度の3月31日までの分を翌年度の4月30日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業借入金利子返済報告書(様式第5号)により金融機関等に支払った危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)に係る借入金利子の返済額等を、町長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和51年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和52年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和53年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和59年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則(昭和63年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則(平成8年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成10年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第27号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

**【別表及び様式は割愛】**

## 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

### (連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

### (応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

### (応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めたもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行なうとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたとときは、要請を待たず自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協定者

市町村長 氏名

④

(44市町村連署)

# 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する

## 協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係  
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
  - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
  - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - ア 被災市町村の被害状況の収集と提供
    - イ 被災市町村が必要とする応援の種類等集約及び応援市町村との連絡
    - ウ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
  - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応援措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
  - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
- 5 第7条関係
  - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、《建築確認業務等》の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
  - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではない。
- 6 その他
  - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
  - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表2

応援調整担当市

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2順位	第3順位
村山		鶴岡市	酒田市	新庄市
最上		上山市	米沢市	長井市
置賜		村山市	新庄市	鶴岡市
庄内	平野東緑地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模災害以外による災害発生時

被災地域		応援調整担当市		
		第1順位	第2順位	第3順位
東南村山		寒河江市	南陽市	東根市
西村山		山形市	長井市	東根市
北村山		新庄市	天童市	寒河江市
最上		村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜		長井市	上山市	寒河江市
西置賜		米沢市	寒河江市	上山市
鶴岡		酒田市	寒河江市	新庄市
酒田		鶴岡市	新庄市	尾花沢市

- (1) 各市はそれぞれの属する地域ブロック（総合支庁及び酒田・鶴岡の各消防組合の管轄区域）の応援を調整する。そのブロックが順位に従って応援を実施し、さらに応援が必要な場合は、次順位のブロックが応援に加わる。
- (2) 第3位まで順位付けをする。
- (3) 各地域ブロックの「中核的な」市にのみ負担をかけないよう配慮する。
- (4) 大規模災害時を、大規模地震とそれ以外の災害の場合に分け、それぞれについて応援体制を構築する。大規模地震の場合は、県が実施した地震対策基礎調査（被害想定調査）の結果を参考に、被災しない地域ブロックが応援を担当する。

## 山形県広域消防相互応援協定書

(目 的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普及応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の概況及び応援を要請する事由

(2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結地

(4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名

(5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において直ちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。

(2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮の下に行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付け)

第7条 現地本部には、防火水槽、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同

貯蔵所等)を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり捕食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。  
ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。  
この協定の証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等 氏 名  
(連 署)



## 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目 的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編制する。

(広域応援隊の編制)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編制する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓 練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長消防本部

(2) 幹 事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

立会人

山形県生活福祉部長 氏 名  
市町村消防長 氏 名  
(連 署)

第2条第3項関係

応 援 隊 数

(平成25年4月1日現在)

応援隊の種類 消防本部名	応援隊数	指揮支援隊	消火隊	救急隊	救助隊	化学隊	特殊隊	後方支援隊
山形市消防本部	8	1	1	1	1	1	2	1
最上広域市町村圏事務組合消防本部	5	1	1	1	1			1
酒田地区消防組合消防本部	7	(1)	1	2	1	1		1
鶴岡市消防本部	7	(1)	1	2	1		1	1
置賜広域行政事務組合消防本部	5	1	1	1		1		1
上山市消防本部	2		1	1				
西置賜行政組合消防本部	4		1	1	1			1
西村山広域行政事務組合消防本部	4		1	1	1			1
村山市消防本部	3		1	1	1			
天童市消防本部	2		1	1				
東根市消防本部	2		1	1				
尾花沢市消防本部	2		1	1				
合 計	51	5	12	14	7	3	3	7

第3条関係

情報連絡窓口

消防本部名	連絡・要請 窓口	防災行政 無線	電話	ファクシミリ	
				防災行政 無線	N T T
山形市	通信指令室	7-744-901	023-634-1199	7-744-950	023-624-6687
置賜広域行政事務組合	通信室	7-752-401	0238-23-3107	7-752-450	0238-26-2036
上山市	指令室	7-745-401	023-672-1190	7-745-450	023-673-3250
村山市	通信指令室	7-748-905	0237-55-2514	7-745-955	0237-53-3119
天童市	通信室	7-746-101	023-654-1191	7-746-150	023-653-2806
東根市	通信指令室	7-749-901	0237-42-0134	7-749-950	0237-43-7138
尾花沢市	通信室	7-750-101	0237-22-1131	7-750-150	0237-22-1132
酒田地区広域行政組合	通信指令課	7-758-101	0234-61-7119	7-758-150	0234-52-3491
鶴岡市	通信指令室	7-757-901	0235-22-8330	7-757-950	0235-22-0119
最上広域市町村圏事務組合	指令課	7-751-901	0233-22-7521	7-751-950	0233-22-7523
西村山広域行政事務組合	通信指令室	7-747-101	0237-86-2595	7-747-150	0237-86-3406
西置賜行政組合	指令室	7-756-501	0238-88-1212	7-756-550	0238-88-1849
山形県総合防災課	消防係	6(7)-800-1245	023-630-2227	6(7)-800-1500・1501	023-633-4711

※ 防災行政無線番号は、各消防本部の通信室（通信司令室）に設置された無線専用電話の番号

※ 防災行政無線ファクシミリは、上記の番号の前に「0」＋「ポーズ」をダイヤルする。

※ 防災行政無線番号は、「回線番号」＋「局番」＋「内線番号」で使用可能。

※ 防災行政無線の「回線番号」は、地上回線番号が「6」、衛星番号回線が「7」となっている。

## 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定より応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通知するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という。）第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

(運航経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。  
2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(運 用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証する、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月1日

山形県知事 氏 名

市町村長等 氏 名  
(連 署)

# 山形空港及びその周辺において航空機事故及び 航空機事故に伴う災害が発生した場合の連絡、 調整等に関する協定書

(目 的)

第1条 陸上自衛隊神町駐屯地指令（以下「甲」という。）と圏内管轄市町長（以下「乙」という。）は山形空港及びその周辺（山形空港「航空通信管制圏内半径9km」という。以下同じ）における航空機事故及び航空機事故に伴う災害（以下「航空機事故」という。）の発生に際し「甲」と「乙」とが相互に緊密な協力のもとに消火、救護活動を実施し、被害の軽減を図るための体制を整備することを目的とする。

(航空機事故の範囲)

第2条 この協定書において対象とする航空機事故の範囲は消火、救急、救助及び不明機（員）の捜索活動を必要とする場合とする。

(航空機事故発生時の通報)

第3条 山形空港周辺において自衛隊機及びその他の航空機事故が発生した場合「甲」及び「乙」は次の各号について相互に通報するものとする。

- (1) 発生日時及び場所
- (2) 災害等発生状況
- (3) 死傷者の有無、救急、救助活動の必要性
- (4) 消防隊の派遣、出動に関する事項
- (5) 航空機の機数、型式及び搭乗者数
- (6) 航空機の搭載燃料の量及び弾薬の有無
- (7) その他必要な事項

2 航空機事故発生時の通報先はそれぞれ各号による。

(1) 「甲」に対する通報

第6師団司令部第3部防衛隊（電話番号0237-48-1151内線237番）へ行う。ただし、休日及び土曜日の午後並びに平日17時から翌朝8時までの間は、神町駐屯地当直指令（電話番号0237-48-1151内線302番）へ行う。

(2) 「乙」に対する通報

管轄市町消防本部司令室（電話119番）へ行う。

(消火、救難活動の実施)

第3条 山形空港及びその周辺における航空機事故の消火、救難活動は次の各号による。

(1) 自衛隊機等にかかわる場合

ア 「甲」は速やかに所要の部隊を現場に派遣し、応急的な消火、救難活動を実施するとともに連絡員を現場本部に派遣する。

イ 「乙」は派遣部隊の長と協力して迅速かつ能率的な消火、救難活動を実施する。

ウ 現場における実施内容及び担当部署は、現場指揮者が自衛隊派遣部隊の指揮官と調整のうえ必要な統制を行う。

(2) 自衛隊機等以外の航空機にかかわる場合

「甲」は必要に応じ又は山形県知事等の要請に基づき所要の部隊の派遣を師団長に要

請する。

現場における活動は前号に準ずる。

(3) 飛行場への進入及び誘導

ア 第6飛行隊地区への侵入は、第6飛行隊正門とし着陸帯及び誘導路を横断する場合は原則として自衛隊側が誘導する。

イ 山形空港地区に侵入する場合は山形空港消火、救難計画による。

(単独で実施した消火、救難活動の通報)

第4条 「甲」及び「乙」は単独で消火、救難活動を実施した場合は必要に応じ次の各号について相互に通報するものとする。

(1) 航空機事故等発生の日時及び場所

(2) 消火、救難対象の種類、名称(航空機にあつては機数、型式、搭乗者数)

(3) 消火、救難活動の開始及び終了時期並びにその概要

(4) 派遣、出動人員及び主要器材等

(5) その他参考となる事項

(調査に対する協力)

第5条 「甲」及び「乙」は消火、救難活動の実施にあたり当該航空機事故現場の原因調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(資料の交換)

第6条 「甲」及び「乙」は山形空港を恒常的に使用する航空機及び装備する消防機器等消火、救難活動の参考となる資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の円滑な実施に関し必要なこと又は疑義を生じた事項についてはその都度協議して決定する。

第8条 本協定書は6部作成し「甲」及び「乙」が各1通を保有するものとする。

(施行期日)

第9条 本協定書は昭和54年6月1日から施行する。

昭和54年6月1日

陸上自衛隊神町駐屯地指令	氏	名
東根市長	氏	名
村山市長	氏	名
寒河江市長	氏	名
天童市長	氏	名
河北町長	氏	名

## 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

### (趣旨)

第1条 本協定は、災害により日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）の正会員及び準正会員（以下「会員」という。）に断水及び漏水等の水道の被害が発生した場合に、「公益社団法人日本水道協会山形県支部規則」第8条に基づき、会員が相互に行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

### (組織)

第2条 県支部内の会員を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は、別図のとおりとする。

2 県支部長都市にこの協定の事務局を設置する。

### (責務)

第3条 会員は、平時から本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合には、可能な限り応援活動に協力する。

2 代表都市は、本協定の実施に必要なブロック内の相互応援体制を確立する。

3 県支部長は、会員に本協定の内容を周知するとともに、本協定の実施に必要な総合調整を行い、県支部内の相互応援体制を確立する。

### (情報連絡)

第4条 県支部長及び会員は、予め本協定の実施に必要な情報連絡を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したときまたは災害発生の恐れがあるときに、速やかに必要な情報連絡を行う。

### (情報連絡調整)

第5条 県支部長及び代表都市は、本協定に基づく応援活動に際して必要な情報連絡調整を行う。

2 県支部長都市または代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業者（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

3 情報連絡担当事業体は、対象となる代表都市ごとに別に定める。

### (県支部現地救援本部の設置)

第6条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整が必要であると認められた場合に、現地における応援体制の整備を目的とする県支部現地救援本部を設置することができる。

2 災害の規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

### (応援要請)

第7条 代表都市は、ブロック内の被災した会員（以下「被災会員」という。）から応援要



請があり、ブロック内での対応が困難であると認めた場合又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に応援要請を行う。

- 2 前項により応援要請を受けた県支部長は、効果的な応援活動が期待できる代表都市に対して応援要請を行うものとする。
- 3 前項により県支部長からの応援要請を受けた代表都市は、ブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告する。
- 4 前項により代表都市から報告を受けた県支部長は、その報告をもとに応援活動を行う会員（以下「応援会員」という。）を被災会員に通知する。
- 5 第1項により応援要請を受けた県支部長は、県支部内での対応が困難と認めた場合に、日本水道協会東北地方支部に応援要請を行う。

#### （応援依頼）

第8条 地震等の災害発生や気象情報等により水道被害の発生が見込まれる場合、会員は可能な限り代表都市へ応援要請の前段階としての応援依頼を行う。

- 2 代表都市は、前項により応援依頼があり、ブロック内での対応が困難であると認めた場合又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に応援依頼を行う。
- 3 前項により応援依頼を受けた県支部長は、効果的な応援活動ができるよう情報連絡調整を行う。

#### （応援活動）

第9条 応援会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 資機材の提供
- (4) 工事事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

#### （応援隊の派遣）

第10条 第7条により第9条に規定する応援活動の要請を受けた応援会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

#### （応援隊の受入れ）

第11条 被災会員は、応援隊の受入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合場所等を指定する。

- 2 応援隊の受入れに必要となる宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

#### （中継会員）

第12条 県支部長は、県支部内で水道の被害が発生し、被災ブロック以外のブロックからの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員（「中継会員」という。）を、関係するブロック代表都市等と協議のうえ会員の中から定めることができる。

(支援拠点会員)

第 13 条 県支部長は、災害の規模が大きく、ブロック域を越え広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員（「支援拠点会員」という。）を、関係する代表都市等と協議のうえ会員の中から定めることができる。

(応援活動の終了)

第 14 条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、代表都市にその内容を報告する。

2 前項により報告を受けた代表都市は、その内容を県支部長に報告する。

3 前項により報告を受けた県支部長は、当該応援会員の所属する代表都市に応援活動の終了を通知する。

4 前項により通知を受けた代表都市は、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(応援活動の費用負担)

第 15 条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人件費及び法令上の特別の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(防災協議会)

第 16 条 県支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な情報交換を目的とした防災協議会を設置し、毎年定期的に開催する。

2 防災協議会は、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を含む必要な者で構成するものとする。

(会員以外への協力)

第 17 条 県等の行政機関または日本水道協会東北地方支部から会員以外の水道事業者及び簡易水道事業者に対する応援要請があった場合、県支部長及び代表都市は本協定に準じた応援要請等に対応する。

2 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

(指針)

第 18 条 県支部長は、本協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

(協議)

第 19 条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成 10 年 5 月 26 日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

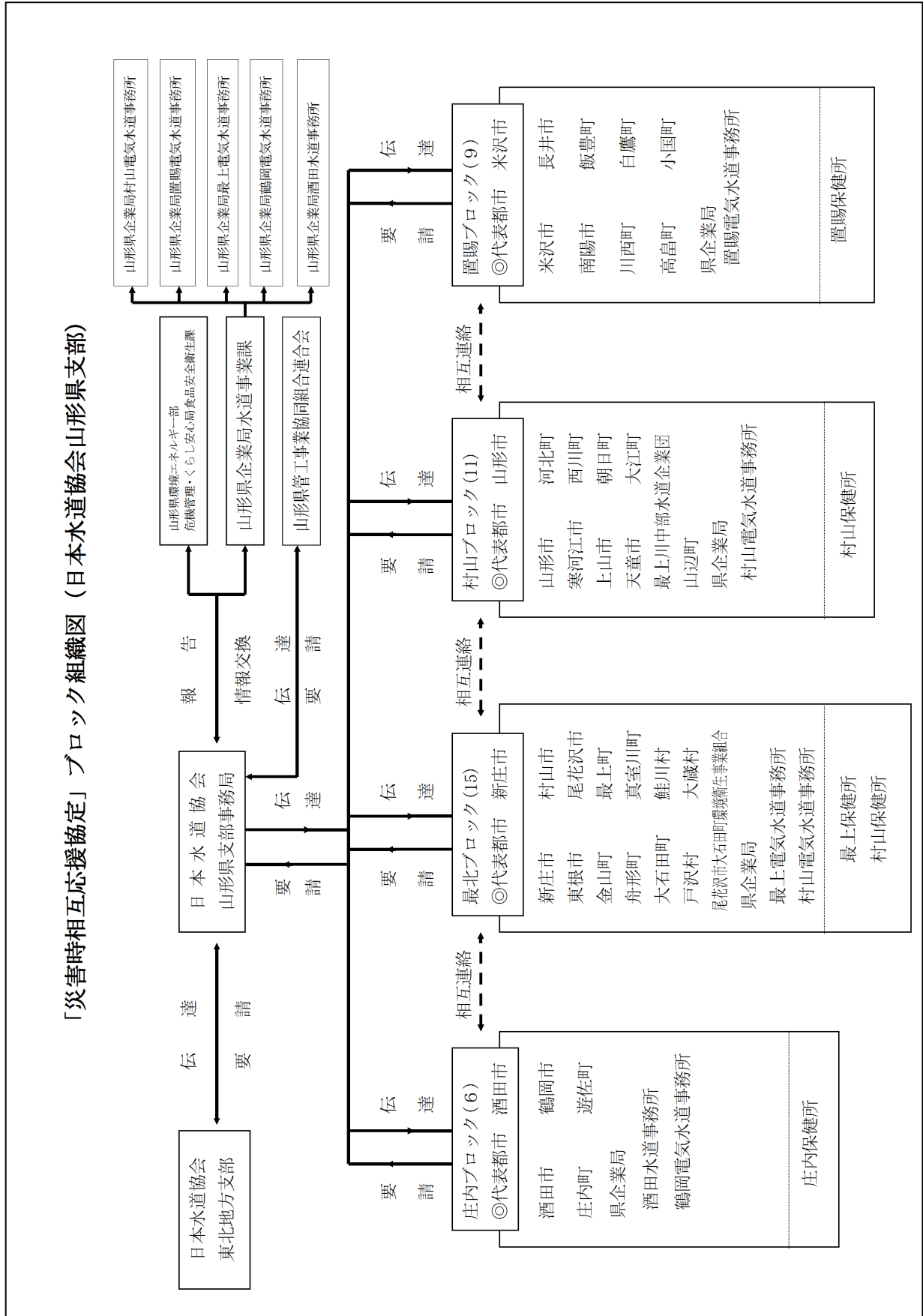
2 日本水道協会山形県支部「水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成 7 年 5 月 24 日協

定)」は、廃止する。

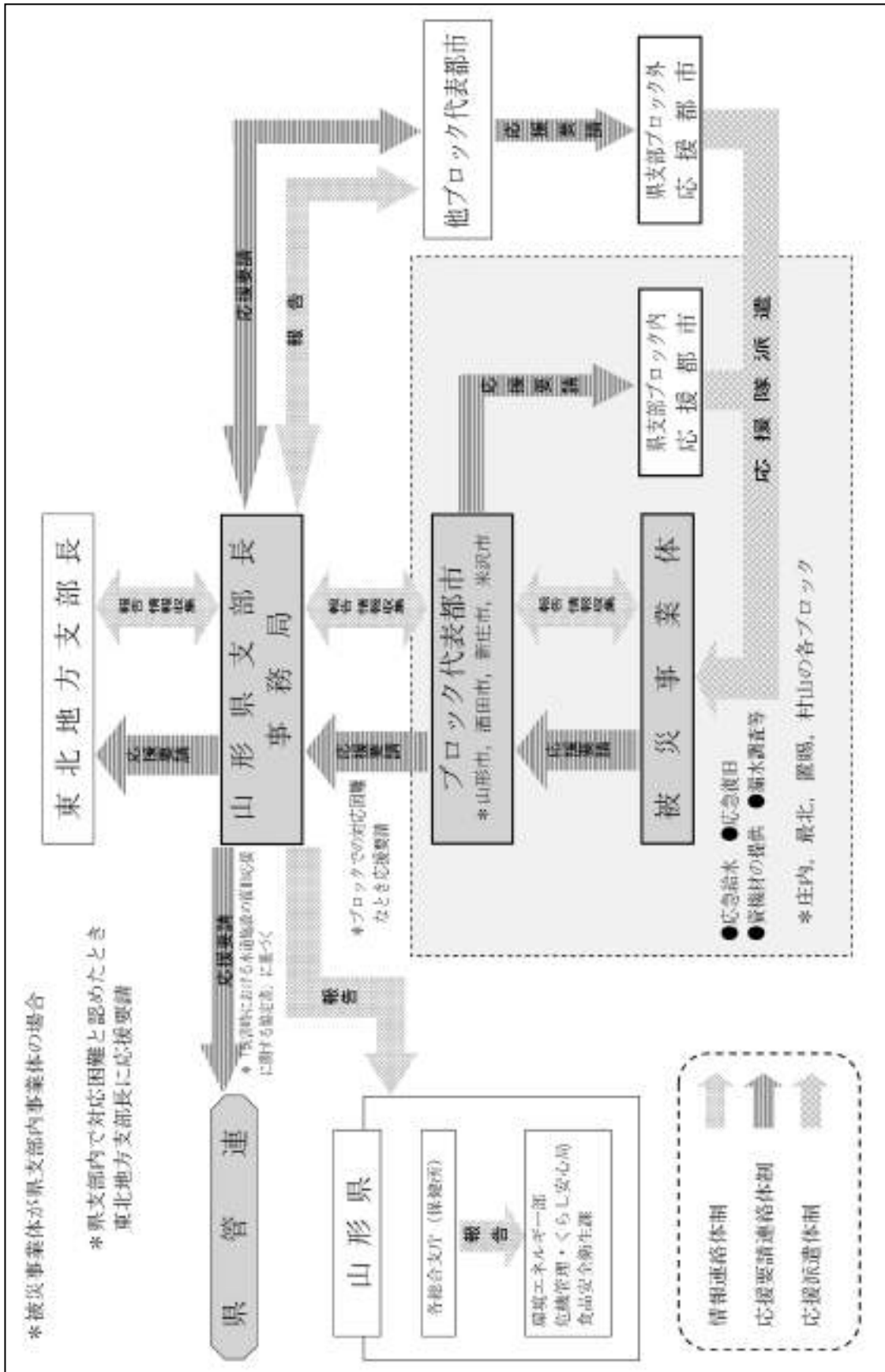
附則（平成27年4月24日改定）

- 1 この協定は、平成27年4月24日から適用する。

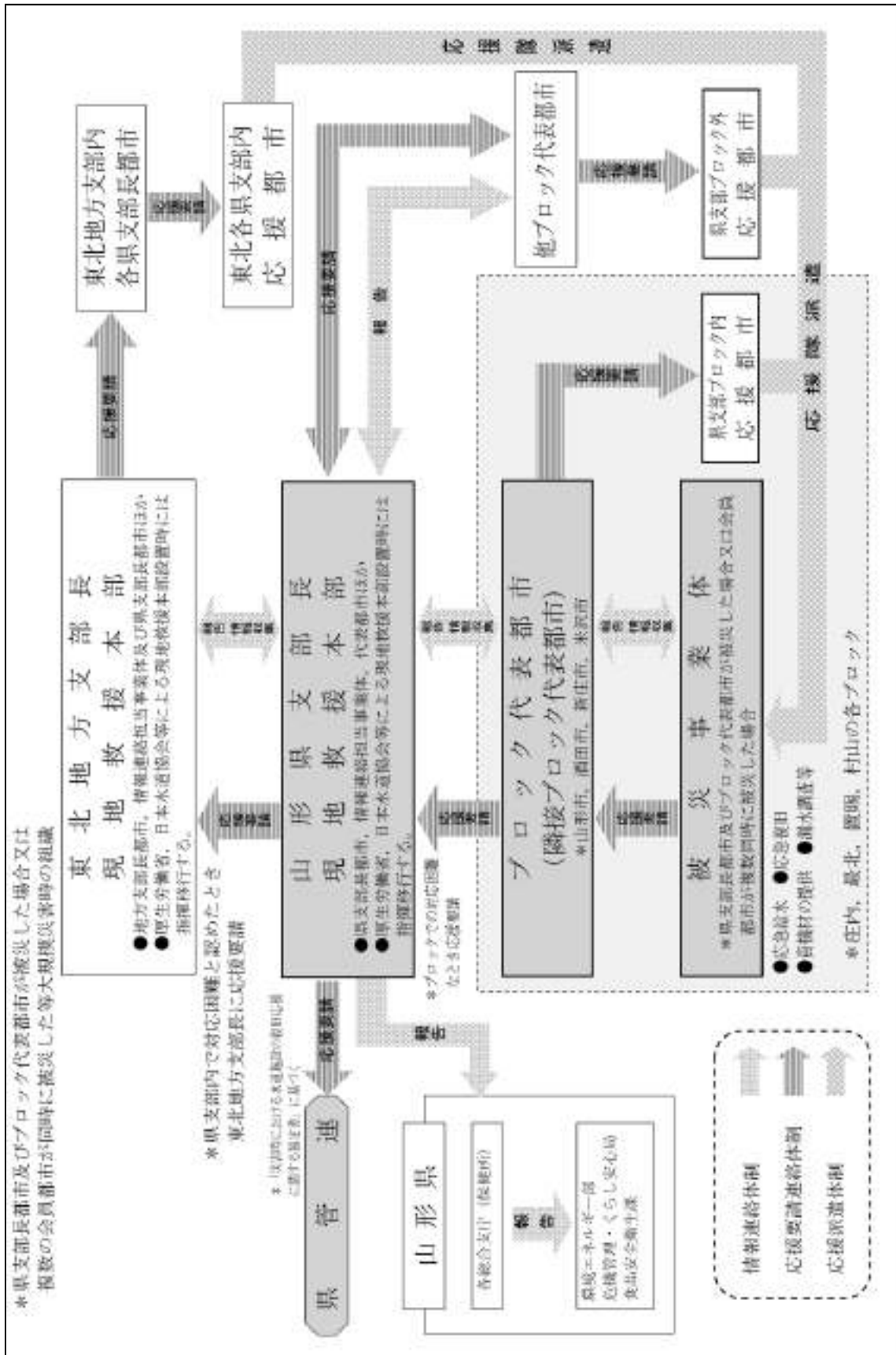
「災害時相互応援協定」ブロック組織図（日本水道協会山形県支部）



## 応援要請連絡体制（小規模災害時）



# 応援要請連絡体制（大規模災害時）



## 河北町と東根市との災害相互援助協定書

(趣旨)

第1条 河北町(以下「甲」という。)と東根市(以下「乙」という。)とは、人命尊重の精神に基づき、災害時における避難、救援その他の必要な応急対策に関し、この協定に定めるところにより、相互に援助協力を行うものとする。

(応援要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するように努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって、必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(経費)

第4条 応急物資等の供給に要する経費(輸送費)は、当該供給を要請した側が負担するものとし、その額については双方協議して決定する。

(その他)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 河北町長 氏 名

乙 東根市長 氏 名

## 石巻市、藍住町及び河北町における災害相互応援協定書

(趣旨)

第1条 石巻市、藍住町及び河北町（以下「協定都市」という。）は、相互友好の精神に基づき、協定都市のいずれかに大規模な災害が発生した場合、協定都市が相互に応援し、被災した協定都市（以下「被災都市」という。）の応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧」という。）を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫及びこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの提供に必要な資機材の提供
- (3) 救援、援助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資機材等の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第4条 応援のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費等の負担)

第5条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援の要請を受けた協定都市から特別の申し出がない限り、被災都市が負担するものとする。

- 2 被災都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援の要請を受けた協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 派遣職員が応援活動により負傷し、あるいは疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援の要請を受けた協定都市が負うものとする。
- 4 派遣職員が応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援の要請を受けた協定都市への往復途中において生じたものを除き、被災都市がその賠償の責務を負



うものとする。

(自主的活動)

第6条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡がとれない場合は、被災都市からの要請を待たずに自主的に応援活動を実施することができるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、いずれかの協定都市の長から解約の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定都市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年8月4日

宮城県石巻市長 氏 名

徳島県藍住町長 氏 名

山形県河北町長 氏 名

## 豊山町及び河北町における災害相互応援協定書

(趣旨)

第1条 愛知県豊山町及び山形県河北町(以下「協定町」という。)は、協定町のいずれかに大規模な災害が発生した場合、協定町が相互に応援し、被災した協定町(以下「被災町」という。)の応急対策及び復旧対策(以下「応急復旧」という。)を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫及びこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの提供に必要な資器材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に規定する資器材等の種類及び数量
- (3) 前条第3号に規定する職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第4条 応援のため派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、被災町の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費等の負担)

第5条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援の要請を受けた協定町から特別の申し出がない限り、被災町が負担するものとする。

- 2 被災町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災町から要請があった場合には、応援の要請を受けた協定町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援の要請を受けた協定町が負うものとする。
- 4 派遣職員が応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援の要請を受けた協定町への往復途中において生じたものを除き、被災町がその賠償の責務を負うものとする。

(自主的活動)

第6条 協定町は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災町と連絡がとれない場合は、被災町からの要請を待たずに自主的に応援活動を実施することができるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、いずれかの協定町の長から解約の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月24日

愛知県豊山町長

山形県河北町長

# 河北町、西村山広域行政事務組合消防本部及び寒河江警察署 における災害協力相互協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、河北町(以下「甲」という。)、西村山広域行政事務組合消防本部(以下、「乙」という。 )及び寒河江警察署(以下、「丙」という。 )が、発災時における相互協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力等の種別)

第2条 本協定において相互協力を要する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
- (2) 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
- (3) その他住民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項

(連絡体制の確立)

第3条 各機関における連絡体制は、次によるものとする。

- (1) 災害連絡担当者の設置

甲、乙及び丙は、災害対策に関する連絡担当者(以下「災害連絡担当者という。 )を設置し、事前に別記様式第1号(災害連絡担当者一覧表)に基づき、役職、氏名、連絡先について、甲、乙及び丙で共有する。また、災害連絡担当者の不在、遠行等によって早急な連絡を要することを想定し、複数の副災害連絡担当者を設置する。

- (2) 夜間連絡体制の確立

災害連絡担当者のほか、執務時間外においても確実に連絡が取り合える各機関の窓口について、別記様式第2号(夜間連絡先)に基づき甲、乙及び丙で共有する。

(災害発生直後における職員派遣体制)

第4条 発災直後における関係機関職員の相互派遣に関しては、中央防災会議策定にかかる「防災基本計画」に基づき、迅速な情報共有を講じて被害規模の早期把握のために、甲災害対策本部に対し、乙及び丙から職員を派遣し、同派遣職員をオブザーバーとして同対策本部に参画することで、各機関が有する情報を提供し合い、効果的な情報共有を図るものとする。オブザーバーを含めた災害対策本部席次表は、別記様式第3号(各機関の災害対策本部席次表)により甲、乙及び丙で共有する。

(情報共有体制の確立)

第5条 甲は、乙及び丙に対して以下の情報を通知し、発災直後における住民の不安・混乱、発災に乗じた犯罪の発生の抑止に努めるものとする。

- (1) 避難所の開設状況、避難者数
- (2) 災害に関わらない者による不法投棄等が予想される廃棄物仮置場等
- (3) 甲の決定に基づく災害被害の復旧に至らない要警戒箇所
- (4) その他時期を逸することのない災害に関する事項

(個人情報の共有及び保護)

第6条 甲、乙及び丙が共有する個人情報は、各機関が属する行政機関が定める個人情報保護規定に基づき保護するものとする。

(協議、改廃等)

第7条 この協定書が実効あるか検証するとともに、改正し、又は廃止する場合は、甲、乙及び丙で協議して決定するものとする。

(保管)

第8条 この協定書の成立を証するため、正本3通を作成し、甲、及び丙が署名捺印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年1月21日

甲 河北町  
町長 氏 名

乙 西村山広域行政事務組合消防本部  
消防長 氏 名

丙 寒河江警察署  
署長 氏 名

## 学校施設を避難場所として指定する覚書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市町村が策定した市町村地域防災計画に山形県教育委員会が管理する学校施設（以下「学校施設」という。）を避難場所として指定させるため山形県知事と山形県教育委員会教育長との間において、次のとおり覚書を取り交わす。

第1条 市町村の地域内における災害に対し、地域住民の生命及び身体の安全保護のため、市町村長が学校施設を避難場所として必要と認める場合は、あらかじめ当該施設を避難場所として指定させることができる。

第2条 市町村長が学校施設を避難場所として指定する場合は、当該学校長の了解を得るものとする。

第3条 避難場所としての学校施設の使用範囲等の詳細については、市町村長と当該学校長との間において協議して定めるものとする。

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議して定める。  
この覚書の確実を期するため、本書2通を作成し双方各1通を保有する。

昭和55年6月4日

山形県知事 氏 名

山形県教育委員会教育長  
氏 名

山形県教育庁総務課

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北整備局長（以下「甲」という。）と、河北町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 河北町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- (2) 河北町災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- (3) その他必要事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通保有する。

平成21年12月21日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号  
国土交通省東北地方整備局長 氏 名

乙 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏 名

## 災害時の協力に関する協定書

山形県河北町（以下「町」という。）と河北町内郵便局（以下「局」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）において、町から局に対して行う支援協力の要請とその手続きを定めるものである。

### （協力要請）

第2条 町及び局は、河北町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

#### （1）局が実施する事項

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係わる災害特別事務取扱及び援護対策

イ 避難所へ必要に応じた臨時郵便差出箱の設置

#### （2）相互に実施する事項

必要に応じ、町又は局が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布、回収を含む）

2 町及び局は、町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）町が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（2）前号以外の事項で協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 町及び局は、前条2項の規定による要請を受けた場合は、業務に支障のない範囲内において、これに応じ協力を努めるものとする。

### （職員の派遣）

第4条 局は河北町災害対策本部に職員を派遣することができる。

### （災害情報等連絡体制の整備）

第5条 災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策については協議するものとする。

### （防災訓練への参加）

第6条 局は、町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。



(情報の交換)

第7条 相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものである。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、町においては、環境防災課長、局においては河北郵便局長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成28年5月26日から平成29年3月31日までとする。ただし、町又は局から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了の翌日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各自1通保有するものとする。

平成28年5月26日

町 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

河北町長 氏 名

局 山形県西村山郡河北町谷地丙3-1

河北郵便局長 氏 名

## 災害時の協力に関する協定書

河北町長 田宮 栄佐美（以下「甲」という。）と東北電力株式会社天童営業所長 石橋 浩（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、河北町内で災害が発生した場合は、次条から第5条について相互に協力するものとする。

（災害情報の提供）

第3条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 甲は、なだれや土砂災害等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたす場合、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第5条 甲は、災害時において乙が行う電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）が確保できない場合は、乙の要請により、資材置場等の確保に協力するものとする。

（隣接行政区域内に対する協力）

第6条 甲は、西村山広域行政区域内に災害が発生した場合において、乙が行う電力復旧作業に必要な資材置場等が確保できない場合は、前条同様乙の要請により協力するものとする。

（町災害対策本部への社員の派遣）

第7条 乙は、震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、必要に応じ、甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部に乙の社員を派遣するものとする。

2 派遣された乙の社員は、災害情報の収集及び伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（復旧順位）

第8条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、救急告示病院、町役場、消防署等の拠点施設への電力設備の復旧を優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧における電源車の使用等は、乙の判断によるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては河北町環境防災課長、乙においては東北電力株式会社天童営業所総務課長とする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通保有するものとする。

平成 2 1 年 2 月 5 日

甲 河北町長 氏 名

乙 東北電力株式会社  
天童営業所長 氏 名

## 災害時における災害応急対策の応援に関する協定書

河北町（以下「甲」という。）と河北町建設クラブ（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行おうとする各種災害応急対策を、乙の会員の応援を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（災害応援対策の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等により発生した障害物の除去
- (2) 災害時等により発生した被害箇所の応急措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害時等応急対策に必要な工事等

（災害応急対策の要請）

第3条 甲は、災害時等において、災害応急対策のための応援（以下「応援」という。）を要請する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙の会員に対し、応援の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 災害時等の状況及び応援要請をする理由
- (2) 応援を要請する場所
- (3) 応援を要請する応急対策の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

（実施）

第4条 乙の会員は、甲から応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、他の業務に優先して応援を実施するものとする。

2 応援を実施する際は、甲の現地責任者の指導を受け、実施するものとする。ただし、甲の現地責任者の指導を受けられないときは、乙の会員が自ら前条の応援の要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙の会員は、前条の規定により応援を実施したときは、次に掲げる事項を書面により、乙を経由し、甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 応援を実施した会員名、場所、作業内容
- (2) 応援を実施した会員別人数及び作業時間数
- (3) 応援に使用した会員別機材類の種別台数及び使用時間数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる事項

（経費の負担）

第6条 甲は、第4条の規定による応援のために要する経費を、乙の会員に支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 災害時の応急対策の協力の伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、乙は、遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、これら損害への対応は、甲、乙協議して定めるものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は平成22年3月25日から平成23年3月31日までとする。ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は引き続き同一条件をもって1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成22年3月25日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏 名

乙 山形県西村山郡河北町谷地甲1083  
河北町建設クラブ  
会 長 氏 名

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）と河北町商工会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所(店舗等)において行うものとする。

ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費を、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、前条に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年3月25日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏 名

乙 山形県西村山郡河北町谷地字月山堂654-1  
河北町商工会  
会 長 氏 名

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定めるものとする。

### （協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

### （調達物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 日用品等
- (2) 応急対策用資機材
- (3) その他、乙が保有し、供給可能な物資等

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所(店舗等)において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。  
2 甲は、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費を、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

### （費用の負担）

第7条 甲は、前条に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。



(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏 名

乙 青森県八戸市根城六丁目22番10号  
株式会社 サンデー  
代表取締役社長 氏 名

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）とさがえ西村山農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所(店舗等)において行うものとする。

ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費を、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、前条に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年3月25日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏 名

乙 山形県寒河江市中央工業団地75番地  
さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 氏 名

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町(以下「甲」という。)とマックスバリュ東北株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。)において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定めるものとする。

(協力要請と発動)

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

(調達物資の範囲)

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書(様式第1号)をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所(店舗等)において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費を、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(改正又は廃止)

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年3月25日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏 名

乙 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
マックスバリュ東北株式会社  
代表取締役社長 氏 名

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うもの

とする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上で定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年3月25日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏名

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 氏名

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート 標識ロープ ヘルメット
日用品等	防塵マスク 簡易マスク 長靴 ゴム手袋 皮手袋 雨具 土のう袋 スコップ
	毛布 タオル 割箸 使い捨て食器 ポリ袋 ホイル ラップ 使い捨てカイロ ウェットティッシュ マスク バケツ 水モップ デッキブラシ 雑巾 簡易ライター
水関係	飲料水 水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ 木炭 木炭コンロ
電気用品等	投光器 懐中電灯 乾電池 カセットコンロ カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （物資協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 医薬品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。



(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所(店舗等)において行うものとする。

ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第7条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(改正又は廃止)

第8条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月18日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長

乙 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号  
株式会社ツルハ  
代表取締役社長

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）と株式会社ダイユーエイト（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （物資協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的な供給に努めるものとする。

### （物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 日用品等
- (2) 応急対策用資機材等
- (3) その他、乙が保有し、供給可能な物資等

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。  
2 甲は、乙が供給した物資の代金及び乙が行なった運搬等の経費を、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における小売価格等を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月18日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長

乙 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
株式会社ダイユーエイト  
代表取締役社長

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （物資協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所(店舗等)において行うものとする。  
ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。  
2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては河北町環境防災課長、乙においては株式会社ヨークベニマル人事総務室長とする。

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月18日

甲 河北町谷地戊81番地  
河北町長

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
株式会社ヨークベニマル  
代表取締役社長

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県河北町（以下「甲」という。）と株式会社たかき（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請と、その手続き等について定めるものとする。

### （協力要請と発動）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請できるものとする。なお、この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行なったときをもって発動する。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、保有物資を優先的に供給するものとする。

### （調達物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとし、かつ、乙において調達できる物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法で申し出を行うものとし、後日、甲は速やかに応急生活物資供給要請書を乙に提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡しは、原則として乙の指定する場所(店舗等)において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、前条に基づく請求があったときには、乙に対し代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(報告)

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について適時報告を求めることができるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3カ月前以前に通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月18日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81  
河北町長

乙 山形県西村山郡河北町大字溝延128  
株式会社たかき  
代表取締役社長

## 災害時における飲料水の供給に関する協定書

河北町（以下「甲」という。）と仙台コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、河北町内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、飲料水を迅速かつ円滑に被災地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、その対策本部から乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が飲料水を必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な飲料水の供給について協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙が、甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、第5条の規定により設置した地域貢献型自動販売機内の飲料水を甲に無償提供するものとする。

(2) 乙は、甲が必要とする数量の飲料水を優先的に供給するものとし、その対価は災害発生直前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 甲は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（地域貢献型自動販売機の設置等）

第5条 地域貢献型自動販売機の設置及び場所については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請手続等）

第6条 第4条第1項第2号に係る甲の乙に対する要請手続は、数量や引渡場所等を記載した飲料水供給要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（引渡し等）

第7条 飲料水の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して、確認のうえ引き取るものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の支払い）

第8条 飲料水の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給等についての情報交換を行



い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 10 月 26 日

山形県西村山郡河北町谷地戊 8 1 番地

甲 河北町長 氏 名

山形県山形市大字中野字的場 8 1 6 番地  
乙 仙台コカ・コーラボトリング株式会社  
山形営業所  
所 長 氏 名

## 災害時における燃料等の優先供給に関する協定書

災害時におけるガソリン、軽油、灯油、A重油、プロパンガス（以下「燃料等」という。）の優先供給に関し河北町（以下「甲」という。）と河北町ガス石油組合（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、河北町内で災害が発生し、甲において燃料等が必要となった場合に、乙の協力により、甲が燃料等の優先供給を受けられるよう必要な事項を定めるものである。

（要請）

第2条 甲は、河北町内で災害が発生し燃料等が必要となったときは、乙に対し燃料等を優先して供給（以下「優先供給」という。）するよう要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があった場合は特別な理由がない限り、燃料等の優先供給について協力するものとする。

（運搬）

第4条 第2条に定める要請の他、必要に応じて甲は乙に対し、甲の指定場所まで燃料等の運搬を要請することができる。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した燃料等に係る費用については、甲が負担し、乙が提出する納品書等に基づき、甲が検収のうえ支払うものとする。

2 燃料等の価格は、直近に契約した燃料単価契約の価格を基本として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（緊急車両の表示）

第6条 災害発生時に燃料等の供給を受ける公用車は、町の緊急対応車両と分かるように、表面「緊急 河北町」裏面「この車両は、河北町の災害対策用緊急車両です。災害時における燃料等の優先供給に関する協定に基づき、燃料等の供給をお願いします。」の表示標を示すこととする。

（有効期間）

第7条 この協定は締結の日から実施とし、甲または乙により文書による別段の意思表示がない場合は、継続するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地  
河北町長 氏 名

乙 山形県西村山郡河北町谷地甲273  
河北町ガス石油組合  
代 表 氏 名

## 災害時における放送要請に関する協定書

河北町（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山形（以下「乙」という。）は、河北町内において地震、風水害、その他の災害又は武力攻撃事態等が発生し、若しくはそのおそれがある場合における緊急放送等の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び同法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第8条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときに必要な手続きを定め、乙の所有する放送設備を使用して放送を行うことにより、災害の発生の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 河北町内において発生した災対法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めるときに乙が他の放送に優先して行う放送であって、かつ、ラジオ起動電波を伴う臨時の放送をいう。
- (3) 国民保護 国民保護法第2条第3項に定める国民の保護のための措置をいう。
- (4) 緊急告知放送設備 第2号及び次号の放送を行うために乙が導入する、次に掲げる設備をいう。
  - ア 全国瞬時警報システム（以下「J-A L E R T」という。）受信機
  - イ 自動告知システム
  - ウ 放送装置制御器
  - エ コムフィス（Comfis）センター装置
- (5) 緊急割込放送 J-A L E R Tにより緊急告知放送設備が自動起動して、放送中の番組に強制的に割り込んで放送されるラジオ起動電波を伴う臨時の放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、災対法第57条の規定により、緊急を要する場合であって、特別の必要があるときは、乙に対し緊急放送を要請できるものとする。

（要請の手続き）

第4条 前条の規定による緊急放送の要請（以下「緊急放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 緊急放送の要請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 毎日午前9時から午後6時までの時間帯（次号に掲げる時間帯を除く。）

乙が放送を行うスタジオに、電話、ファックス、電子メール等を用いて連絡する方法  
(2) 前号に掲げる時間帯以外の時間帯及び乙が甲に事前に通知した乙のスタジオが無人となる時間帯 第8条に定める連絡責任者に連絡する方法

(運用)

第5条 乙は、緊急放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、緊急放送を行うものとする。

2 乙は、緊急放送を行う時は、甲の要請の趣旨を変えずに放送するものとし、その情報源が甲である旨の放送をするものとする。

(要請の基準)

第6条 甲は、次の基準により緊急放送を要請するものとする。

(1) 河北町内において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、避難指示等が発令され、住民の避難が必要となったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、甲が災害に関連する情報を保有し、緊急に住民に対して情報を伝達する必要があると判断したとき。

(放送の実施)

第7条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

2 乙は、全国瞬時警報システム業務規程(平成22年12月15日付け消防運第157号国民保護運用室長通知)第4条第1項各号に掲げる情報のうち、J-ALERTにより自動起動した次の事項について、緊急割込放送をするものとする。

(1) 緊急地震速報

(2) 噴火警報

(3) 住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報

3 乙は、乙のスタジオが無人となる場合に緊急割込放送が行われたときは、その内容を速やかに文書等により甲に報告するものとする。

4 乙は、機器点検を兼ねて、甲乙協議のうえ定められた日時に試験放送を行うものとする。

5 乙は、緊急放送又は緊急割込放送の要請に備え、乙の所有する放送設備について正常な機能の維持に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者の氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 次に定める事項に関する費用については、甲の負担とする。

(1) 緊急放送及び緊急割込放送の実施

(2) 試験放送等の実施

2 前項の費用の額、支払等については、甲乙が別途契約を締結する。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年12月16日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

河北町長

乙 山形市松山二丁目14番69号

株式会社エフエム山形

代表取締役社長

## 大規模災害時における災害活動への支援に関する協定書

河北町（以下「甲」という。）と、一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害時における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の大規模災害が発生した場合の支援活動に関し必要な事項を定め、迅速かつ効果的な災害活動が実施できる体制を確保し、被害の軽減を図ることを目的とする。

（乙が行う支援活動）

第2条 乙が行う支援活動は、甲が行う人命救助活動等に対する人的支援、物的支援及び技術的支援とする。

（支援要請）

第3条 甲が乙に支援を要請する場合は、書面で行うものとする。ただし、書面で要請する間がないときは、電話等で要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 甲が行う支援要請は、次の場合に行うものとする。

- (1) 倒壊物の排除等で重機などの専用の資機材（操作員を含む。）を必要とする場合
- (2) 要救助者の救助や現場職員の安全確保等のため、技術者のアドバイスが必要な場合
- (3) その他必要な場合

3 甲が支援を要請するときは、次に掲げる事項を通報するものとする。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
- (2) 支援活動の内容（人員及び資機材の種類と数などを含む。）
- (3) 現場において指示を発する職員（以下「現場指揮者」という。）の職氏名、連絡方法等
- (4) その他必要な事項

（支援出動）

第4条 乙は、甲から支援の要請があったときは、当該支援活動を担当する山形県解体工事業協会会員（以下「協会員」という。）を速やかに出動させるものとする。（支援活動に必要な資機材を含む）

2 乙が当該支援活動に協会員を出動させるときは、次に掲げる事項を甲に通報するものとする。

- (1) 担当する協会員名
- (2) 現場に派遣する責任者の職氏名、連絡方法等
- (3) 派遣人員、資機材の種類と数等
- (4) その他必要な事項

（支援活動の指揮）

第5条 災害現場に派遣された乙の協会員は、甲が指名した現場指揮者の指示の下に活動するものとする。

(応需体制の確保)

第6条 乙は、甲の支援要請に対し迅速に対応するため、協会内部の連絡体制を確立しておくものとする。

2 乙は、協会員が保有し、支援活動に活用できる重機や資機材について、その種別及び数量等を随時調査し、把握しておくものとする。

3 乙は、災害現場に派遣する協会員の優先順位及び重機や資機材の搬送方法について、予め計画しておくものとする。

(訓練等)

第7条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、乙は、甲から防災訓練等への参加又は支援について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った支援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、技術的支援のうち、電話等によるアドバイス・助言に係る経費については、これを無償とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定の実施に必要な事項及び平常時における防災活動への協力については、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発するものとする。なお、協定期間は締結の日から1年間とし、期間満了の1箇月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 西村山郡河北町谷地戊81番地

河北町長 氏 名

乙 山形市久保田二丁目1番47号

一般社団法人 山形県解体工事業協会

代表理事 氏 名



## 災害時等における救援活動の協力に関する協定書

河北町長（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ代表取締役社長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、地震、風雪水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生するおそれがある場合の被災者等（帰宅困難者及び地域住民を含む。以下同じ。）の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙は、乙の店舗及び関係機関（以下「店舗等」という。）において保有する飲料水、食糧及び生活物資等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- (2) 乙は、店舗等において被災者等に対し、甲の広報やテレビ、ラジオで知り得た災害情報を提供すること。
- (3) 乙は、避難場所として駐車場・トイレ等を一時的に提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

### （協力の要請）

第3条 前条の要請は、救援活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、原則として乙の指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資等の確認を行い引き取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において、生活物資等受領確認書（様式第2号）を受け取るものとする。

### （経費の負担）

第5条 第2条の規定により救援活動の協力を要した費用（以下「救援活動の費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 救援活動の費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲は、乙から救援活動の費用等に係る請求があったときは、災害発生による混乱が沈静化した後、すみやかに支払うものとする。

### （通知）

第6条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度相手方に

通知するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月3日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

河北町長

乙 山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ  
代表取締役社長

## 災害時等における電動車両の貸与に関する協力協定

河北町（以下「甲」という。）と山形三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）、山形三菱登録販売店（河北町地区）有限会社河北自動車整備工場（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は河北町内で自然災害や大規模停電、その他町民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、甲が、乙に対して電動車両（以下「車両」という。）の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両を必要とするとき、乙に対して車両の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。ただし、乙が休日にて連絡が不可の場合は、丙に協力要請をするものとする。

（協力要請方法）

第3条 甲が乙に協力要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、乙に連絡するものとし、乙は車両の手配を行うものとする。事後、甲は協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

（協力）

第4条 甲からの協力要請があった場合には、乙は速やかに車両を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

- (1) 乙は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両を搬送するものとする。
- (2) 甲は、車両の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- (3) 引渡しの日時については甲と乙が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 甲は、乙より貸与を受けた車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 町内において使用する。
- (3) 車両が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡をする。

（補償）

第6条 車両の使用若しくは協力要請中に発生した損害の補償については、以下のとおり扱うものとする。

- (1) 事故等により、甲及び乙が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、

甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 車両の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、乙が、補償責任を負うものとする。

(3) 車両の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、本協定第3条の規定により車両を貸与した場合は次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、甲に報告するものとし、事後乙は実績報告書を甲に提出するものとする。

(1) 貸与した車両及び車両登録番号

(2) 貸与した場所

(3) 貸与した日数及び走行距離

(4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両の貸与に係る費用については無償とする。ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は甲が、車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種別の日単価については、甲と乙が別途協議する。

(費用の決定)

第9条 前条に規定する費用については、災害等発生時の直前における適正価格を基準として甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第10条 乙は、前条の規定により決定した費用について、甲に請求するものとする。甲は乙からの前項の請求があった場合、速やかに乙に支払うものとする。

(通知)

第11条 甲は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、甲及び乙が協議の上実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名、捺印の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月22日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

河北町長

乙 山形県山形市五十鈴3丁目1番6号  
山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

丙 山形県西村山郡河北町谷地字田中225-1  
有限会社河北自動車整備工場

代表取締役

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

河北町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 27 年 10 月 1 日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊 8 1 番地

河北町長  
氏 名

乙 山形県山形本町一丁目 7 番 5 4 号  
東日本電信電話株式会社 宮城営業部  
山形支店長

氏 名



## 特設公衆電話設定施設一覧

No.	施設名	利用場所	設置回線	所在地
1	西里小学校	体育館	1 台	西里 562
2	西里農村環境改善センター	事務室	1 台	西里 750-7
3	両所活性化センター	玄関ホール	1 台	西里 6346
4	溝延小学校	体育館	1 台	大字溝延字小堤 312-1
5	溝延研修センター	玄関ホール	1 台	大字溝延字小堤 40
6	谷地中部小学校	体育館	1 台	谷地字所岡 73
7	河北町民体育館	玄関ホール	1 台	谷地字所岡 77
8	河北町総合交流センター サハトベに花	玄関ホール	1 台	谷地所岡三丁目 1-10
9	河北町職業訓練センター	玄関ホール	1 台	谷地字所岡 142-2
10	総合福祉センター	事務室	1 台	谷地甲 2325-3
11	河北中学校	体育館	1 台	谷地中央四丁目 12-1
12	谷地南部小学校	体育館	1 台	谷地字荒町東 1 丁目 7-1
13	河北町ふれあい交流施設 べに花温泉ひなの湯	玄関ホール	1 台	谷地字下野 269
14	ふれあい館	事務室	1 台	谷地中央三丁目 15-1
15	谷地西部小学校	体育館	1 台	谷地字布田 55
16	北谷地小学校	体育館	1 台	大字吉田 367
17	北谷地構造改善センター	玄関ホール	1 台	大字吉田字馬場 261
18	河北町役場	町民ホール	1 台	谷地戊 81 番地
	合計 19 施設		19 台	

## 災害時における被災者支援に関する協定書

河北町（以下「甲」という。）と山形県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、河北町内で地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために土地家屋調査士が関与できる業務を、甲及び乙が相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

### （支援の内容）

第2条 この協定において被災者支援の内容は、次に掲げる業務とする。

- (1) 不動産の表示に関する登記についての相談
- (2) 土地の筆界に関する相談
- (3) 筆界特定の手続に関する相談

### （要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して支援業務を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- (1) 要請の事由及び内容
- (2) 支援業務を実施する場所
- (3) 支援業務を実施する機関

### （土地家屋調査士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から土地家屋調査士業務に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

### （支援業務の場所の調整及び広報）

第5条 甲は、支援業務を行う場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

### （費用負担）

第6条 第2条に規定する支援業務に要する費用は無償とする。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年2月1日

甲 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

河北町長

乙 山形市緑町一丁目4番35号  
山形県土地家屋調査士会

会 長

## 災害時等における職員の動員配備体制

### 第1次配備（注意配備）

配備基準（地震）	配備基準（風水害等）	活動内容	配備体制
<p>1 震度4の地震が観測された（山形地方気象台発表）とき。</p> <p>2 その他町長が必要と認めたとき。</p>	<p>1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発令されたとき。</p> <p>2 その他町長が必要と認めたとき。</p>	<p>必要に応じて被害状況等災害関連情報の収集、伝達活動を行うこと。</p> <p>地震のときは、被害状況を必ず総務課防災・危機管理室に連絡すること。</p>	<p>防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹及び下記課の指定職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・健康福祉課</li> <li>・農林振興課</li> <li>・商工観光課</li> <li>・都市整備課</li> <li>・学校教育課</li> <li>・生涯学習課</li> <li>・上下水道課</li> </ul>

第2次配備（警戒配備又は災害警戒本部設置の体制）

配備基準（地震）	配備基準（風水害等）	活動内容	配備体制
<p>1 震度5弱及び5強の地震が観測された(山形地方気象台発表)とき。</p> <p>2 その他町長が必要と認めたとき。</p>	<p>1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発令され、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 大雨、風雨等の特別警報が発令されたとき。</p> <p>3 その他町長が必要と認めたとき。</p>	<p>必要に応じて被害状況等災害関連情報の収集、伝達活動を行うこと。</p>	<p><b>防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹及び各課、局の指定職員</b></p> <p>ただし、風水害のときは、各課長等には、総務課防災・危機管理室が招集の連絡を行うこと。</p> <p><b>【災害警戒本部】</b>          警戒本部長：町長          警戒副本部長：副町長          本部員：教育長          防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹          河北分署長          消防団長          河北交番所超長          事務局長：防災・危機管理監</p>

非常配備（災害対策本部設置の体制）

配備基準（地震）	配備基準（風水害等）	活動内容	配備体制
<p>1 震度6弱以上の地震が観測された（山形地方気象台発表）とき。</p>	<p>1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発令され、大規模な災害が発生し、町内全域に被害が及ぶと予想されるとき。 2 その他町長が必要と認めたとき。</p>	<p>町の組織機構を挙げて対処する体制を構築し、各班が事務分掌による業務に従事すること。</p>	<p>全職員 【災害対策本部】 災害対策本部長：町長 災害対策副本部長：副町長 本部員：教育長 防災・危機管理監、政策推進監、各課長・局長・総務課主幹、まちづくり推進課主幹 河北分署長 消防団長 河北交番所長 事務局長：防災・危機管理監</p>

# 気象警報の種類及び発表基準

## I 注意報・警報・特別警報・情報の種類

### 1 注意報

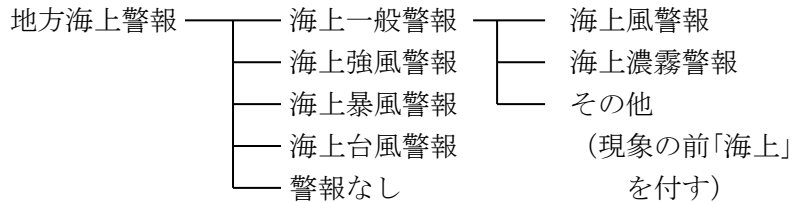
- (1) 気象注意報
  - 風雪注意報
  - 強風注意報
  - 大雨注意報
  - 大雪注意報
  - その他の気象注意報  
(現象名に関する注意報)
    - 濃霧注意報
    - 雷雨注意報
    - 乾燥注意報
    - 雪崩注意報
    - 着雪(氷)注意報
    - 霜注意報
    - 低温注意報
    - その他の異常現象  
(例：融雪注意報)
- (2) 地面現象注意報  
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- (3) 津波注意報
- (4) 高潮注意報
- (5) 波浪注意報
- (6) 浸水注意報  
(注意報事項を気象注意報に含めて行う)
- (7) 洪水注意報
- (8) 水防活動用気象注意報 (大雨注意報をもって代える)
- (9) 水防活動用高潮注意報 (高潮注意報をもって代える)
- (10) 水防活動用洪水注意報 (洪水注意報をもって代える)
- (11) 国土交通省の機関と共同して行う水防活動用洪水注意報
  - ア 最上川上流洪水注意報 (山形河川国道事務所、山形地方気象台)
  - イ 最上川中・下流洪水注意報 (酒田河川国道事務所、山形地方気象台)
  - ウ 赤川洪水注意報 (酒田河川国道事務所、山形地方気象台)
  - エ 須川洪水注意報 (山形河川国道事務所、山形地方気象台)

### 2 警報

- (1) 気象警報
  - 暴風警報
  - 暴風雪警報
  - 大雨警報
  - 大雪警報

- (2) 地面現象注意報  
(警報事項を気象警報に含めて行う)
- (3) 津波警報
- (4) 高潮警報
- (5) 波浪警報
- (6) 浸水警報  
(警報事項を気象警報に含めて行う)

- (7) 洪水警報
- (8) 海上警報



- (9) 水防活動用気象情報  
(大雨警報をもって代える)
- (10) 水防活動用高潮警報  
(高潮警報をもって代える)
- (11) 水防活動用洪水警報  
(洪水警報をもって代える)
- (12) 国土交通省の機関と共同して行う水防活動用洪水警報
  - ア 最上川側上流洪水警報 (山形河川国道事務所、山形地方气象台)
  - イ 最上川中・下流洪水警報 (酒田河川国道事務所、山形地方气象台)
  - ウ 赤川洪水警報 (酒田河川国道事務所、山形地方气象台)
  - エ 須川洪水警報 (山形河川国道事務所、山形地方气象台)

### 3 特別警報

- (1) 特別警報
  - 大雨特別警報
  - 大雪特別警報
  - 暴風特別警報
  - 暴風雪特別警報
  - 波浪特別警報
  - 高潮特別警報

### 4 情報

- (1) 気象情報 ————— 山形県気象情報
- (2) 地震に関する情報
- (3) 津波に関する情報
- (4) 火山情報
  - 臨時火山情報
  - 緊急火山情報
  - 火山観測情報
- (5) 国土交通省の機関と共同して行う水防活動用洪水情報
  - ア 最上川側上流洪水情報 (山形河川国道事務所、山形地方气象台)
  - イ 最上川中・下流洪水情報 (酒田河川国道事務所、山形地方气象台)



- ウ 赤川洪水情報 (酒田河川国道事務所、山形地方気象台)  
エ 須川洪水情報 (山形河川国道事務所、山形地方気象台)

(注) 気象情報とは、気象等の予報に関係ある台風その他の異常気象等について、注意報・警報に先立って知らせたり、注意報・警報の内容を補完したりするなど、防災の効果を上げるために、必要に応じ臨時発表するものである。

対象とする現象により、台風・低気圧・大雨・高(低)温・長雨・濃霧・雪崩・梅雨・小雨などの情報がある。

## 5 通 報

### (1) 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報は、次の通りとする。

ア 実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想させる場合

イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度が70%以下で平均風速が10m/s以上になると予想される場合

ウ 平均風速が12m/s以上になると予想される場合

(ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。)

### (2) 鉄道気象通報

### (3) 電力気象通報

### (4) 漁業無線気象通報

## II 気象注意報・警報・特別警報

### 1 発表基準

#### (1) 注意報

風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合 具体的には 雪を伴い、平均風速が12m/s以上
強風注意報	強風によって被害が予想される場合 具体的には 平均風速が12m/s以上
大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合 具体的には 表面雨量指数基準8又は土壌雨量指数が7.9の基準に到達することが予想される場合
洪水注意報	大雨によって被害が予想される場合 具体的には 寒河江川流域の流域雨量指数基準30.7、最上川流域の複合基準(7, 54.6)の基準に達することが予想される場合
大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 具体的には西村山地域が 12時間の降雪の深さが20cm以上 になると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合 具体的には 濃霧によって、視程が陸上100m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には 1) 実効湿度65%以下で最小湿度が30%以下 2) 実効湿度70%以下で平均速度が10m/s以上 ただし、降雨雪の場合を除く になると予想される場合
雪崩注意報	雪崩によって被害があると予想される場合 具体的には 1) 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上、肘折の積雪が100cm以上 2) 山形の日平均気温が5℃以上、肘折の積雪が180cm以上 3) 山形の日最高気温が5℃以上、肘折の積雪が300cm以上 4) 12月は日降水量が30cm以上、肘折の積雪が100cm以上 になると予想される場合
着雪(氷) 注意報	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合 具体的には 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合

霜注意報	農作物に著しい被害が予想される場合 具体的には 最低気温がおおむね2℃以下 になると予想される場合
低温注意報	(夏期) 低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には 最高・最低又は日平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日続くと予想される場合 (冬期) 低温のための水道管凍結等大きな障害の起こるおそれがあると予想される場合 具体的には 1) 最低気温が-7℃以下または-4℃以下で 平均風速が5m/s以上 2) 日平均気温が-3℃以下の日が数日続く のいずれか になると予想される場合
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって被害が予想される場合 具体的には 河北町は該当なし
波浪注意報	波浪・うねり等によって被害が予想される場合 具体的には 河北町は該当なし
融雪注意報	融雪によって浸水被害が予想される場合

(2) 警 報

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こることがあると予想される場合 具体的には 雪を伴い、平均風速が18m/s以上
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こることがあると予想される場合 具体的には 平均風速が18m/s以上 雪を伴う
大雨警報 (土砂災害、浸水害)	大雨によって重大な災害が起こることがあると予想される場合 具体的には 表面雨量指数基準13又は土壌雨量指数が102の基準に到達することが予想される場合
洪水警報	大雨によって重大な災害が起こることがあると予想される場合 具体的には 流域雨量指数が寒河江川流域=38.4の基準に到達することが予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こることがあると予想される場合 具体的には西村山地域が 12時間の降雪の深さ35cm以上 になると予想される場合

(3) 特別警報

大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 （安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。



●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い為、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

# 避難情報等の判断・伝達マニュアル

共通編

—共通編—

## 3 避難情報の類型

### (1) 避難情報の特性

情報区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (高齢者や障がいがある人など避難に時間を要する人)	<p>災害が発生するおそれ</p> <p>① 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される。</p> <p>② 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。</li> <li>○障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者が含まれる。</li> <li>○「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。</li> <li>○高齢者以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり自主的に避難するタイミングである。</li> </ul>
避難指示	<p>災害が発生するおそれが高い状況</p> <p>① 災害のおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において市町村長から必要と認める居住者等に対し発令される。</p> <p>② 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</li> <li>○「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能。</li> </ul>
緊急安全確保	<p>災害発生又切迫</p> <p>① 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだに危険な場所にいる居住者等に対し指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への行動変更するよう市町村長がが切迫に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される。</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要</li> </ul> <p>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</p>

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所に避難することが必ずしも適切ではなく、事態のひっ迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(2) 避難情報の入手先

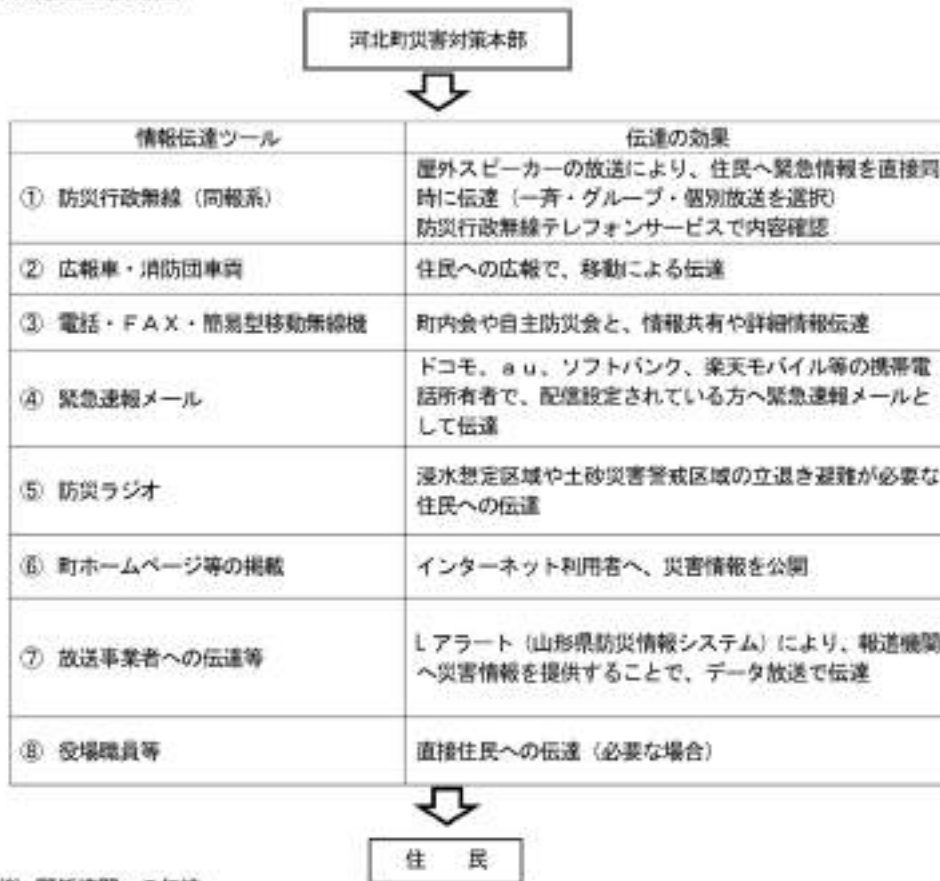
- ・国土交通省 山形河川国道事務所 (Tel. 023-688-8933)
- ・山形県 村山総合支庁西村山地域振興局 河川砂防課 (Tel. 96-8415)
- ・気象庁 山形地方気象台 (Tel. 023-631-8521)

4 避難情報等の伝達方法

(1) 避難情報等の伝達手段

伝達については、町並びに関係機関の保有する以下の通信設備等の情報ツールを複数組み合わせるものとする。

(2) 避難伝達系統図



(3) 関係機関への伝達

- ・国土交通省 山形河川国道事務所 (Tel. 023-688-8933)
- ・山形県（災害情報システムの入力）
- ・寒河江警察署 (Tel. 83-0110)
- ・報道機関

1 避難判断の参考とすべき事項

(1) 水位に関する情報

- ア 最上川下野観測所の水位情報（テレメーター水位観測）  
※今後の水位予測により避難の参考とする

計画高水位	16.99m
はん濫危険水位	16.70m (15.90m)
避難判断水位	16.20m (15.60m)
記念注意水位	14.00m
水防団待機水位	13.30m
※（ ）内は旧値	



(2) 現地からの情報

- ア 水位計のない河川の状況（町職員・消防団の巡視）
- イ 浸水等の状況
- ウ 堤防や排水機場・水門等の状況
- エ 住民からの情報

(3) 関係機関からの情報

- 気象情報： 台風情報、県気象情報、記録的短時間大雨情報
- 気象警報等： 大雨警報（浸水害）、洪水警報、大雨特別警報（浸水害）
- 雨量情報： 地点雨量、流域雨量、面的雨量把握（レーダー・降水ナウキャスト、レーダー雨量、リアルタイムレーダー、解析雨量・降水短時間予報）
- 水位情報： テレメーター水位、水位予測
- 水害の情報： 指定河川洪水予報、水位到達情報、流域雨量指数
- その他情報： 山形地方気象台（ホットライン）  
山形河川国道事務所（ホットライン）

## 2 最上川破堤・はん蓋に伴う避難指示等の想定対象区域

想定浸水深	想定対象区域	災害の様相	対象とする災害
0.5m未満	塩之瀬、3区、9区、北口南、宇北前東、新町、土蔵小路、要害、東団地幸町、荒町西	床下浸水	最上川又は寒河江川の河北町側堤防の破堤・氾濫
0.5m～3m未満	下植、1区、2区、4区、5区、6区、7区、8区、11区、13区、北口北、長表西、長表東、東町、荒町北、荒町中、荒町南、高南、高中、高北、旭町、杉の下、県営住宅、サンコーボラス河北、ひな市通り東、改目、吉田上、造山	床上浸水～2階軒下浸水	
3m～5m未満	12区、14区、15区、16区、道海、押切、かすみ町	2階床上浸水～2階水没	
5m～10m未満	山王、舞台、吉野、荒小屋	2階建て家屋水没	最上川の東根市側堤防の破堤・氾濫

※河北町災害ハザードマップ（洪水）参照

—水害編—

## 3 避難情報等の発令の判断基準

避難指示等の避難情報発令はあつては、河川ごと以下の区分により、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

地 域	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	対象地区
最上川左岸 (下野瀬川河 無堤防区間 梓地区)	① 水位が14.00mに達し、 なお水位が14.30mに到達する 見込みのとき	① 避難判断水位(14.90m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき  ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある被災 等)を確認したとき	北口北、北口南、栲野、 ひな市通り東、改田、吉田 上
最上川左岸 (下野瀬川河 無堤防区間 清延地区)	① 水位が14.30mに達し、 なお水位が14.60mに到達する 見込みのとき	① 避難判断水位(14.90m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき  ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある被災 等)を確認したとき	2区、4区、6区、7区、 8区、9区、11区、12区
最上川左岸 (下野瀬川河 谷地橋上流域)	① 水位が15.00mに達し、 なお水位が15.60mに到達する 見込みのとき	① 水位が15.00mに到達し、なお水位 の上昇が予想されるとき  ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある被災 等)を確認したとき	13区、14区、15区、16区、 高瀬、杉の下、サン・コー ポラス河北、谷地工廻り地
最上川左岸 (下野瀬川河 谷地橋下流域)	① 水位が15.00mに達し、 なお避難判断水位 (16.20m)に到達する見込 みのとき	① 避難判断水位(16.20m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき  ② 河川管理施設の異常(堤防本体の 漏水等、破堤につながる恐れのある被災 等)を確認したとき	宇北、前西、前東、長浜西、 長浜東、道海、東町、荒町 北、荒町中、荒町南、高中、 高北、魁町、新町、土屋小 路、新田根、中町、所倉住 宅、まけみ町、荒町西
最上川右岸 (下野瀬川河 谷地橋下流域)	① 水位が15.60mに達し、 なお避難判断水位 (16.20m)に到達する見込 みのとき	① 避難判断水位(16.20m)に到達し、 なお水位の上昇が予想されるとき  ② 河川管理施設の異常(堤防本体の漏 水等、破堤につながる恐れのある被災 等)を確認したとき	山王、舞台、古野、見小屋
その他の河川・ 水路等	① 地域内での河川等の増水 や、床下浸水、道路浸水の 危険性が見込まれるとき	① 地域内で床下浸水や道路浸水が始 まり、被害が拡大すると見込まれると き  ② 排水先の河川水位が高くなり、排 水機場ポンプ停止の状態や逆流によ る内水氾濫の発生が予想されるとき	全域
気象情報等	① 大雨警報(浸水害)、供 水警報が発表され、被害が 予想されるとき	① 大雨警報(浸水害)、供水警報が発 表され、被害が拡大すると見込まれる とき	全域

(※1) 大雨特別警報(浸水害)発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、実施済みの措置の内容を再度確認する。

## 4 避難すべき地区

避難すべき地区	避難場所	対象河川(箇所)
谷地中部地区	河北町町民体育館	最上川・その他の河川等
谷地東部地区(舞台・吉野・荒小屋)	河北町町民体育館 東根市中央運動公園体育館	最上川・その他の河川等
谷地南部地区	河北中学校	最上川・その他の河川等
谷地南部地区(山王)	東根市立大富中学校	最上川・その他の河川等
清延地区	西里農村環境改善センター	最上川・その他の河川等
北谷地地区	北谷地構造改善センター	最上川・その他の河川等
谷地西部地区	サハトベに花	その他の河川等
西里地区	西里農村環境改善センター	その他の河川等

※ 町災害対策本部が開設する避難所を示しているが、距離や位置など地域の状況や自主防災会等の避難判断に基づく自治公民館等への避難も有効であり、この場合は町災害対策本部への避難状況の報告を必ず行うこととする。

## 2 避難情報等の想定対象区域

避難指示等の想定対象区域は下記の表のとおりとする。ただし、町内のあらゆる箇所に点在していることから、町職員・消防団による巡視情報や周辺住民からの通報などの情報を収集するとともに、気象台・県関係機関等との間で情報交換を行い、情報に応じた対象区域を判断するものとする。

## 土砂災害警戒区域

指定区域名	箇所番号	所在地区	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
山口沢	15-7	北谷地地区	土石流	
弥勒寺川	J-K5	谷地西部地区	土石流	○
シノ子沢	15-5	西里地区	土石流	
杉山沢	J-K3	谷地西部地区	土石流	○
滝の沢	15-H01	谷地西部地区	土石流	
高嶋沢	15-1	谷地西部地区	土石流	○
高嶋	J15-H001	谷地西部地区	地すべり	
西の沢	15-2	西里地区	土石流	
大清水	15-6	西里地区	土石流	○
小沢	15-3	西里地区	土石流	○
岩木	1-2204	北谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
山口	2-2206	北谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
山口	J15-H002	北谷地地区	地すべり	
上沢畑北	2-2205	谷地地区	急傾斜地の崩壊	○
根際1-2	1-2203-2	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際1-1	1-2203-1	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際2	2-2207	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際上	2-2204	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
根際3	2-2203	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所-4	1-2201-4	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所-3	1-2201-3	西里地区	急傾斜地の崩壊	
両所-2	1-2201-2	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所-1	1-2201-1	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所上	2-2202	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所上2	2-15H001	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
両所島	2-2201	西里地区	急傾斜地の崩壊	○
計	26箇所			19箇所



### 3 避難情報等の発令の判断基準

避難指示等の発令基準は下表のとおりとする。なお、運用にあたっては、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令するものとする。

避難情報等の発令の判断基準

土砂災害編

高齢者等避難（警戒レベル3）	避難指示（警戒レベル4）
① 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）が発見されたとき  ② 大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報が発表され、今後も継続する状況にあるとき  ③ 山形県土砂災害警戒情報に合成実効雨量（※1）が1時間後または2時間後に土砂災害警戒基準値（CL）（※2）を突破する状況にあるとき	① 近隣で土砂災害前兆現象（斜面崩壊・斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき  ② 近隣で単発的な土砂災害の報告があり確認されているとき

※1 地表面に蓄えられた雨の量を表現したもので、地面に降り注いだ雨の量が増えると、崩壊や土石流が発生しやすくなると考えられており、土砂災害警戒判定の中で2つの実効雨量（短期的な降雨の影響・長期的な降雨の影響）を合わせて表現をしている。

※2 過去の主たる災害事例の分布から、これまでに災害が発生した事のない領域と、災害が発生した事がある領域の境界に引かれた線。ただし、この線を越えれば必ず災害が起こるというのではなく、越えなければ必ず安全というわけでもなく、災害が発生する確率が高くなる基準とされる。

## 4 避難すべき地区

避難すべき地区	避難場所	自然現象の種類
北谷地地区（山口・岩木一）	北谷地構造改善センター	土石流・急傾斜地の崩壊
谷地西部地区	サハトベに花	土石流・急傾斜地の崩壊
西里地区（横塚）	西里農村環境改善センター	土石流・急傾斜地の崩壊
西里地区（両所）	両所活性化センター	土石流・急傾斜地の崩壊

※ 町災害対策本部が開設する避難所を示しているが、距離や位置など地域の状況や自主防災会等の避難判断に基づく自治公民館等への避難も有効であり、この場合は町災害対策本部への避難状況の報告を必ず行うこととする。

## 過 去 の 災 害 履 歴

### 1 水害等

種 類	災害名称	発生年月日	発生地点	被 害 状 況	発生原因	講 じ た 措 置
洪水		S. 39. 7. 12	最上川水系	田、畑の冠水	集中豪雨	
洪水		S. 41. 6. 28	最上川水系 古佐川左岸	堤防欠損(古佐川) 床上浸水 4戸 床下浸水 66戸 田の埋没 0.132ha 田の冠水 121 ha	台風4号 による大 雨	災害対策本部設置 消防団員300人出動 積土のう及び木流し工法
洪水	羽越豪雨	S. 42. 8. 29	最上川水系 白水川水系	堤防欠損 (白水川右岸) 床上浸水 5戸 床下浸水 76戸 田、畑冠水 1,050ha	最上川上 流の大雨	災害対策本部設置 消防団員500人出動 積土のう3段500m、杭 打50m 荒小屋地区に避難命令
山くずれ	両所豪雨	S. 44. 7. 31	両 所 古 佐 川	山くずれ 床上浸水 2戸 床下浸水 21戸	集中豪雨	災害対策本部設置 消防団員200人出動 積土のう、木流し、杭打 工法
洪水 山くずれ	昭和44年 8.8災害	S. 44. 8. 8	古 佐 川 根 際 沢 川 滝 の 沢 川	家屋の半壊 6戸 家屋の一部破損6戸 床上浸水 77戸 床下浸水 972戸 田畑の流失、埋没 25.7ha 道路決壊 12箇所 橋流失 4箇所 堤防決壊 14箇所 山くずれ 40箇所	集中豪雨 による鉄 砲水	災害対策本部設置 消防団員600人出動 積土のう、杭打、木流し 工法 荒小屋地区に避難命令
洪水		S. 51. 8. 6	沢 畑 堰 古 佐 川 槇 川	床上浸水 52戸 59棟 床下浸水 148戸 132棟 田畑冠水 186.5 ha 田浸水 245.0ha 田埋没 0.3 ha 農業施設被害 0.3h 耕地被害 29箇所 林道被害 1箇所 道路被害 11箇所 商工業被害 9箇所	集中豪雨	災害対策本部設置 消防団員出動 積土のう

(近年の発生)

種 類	災害名称	発生年月日	発生地点	被 害 状 況	発生原因	講 じ た 措 置
地すべり 豪 雨	—	H9. 6. 18	山 口 岩 木 一	山口地区：地すべり 岩木一地区：岩砂橋 付近護岸崩壊 その他：農作物冠水	集中豪雨	豪雨対策本部設置  消防団員出動  避難指示 山口地区の一部世帯及び 下河原地区全世帯
洪 水	—	H25. 7. 18	最 上 川 水 系	最上川下野観測所 到達水位：15.62m 7月18日 15:15  断水（町内全域） 7/18～7/19 及び 7/22～7/24  給水活動支援 自衛隊・友好都市石 巻市・上下水道組合  全壊1棟・床下浸水 1棟・町道被害5箇 所・農道被害1箇 所・林道被害3箇 所・河川被害3箇所 田畑冠水及び浸水： 204ha	集中豪雨	災害対策本部設置  消防団員出動 (内水排水作業)  避難指示 舞台・吉野・荒小屋・溝 延（13区・14区・15区 ・16区）  避難場所 東根市立第二中学校・溝 延研修センター  避難者数 東根市立第二中学校（201 人）東根市民含む 溝延研修センター（76）
洪 水	令和2年 7月豪雨	R2. 7. 28	最上川水系 古 佐 川 槇 川 法 師 川 滝ノ沢川	最上川下野観測所 到達水位：17.55m 7月28日 21:10  停電（西里・岩木・ 谷地西部）7/28 最大1,469戸  断水（押切） 7/30 1戸  内水排水作業支援 河北町建設クラブ	集中豪雨	災害対策本部設置  避難指示 町内全域  消防団出動 (危険箇所巡視、避難誘 導、交通整理、内水排水 作業)  避難者数 町内外13避難所（1,081 人） ※東根市指定避難所含む

種 類	災害名称	発生年月日	発生地点	被 害 状 況	発生原因	講 じ た 措 置
				大規模半壊 2棟 半壊 24棟 準半壊 23棟 床上浸水 10棟 床下浸水 81棟 町道被害 11箇所 農道被害 8箇所 林道被害 46箇所 農地冠水及び浸水 325ha 谷地工業団地の一部冠水		

## 2 特筆すべき台風被害

年 月 日	被 害 状 況
明治 32. 12. 23	全壊家屋 谷地 5 戸、破損 50 戸 慈眼寺の大杉 30 本倒伏
明治 35. 9. 28	溝延被害大、全壊家屋（谷地 26、北谷地 3） 半壊（谷地約 40、北谷地 6） 屋根破損約 650 樹木倒伏（果樹約 1,000 本、松、杉などの倒伏 220 本くらい） 名木、大樹 谷地光円坊の大杉、溝延地内の大杉、田井経壇の大櫨、西里も被害はあったと思われる。

## 3 主な火災記録

西 暦	年 月 日	被 害 状 況
1792	寛政 4 年 6 月	吉田村 25 軒焼失
1802	享和 2 年 4 月	荒町村 20 軒焼失
1807	宝永 5 年 4 月 2 日	六供より出火、西小路方面 23 軒類焼
〃	宝永 5 年 5 月 1 日	大町より出火、南小路など 93 軒焼失
1838	天保 9 年 4 月 18 日	畑中大火
1842	天保 13 年 4 月 22 日	荒町村 37 軒焼失
1844	弘化元年 8 月 18 日	北口から横町にかけて 37 軒焼失
1866	慶応 2 年 5 月 25 日	大町村から出火、405 軒焼失
1869	明治 2 年 5 月 15 日	横町より出火、北口、下工 35 軒焼失
1880	明治 13 年 8 月 2 日	吉田村 40 軒余り焼失
1893	明治 31 年 5 月 12 日	西里両所 109 軒焼失
1914	大正 3 年 5 月 11 日	要害より出火し要害 61 軒、下楨 11 軒焼失
1918	大正 7 年 5 月 3 日	藤助新田 47 軒焼失
1932	昭和 7 年 7 月 22 日	谷地柳町 7 軒焼失
1937	昭和 12 年 4 月 14 日	舞台 5 軒焼失
1943	昭和 18 年 5 月 8 日	吉野 39 戸全焼
1945	昭和 20 年 5 月 7 日	両所 27 戸全焼
1948	昭和 23 年 4 月 29 日	荒小屋 24 戸全焼

※ 大火は、何れも 4 月から 8 月までに発生し、特に 4、5 月の乾燥期が多い。

## 4 地震災害

発 生 年 月 日	地 震 名
昭 和 19 年 12 月 7 日	左沢地震（震度 山形 3）
昭 和 39 年 6 月 16 日	新潟地震（震度 山形 4）
昭 和 53 年 6 月 12 日	1978 年宮城県沖地震（震度 山形 4）
昭 和 58 年 5 月 26 日	1983 年日本海中部地震（震度 山形 3）
平 成 8 年 8 月 11 日	宮城県北部地震（気象庁としての地震名はなし。）
平 成 16 年 10 月 23 日	新潟中越地震（震度 河北町 4）
平 成 17 年 8 月 16 日	宮城県南部地震（震度 河北町 4）
平 成 19 年 7 月 16 日	新潟中越地震（震度 山形 3）
平 成 20 年 6 月 14 日	岩手宮城内陸地震（震度 河北町 4）
平 成 20 年 7 月 24 日	岩手県沿岸北部地震（震度 山形 3）
平 成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震（震度 河北町 5 弱）

## 気 温 、 降 水 量 状 況

年 度	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	平 均	最 高	最 低	合 計
平成15年度	10.9	32.6	-14.1	1,057.0
平成16年度	11.8	34.8	-12.6	1,246.0
平成17年度	10.9	35.7	-11.2	1,296.0
平成18年度	10.9	34.1	-13.5	1,377.0
平成19年度	11.4	36.4	-8.9	1,149.0
平成20年度	11.3	35.2	-10.9	923.0
平成21年度	11.3	34.1	-10.5	819.5
平成22年度	11.8	36.3	-11.8	1,160.0
平成23年度	11.0	35.1	-11.8	987.5
平成24年度	11.1	35.7	-13.2	863.0
平成25年度	11.1	35.0	-14.2	1,153.0
平成26年度	10.9	36.7	-12.9	1,026.5
平成27年度	11.9	37.0	-13.2	898.5
平成28年度	11.8	34.4	-9.7	905.0
平成29年度	11.1	35.7	-14.1	1116.0
平成30年度	11.6	37.0	-15.0	1218.5
令和元年度	11.8	36.1	-9.2	1051.0
令和2年度	12.1	36.7	-11.3	1340.5
令和3年度	11.7	36.3	-12.9	1121.5

資料：気象庁 山形県東根市気象データ

## 積 雪 、 降 雪 量 状 況

年 度	観 察 所	最大積雪深 (cm)	最大降雪深 (cm)	降 雪 量 (cm)
平成 元	河 北 分 署	30	28.3	372
	山 口	45	28	308
2	河 北 分 署	45	25.5	472.4
	山 口	100	33	491
3	河 北 分 署	25	23.5	352.4
	山 口	50	18	272
4	河 北 分 署	33	32.3	419.8
	山 口	68	28	456
5	河 北 分 署	100	78	607.9
	山 口	147	50	443
6	河 北 分 署	45	34.2	443.8
	山 口	108	31	461
7	河 北 分 署	63	28.3	493.3
	山 口	120	28	474
8	河 北 分 署	63	28.3	518.1
	山 口	98	35	394
9	河 北 分 署	65	41	425
	山 口	96	43	366
10	河 北 分 署	56	39.9	352
	山 口	78	26	312
11	河 北 分 署	50	31.5	434
	山 口	125	28	465
12	河 北 分 署	93	39	569.8
	山 口	148	68	509
13	河 北 分 署	55	43.3	363.7
	山 口	94	26	373
14	河 北 分 署	80	33.4	295.4
	山 口	108	24	239
15	山 口	118	27	312
16	山 口	185	28	504
17	山 口	197	38	459
18	山 口	58	30	285
19	山 口	148	34	442
20	山 口	85	28	282
21	山 口	105	34	338
22	山 口	226	32	488
23	山 口	198	45	662



年 度	観 察 所	最大積雪深 (cm)	最大降雪深 (cm)	降 雪 量 (cm)
24	山 口	132	38	541
25	山 口	82	26	503
26	山 口	118	38	563
27	山 口	69	28	282
28	山 口	96	28	540
29	山 口	125	38	563
30	山 口	91	35	396
令和 元	山 口	38	18	179
2	山 口	143	48	669
3	山 口	137	28	627

## 防 災 関 係 機 関 一 覧

### (1) 県

担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
		電話	FAX	電話	FAX
山形県庁防災くらし安心部 防災危機管理課	山形市松波 2-8-1	023-630- 2230	023-633- 4711	7-800- 1202/ 1203	7-800- 1500
災害対策室	※災害発生時のみ			7-800- 1600～ 1610	7-800- 1510
災害対策本部	※本部設置時のみ	023-630- 3142～ 3144	023-630- 3140～ 3141	7-800- 1101～ 1106	7-800- 1520～ 1521
村山総合支庁総務企画部 総務課防災安全室	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621- 8234	023-624- 3056	7-810- 120	7-810- 150
村山総合支庁建設部河川砂防課	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621- 8230	023-623- 5532	7-810- 133	7-810- 150
村山総合支庁災害対策支部	※本部設置時のみ	023-621- 8371～ 8373		7-810- 110/111	7-810- 152/153
村山総合支庁総務企画部 西村山総務課	寒河江市大字西根字 石川西 355	0237-86- 8700	0237-86- 3360	7-820- 121	6-820- 150
村山総合支庁建設部 西村山河川砂防課	寒河江市大字西根字 石川西 355	0237-86- 8413	0237-86- 1944	7-820- 133	6-820- 150
村山保健所	山形市十日町 1-6-6	023-622- 2543	023-622- 0191	7-800- 8000	7-800- 8001
山形県寒河江警察署  (河北交番)	寒河江市大字西根字 上川原 228-1  (谷地中央 4-4-11)	0237-83- 0110  (73-2541)	0237-86- 9662  (73-2541)		

### (2) 市町村

市町村名	担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
山形市	防災対策課 防災対策係 地域防災係 避難者支援係	山形市旅籠町 2-3-25	023-641- 1212	023-624- 8847	6-700-101 (地上) 7-700-101 (衛星)	6-700-150 (地上) 7-700-150 (衛星)
米沢市	防災危機管理課 地域防災担当	米沢市金池 5-2-25	0238-22- 5111	0238-27- 8811	6-722-901 (地上) 7-722-901 (衛星)	6-722-950 (地上) 7-722-950 (衛星)

市町村名	担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
鶴岡市 (本所)	防災安全課	鶴岡市馬場町 9-25	0235-25- 2111	0235-23- 7665	6-730-801 (地上) 7-730-801 (衛星)	6-730-850 (地上) 7-730-850 (衛星)
酒田市 (本所)	危機管理課 危機管理係 地域防災係	酒田市本町 2-2-45	0234-26- 5701	0234-22- 5464	6-731-991 (地上) 7-731-991 (衛星)	6-731-995 (地上) 7-731-995 (衛星)
新庄市	環境課 地域防災室	新庄市沖の町 10-37	0233-22- 2111 (435)	0233-22- 0989	6-714-901 (地上) 7-714-901 (衛星)	6-714-950 (地上) 7-714-950 (衛星)
寒河江市	防災危機管理課 防災危機管理係	寒河江市中央 1-9-45	0237-86- 3226	0237-86- 7220	6-705-904 (地上) 7-705-904 (衛星)	6-705-950 (地上) 7-705-950 (衛星)
上山市	庶務課 危機管理室	上山市河崎 1-1-10	023-672- 1111 内線 281、282	023-672- 1112	6-701-901 (地上) 7-701-901 (衛星)	6-701-950 (地上) 7-701-950 (衛星)
村山市	総務課 情報危機管理係	村山市中央 1-3-6	0237-55- 2111 (213)	0237-55- 6443	6-710-901 (地上) 7-710-901 (衛星)	6-710-950 (地上) 7-710-950 (衛星)
長井市	総務課 危機管理室	長井市栄町 1-1	0238-82- 8002	0238-83- 1070	6-726-902 (地上) 7-726-902 (衛星)	6-726-950 (地上) 7-726-950 (衛星)
天童市	危機管理室	天童市老野森 1-1-1	023-616- 3177	023-653- 0714	6-702-452 (地上) 7-702-452 (衛星)	6-702-150 (地上) 7-702-150 (衛星)
東根市	危機管理室	東根市中央 1-1-1	0237-42- 1111 (3320)	0237-43- 2413	6-711-901 (地上) 7-711-901 (衛星)	6-711-950 (地上) 7-711-950 (衛星)
尾花沢市	防災危機管理課 防災危機管理係	尾花沢市若葉町 1-2-3	0237-22- 1113	0237-22- 1239	6-712-901 (地上) 7-712-901 (衛星)	6-712-950 (地上) 7-712-950 (衛星)

市町村名	担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
南陽市	総合防災課 消防防災係	南陽市三間通 436-1	0238-40- 3211（内線 382） 0238-40- 0267 （直通）	0238-40- 3242	6-723-101 （地上） 7-723-101 （衛星）	6-723-150 （地上） 7-723-150 （衛星）
山辺町	防災対策課 危機管理係 防災減災推進係	山辺町緑ヶ丘5	023-667- 1119	023-667- 1112	6-703-104 （地上） 7-703-104 （衛星）	6-703-150 （地上） 7-703-150 （衛星）
中山町	総務広報課 危機管理グループ	中山町大字長崎 120	023-662- 4899	023-662- 5176	6-704-103 （地上） 7-704-103 （衛星）	6-704-150 （地上） 7-704-150 （衛星）
河北町	総務課 防災・危機管理室 防災・危機管理係	河北町谷地戊 81 番地	0237-85- 0727	0237-72- 7333	6-706-401 （地上） 7-706-401 （衛星）	6-706-450 （地上） 7-706-450 （衛星）
西川町	総務課 危機管理係	西川町大字海味 510	0237-74- 4404	0237-74- 2601	6-707-901 （地上） 7-707-901 （衛星）	6-707-950 （地上） 7-707-950 （衛星）
朝日町	総務課 危機管理対策室 危機管理環境係	朝日町大字宮宿 1115	0237-67- 2111	0237-67- 2117	6-708-104 （地上） 7-708-104 （衛星）	6-708-150 （地上） 7-708-150 （衛星）
大江町	総務課 危機管理係	大江町大字左沢 882-1	0237-62- 2187	0237-62- 4736	6-709-901 （地上） 7-709-901 （衛星）	6-709-950 （地上） 7-709-950 （衛星）
大石田町	総務課 総務グループ	大石田町緑町1	0237-35- 2111(218)	0237-35- 2118	6-713-903 （地上） 7-713-903 （衛星）	6-713-950 （地上） 7-713-950 （衛星）
金山町	町民税務課 くらし安全係	金山町大字金山 324-1	0233-52- 2111(241)	0233-52- 2004	6-715-101 （地上） 7-715-101 （衛星）	6-715-150 （地上） 7-715-150 （衛星）

市町村名	担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
最上町	総務企画課 危機管理室 危機管理係	最上町大字向町 644	0233-43- 2111 (281)	0233-43- 2345	6-716-503 (地上) 7-716-503 (衛星)	6-716-550 (地上) 7-716-550 (衛星)
舟形町	住民税務課 危機管理室	舟形町舟形 263	0233-32- 0155 ( 0233-32- 2111)	0233-32- 2117	6-717-101 (地上) 7-717-101 (衛星)	6-717-15 0(地上) 7-717-150 (衛星)
真室川町	総務課 危機管理室 危機管理係	真室川町大字新 町 127-5	0233-62- 2111	0233-62- 2731	6-718-213 (214) 7-718-213 (214)	6-718-150 (地上) 7-718-150 (衛星)
大蔵村	総務課 危機管理室危機対 策係	大蔵村大字清水 2528	0233-75- 2111(代) 0233-75- 2170 (直通)	0233-75- 2231	6-719-503 (地上) 7-719-503 (衛星)	6-719-550 (地上) 7-719-550 (衛星)
鮭川村	危機管理室 危機管理係	鮭川村大字佐渡 2003-7	0233-55- 2111(112)	0233-55- 3354	6-720-901 (地上) 7-720-901 (衛星)	6-720-950 (地上) 7-720-950 (衛星)
戸沢村	総務課 危機管理室 防災保護係	戸沢村大字古口 270	0233-72- 2111(代) 0233-32- 0125(直)	0233-72- 2116	6-721-101 (地上) 7-721-101 (衛星)	6-721-150 (地上) 7-721-150 (衛星)
高島町	総務課 危機管理室	高島町大字高島 436	0238-52- 3744 080-2834-8 647 080-2834-8 648	0238-52- 1543	6-724-101 (地上) 7-724-101 (衛星)	6-724-150 (地上) 7-724-150 (衛星)
川西町	安全安心課 危機管理グループ	川西町大字上小 松 977-1	0238-42- 6612	0238-42- 2724	6-725-901 (地上) 7-725-901 (衛星)	6-725-950 (地上) 7-725-950 (衛星)
小国町	総務課 危機管理担当	小国町大字小国 小坂町 2-70	0238-62- 2112	0238-62- 5464	6-727-902 (地上) 7-727-902 (衛星)	6-727-950 (地上) 7-727-950 (衛星)

市町村名	担 当 部 署	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
白鷹町	総務課 防災管財係	白鷹町大字荒砥 甲 833	0238-85- 6122	0238-85- 2128	6-728-101 (地上) 7-728-101 (衛星)	6-728-150 (地上) 7-728-150 (衛星)
飯豊町	総務課 防災管財室	飯豊町大字椿 2888	0238-87- 0695	0238-72- 3827	6-729-501 (地上) 7-729-501 (衛星)	6-729-550 (地上) 7-729-550 (衛星)
三川町	総務課 危機管理係	三川町大字横山 字西田 85	0235-35- -7010	0235-66- 3138	6-737-101 (地上) 7-737-101 (衛星)	6-737-150 (地上) 7-737-150 (衛星)
庄内町	環境防災課 危機管理係	庄内町余目字町 132-1	0234-43- 0242	0234-42- 0893	6-732-901 (地上) 7-732-901 (衛星)	6-732-950 (地上) 7-732-950 (衛星)
遊佐町	総務課 危機管理係	遊佐町遊佐字舞 鶴 202	0234-72- 5895	0234-72- 3310	6-740-101 (地上) 7-740-101 (衛星)	6-740-150 (地上) 7-732-150 (衛星)

(3) 消防本部

消 防 本 部 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
		電話	FAX	電話	FAX
山形市 通信指令室	山形市緑町4-15-7	023-634- 1198	023-624- 6687	7-744- 901	7-744- 950
上山市 指令室	上山市石崎1-7-46	023-672- 1190	023-673- 3250	7-745- 401	7-745- 450
天童市 通信室	天童市桜町 2-1	023-654- 1191	023-653- 2806	7-746- 101	7-746- 150
西村山広域行政事務組合 通信指令室	寒河江市大字西根字 石川西 300-1	0237-86- 2595	0237-86- 3406	7-747- 101	7-747- 150
村山市 通信指令室	村山市中央 1-3-13	0237-55- 2514	0237-53- 3119	7-748- 901	7-747- 950

消 防 本 部 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
		電話	FAX	電話	FAX
東根市 通信指令室	東根市大字東根 甲 7057-25	0237-42- 0134	0237-43- 7138	7-749- 901	7-749- 950
尾花沢市 通信室	尾花沢市新町 4-5-1	0237-22- 1131	0237-22- 1132	7-750- 101	7-750- 150
最上広域市町村圏事務組合 指令課	新庄市金沢字中村 1279-1	0233-22- 7521	0233-22- 7523	7-751- 901	7-751- 950
置賜広域行政事務組合 通信室	米沢市金池 5-2-41	0238-23- 3107	0238-26- 2036	7-752- 401	7-752- 450
西置賜行政組合 指令室	長井市平山 4460	0238-88- 1212	0238-88- 1849	7-756- 501	7-756- 550
鶴岡市 通信指令室	鶴岡市美咲町 36-1	0235-22- 8321	0235-22- 0119	7-757- 442	7-757- 950
酒田地区広域行政組合 通信指令課	酒田市飛鳥字契約場 30	0234-61- 7116	0234-52- 3491	7-758- 101	7-758- 150

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
		電話	FAX	電話	FAX
国土交通省 山形河川国道事務所	山形市成沢 4-3-55	023-688- 8421	023-688- 8391		
国土交通省 東京航空局山形空港出張所	東根市大字羽入柏原 新林 3008	0237-48- 1118	0237-48- 1632		
国土交通省 東北運輸局山形運輸支局	山形市大字漆山 字行段 1422-1	023-686- 4711	023-686- 5012		
国土交通省 山形地方気象台	山形市緑町 1-5-77	023-622- 2262	023-631- 8520	6-800- 8220	6-800- 8228
仙台管区気象台 仙台航空測候所 航空気象観測所	東根市大字羽入柏原 新林 3008	0237-48- 1115	0237-48- 1632		
国土交通省 最上川ダム統合管理事務所	西村山郡西川町大字 砂子関 158	0237-75- 2311	0237-75- 2048		
農林水産省 山形森林管理署	寒河江市元町 1-17-2	0237-86- 3161	0237-86- 3163		
厚生労働省 山形労働基準監督署	山形市緑町 1-5-58	023-624- 6211	023-624- 8220		
財務省東北財務局 山形財務事務所	山形市緑町 2-15-3	023-641- 5177	023-632- 5763		

## (5) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
		電話	FAX	電話	FAX
陸上自衛隊 第6師団司令部	東根市神町南 3-1-1	0237-48- 1151	0237-48- 1151	6-800- 8210	6-800- 8218

## (6) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
		電話	FAX	電話	FAX
日本郵便株式会社 河北郵便局	河北町谷地丙 3-1	73-2170	73-2174		
東日本電信電話株式会社山形支店	山形市本町 1-7-54	023-621- 9181	023-635- 9159	6-800- 8270	6-800- 8278
東北電力ネットワーク株式会社天童 電力センター	天童市天童中 1-4-1	023-653- 7421	023-653- 1223		
日本銀行山形事務所	山形市七日町 3-1-2	023-622- 4004	023-627- 1171		
日本赤十字社山形県支部	山形市松波 1-18-10	023-641- 1353	023-641- 8861	6-800- 8260	6-800- 8268

## (7) 指定地方公共機関、公共的団体及び災害上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
山交バス株式会社寒河江営業所	寒河江市新山町 2-1	0237-86-2181	0237-86-2182
河北町医師会（青木医院）	河北町西里 539-7	0237-72-3773	0237-72-3773
県立河北病院	河北町谷地 字月山堂 111	0237-73-3131	0237-73-4506
東根市外二市一町共立衛生処理組合	東根市大字野田 字シタ 2038	0237-47-1321	0237-48-1841
河北町商工会	河北町谷地 字月山堂 654-1	0237-73-2122	0237-73-2124
さがえ西村山農業協同組合	寒河江市 中央工業団地 75	0237-86-8181	0237-86-0633
河北町建設総合組合	河北町谷地 字所岡 142-2	0237-72-5211	0237-72-2880
河北町上下水道工事業協同組合	河北町谷地中央 4-8-11	0237-72-7726	0237-72-7726
河北町社会福祉協議会	河北町谷地甲 2325-2	0237-72-7800	0237-72-2941
河北町ほか 2 市広域斎場事務組合 妙光苑	河北町大字岩木 字原の内 1381-4	0237-73-4340	0237-73-4340



# 防災行政無線の設置場所



# 報 道 機 関

No.	機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
1	NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842	6-800-8300	6-800-8308
2	山形放送 (YBC)	山形市旅籠町 2-5-12 山形メディアタワー	023-622-6360	023-632-5942	6-800-8310	6-800-8318
3	山形テレビ (YTS)	山形市城西町 5-4-1	023-647-1315 (夜間) 023-643-2821	023-644-2496	6-800-8320	6-800-8328
4	テレビユー山形 (TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372	6-800-8330	6-800-8338
5	さくらんぼテレビジョン (SAY)	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910	6-800-8340	6-800-8348
6	山形新聞社	山形市旅籠町 2-5-12 山形メディアタワー	023-622-4546	023-641-3106		
7	朝日新聞社山形支局	山形市六日町 7-10	023-622-4868	023-622-4846		
8	読売新聞社山形支局	山形市松山 3-14-69 エフエム山形 2階	023-624-2121	023-624-0730		
9	毎日新聞社山形支局	山形市七日町 5-9-17	023-622-4201	023-628-2011		
10	産経新聞社山形支局	山形市東原町 3-12-8	023-623-0241	023-628-3018		
11	河北新報社山形総局	山形市あこや町 3-12-11	023-622-2411	023-642-5059		
12	日本経済新聞社山形支局	山形市十日町 2-4-19 ハーモニー山形ビル 6階	023-622-2072	023-624-8854		
13	共同通信社山形支局	山形市旅籠町 2-5-12 山形メディアタワー	023-622-5344	023-631-5362		
14	時事通信社山形支局	山形市十日町 1-3-29 山形十日町ビル 7階	023-631-2157	023-641-4958		

No.	機 関 名	所 在 地	一般回線		県防災行政無線	
			電話	FAX	電話	FAX
1 5	荘内日報社山形支局	山 形 市 桜 田 東 1-13-7	0235-22- 1482	0235-22- 1427		
1 6	米澤新聞社	米沢市門東町 3-3-7	0238-22- 4411	0238-24- 5554		

## 河 北 町 内 医 療 機 関

### 病院・診療所

五十音順

No.	医療機関名	所在地	電話番号
1	青木医院	西里 539-7	72-3773 Fax72-3773
2	浅野耳鼻咽喉科医院	谷地字所岡三丁目 2-9	72-3010 Fax73-5737
3	いしざわ皮ふ科クリニック	谷地中央五丁目 4-1	72-7370 Fax72-7372
4	板坂医院	谷地甲 217	71-1200 Fax71-1203
5	小原病院	谷地字月山堂 151-1	72-7811 Fax72-7813
6	かほく紅花クリニック	谷地中央五丁目 9-15	85-0350 Fax85-0355
7	菊地医院	大字溝延 274-1	72-3402 Fax72-7006
8	工藤内科医院	大字溝延字西浦 12-1	72-7221 Fax72-7226
9	県立河北病院	谷地字月山堂 111	73-3131 Fax73-4506
10	小林医院	谷地中央三丁目 9-9	71-1323 Fax71-1323
11	齊藤医院	谷地字所岡 39-5	72-2168 Fax72-7633
12	鈴木内科医院	谷地中央二丁目 6-6	73-3300 Fax73-4159
13	すみや眼科クリニック	谷地中央四丁目 5-1	77-0035 Fax77-0037
14	つかさ内科医院	谷地字月山堂 408-1	84-7300 Fax84-7301
15	西里斎藤医院	西里 750-3	73-3810 Fax72-4361
16	細谷医院	谷地ひな市一丁目 3-5	72-3032 Fax72-3076
17	矢口泌尿器内科クリニック	谷地中央一丁目 3-7	73-3111 Fax73-2620
18	谷地整形外科クリニック	谷地中央四丁目 6-6	71-1321 Fax71-1322
19	和田医院	谷地甲 239	72-2048 Fax72-2048

歯科診療所

五十音順

No.	医療機関名	所在地	電話番号
1	奥山歯科クリニック	谷地字所岡一丁目 4-4	73-3126 Fax73-3726
2	さくら歯科クリニック	西里 763-2	73-4182
3	佐藤歯科医院	谷地甲 198	72-3539 Fax72-6242
4	スマイル歯科医院	谷地字月山堂 380-1	85-1477
5	丹野歯科医院	大字溝延 326-4	73-4773
6	はやま歯科医院	谷地字荒町東一丁目 5-7	72-5558 Fax72-5598
7	ひなデンタルクリニック	谷地中央二丁目 6-12	85-0648 Fax85-0658
8	槇歯科クリニック	谷地中央五丁目 3-4	73-3800 Fax73-3800
9	よくしゅうかい歯科	谷地中央三丁目 12-7	72-2223 Fax72-2223

## 河 北 町 薬 局 薬 店 一 覧

五十音順

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	アイン薬局河北町店	谷地字月山堂 136-6	71-0322
2	アイン薬局河北病院前店	谷地字月山堂 165-7	71-0527
3	ウエルシア薬局山形河北店	谷地中央四丁目 8-6	71-0787
4	うさみ調剤薬局	谷地字月山堂 165-7	71-0527
5	おおば調剤薬局	谷地中央四丁目 5-2	71-0380
6	クスリのアオキ河北店	谷地字砂田 70-1	84-0557
7	ケンコー薬局河北店	谷地所岡 3-2-8	72-2981
8	コスモス薬局河北病院前店	谷地字月山堂 375	71-0577
9	コスモ調剤薬局谷地店	谷地字月山堂 371-3	77-0075
10	ツルハドラッグ河北店	谷地ひな市三丁目 1-15	71-1577
11	ひなた薬局	谷地字田中 4-1	77-0034
12	ブナの森調剤薬局河北店	谷地中央五丁目 4-22	71-1186
13	谷地調剤薬局	谷地中央一丁目 3-26	73-6271
14	ドラッグヤマザワ谷地店	谷地字月山堂 1153-1	73-4525
15	茂木調剤薬局	谷地字月山堂 408-4	84-0055
16	茂木調剤薬局中央店	谷地中央五丁目 9-16	85-0231
17	茂木薬局	谷地字月山堂 387	73-4100
18	薬王堂山形河北店	谷地字月山堂 383	73-4238
19	薬王堂山形河北東店	谷地字東 79-1	84-0137

## 大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所

### 及び一時避難所一覧

#### 1 指定避難所

指定避難所とは、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館及び学校等の公共施設に避難させ、一定期間保護するため、指定した施設をいう。

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	避難所 面積 (㎡)	収容 可能 人員 (人)	主な収容地区
1	西里小学校	西里 562	0237-71-1100 0237-71-1101	657	320 (160)	西里小学区
2	西里農村環境改善 センター	西里 750-7	0237-72-2902 0237-72-2902	563	280 (140)	西里小学区 溝延小学区
3	両所活性化センター	西里 6346	0237-73-5052 0237-73-5052	223	110 (50)	西里小学区
4	溝延小学校※ <sub>1</sub>	大字溝延字小堤 312-1	0237-71-1102 0237-71-1103	693	340 (170)	溝延小学区
5	溝延研修センター※ <sub>1</sub>	大字溝延字小堤 40	0237-73-4288 0237-73-4288	647	320 (160)	溝延小学区
6	谷地中部小学校	谷地字所岡 73	0237-71-1104 0237-71-1105	847	420 (210)	谷地中部小学区 北谷地小学区
7	河北町民体育館	谷地字所岡 77	0237-73-4395 0237-73-4870	1, 512	750 (370)	谷地中部小学区 谷地西部小学区 北谷地小学区
8	総合交流センター サハトベに花	谷地所岡三丁目 1-10	0237-72-6555 0237-72-2966	347	170 (80)	谷地中部小学区 谷地西部小学区
9	河北町職業訓練センタ ー	谷地字所岡 142-2	0237-72-5211 0237-72-2880	293	140 (70)	谷地中部小学区
10	県立谷地高等学校	谷地字田中 170	0237-71-1157 0237-71-1158	1, 187	590 (290)	谷地中部小学区
11	総合福祉センター	谷地甲 2325-3	0237-72-7800 0237-72-2941	158	70 (30)	谷地中部小学区 谷地南部小学区
12	河北中学校	谷地中央四丁目 12-1	0237-71-1114 0237-73-4314	1, 960	980 (490)	谷地中部小学区 谷地南部小学区
13	谷地南部小学校※ <sub>1</sub>	谷地字荒町東 一丁目 7-1	0237-71-1106 0237-71-1107	863	430 (210)	谷地南部小学区

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	避難所 面積 (㎡)	収容 可能 人員 (人)	主な収容地区
14	べに花温泉ひなの湯※ <sub>1</sub>	谷地字下野 269	0237-71-0333 0237-71-0334	537	260 (130)	谷地南部小学区
15	谷地西部小学校※ <sub>2</sub> , ※ <sub>3</sub>	谷地字布田 55	0237-71-1108 0237-71-1109	536	260 (130)	谷地西部小学区
16	北谷地小学校※ <sub>3</sub>	大字吉田 367	0237-71-1112 0237-71-1113	678	330 (160)	北谷地小学区
17	北谷地構造改善 センター※ <sub>3</sub>	大字吉田字馬場 261	0237-72-2903 0237-73-2903	653	320 (160)	北谷地小学区
18	東根市立小田島小学校 ※ <sub>1</sub>	東根市大字郡山 411-1	0237-43-4449 0237-43-8259	680	340 (170)	舞台、吉野、荒小屋地区
19	東根市立大富中学校	東根市柏原三丁 目 1-1	0237-47-0409 0237-47-2796	914	450 (220)	山王地区
20	東根市中央公園体育館	東根市中央西 1-1	0237-53-1910 0237-43-3035	1,628	810 (400)	舞台、吉野、荒小屋地区

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

※<sub>1</sub> 溝延小学校、溝延研修センター、谷地南部小学校、べに花温泉ひなの湯、東根市立小田島小学校は、発生災害が水害の場合は、状況に応じて判断

※<sub>2</sub> 谷地西部小学校は、発生災害が地震、土砂の場合は、状況に応じて判断

※<sub>3</sub> 谷地西部小学校、北谷地小学校、北谷地構造改善センターは、発生災害が地震の場合は、状況に応じて判断



## 2 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、指定した場所をいう。

### 【西里小学区】

○適合 ×不適合 ー該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
1	天満農村公園	西里 139-2	/	○	○	ー	420
2	両所農村公園	西里字両所 1682-1	/	○	○	×	890
3	根際農村公園	西里字根際 1964-1	/	○	○	×	580
( 公 共 施 設 )							
1	西里小学校	西里 562	0237-71-1100 0237-71-1101	○	○	ー	320 (160)
2	西里小学校グラウンド	西里 562	/	○	○	ー	5,280
3	西里農村環境改善 センター	西里 750-7	0237-72-2902 0237-72-2902	○	○	○※ <sub>1</sub>	280 (140)
4	西里農村環境改善 センター駐車場	西里 750-7	/	○	○	○※ <sub>1</sub>	3,050
5	両所活性化センター	西里 6346	0237-73-5052 0237-73-5052	○	○	○※ <sub>2</sub>	110 (50)
6	両所活性化センター駐車 場	西里 6346	/	○	○	○※ <sub>2</sub>	120
7	河北すこやかふれあい交 流センター駐車場	西里 667-11	/	○	○	ー	870

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

※<sub>1</sub> は両所地区、根際地区

※<sub>2</sub> は両所地区

【溝延小学区】

○適合 ×不適合 △状況に応じて判断 —該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
1	溝延城址公園	大字溝延字本丸 15		○	×	—	30
2	溝延本丸公園	大字溝延字本丸 22-1		○	×	—	190
( 公 共 施 設 )							
1	溝延小学校	大字溝延字小堤 312-1	0237-71-1102 0237-71-1103	○	△	—	340 (170)
2	溝延小学校グラウンド	大字溝延字小堤 312-1		○	×	—	4,070
3	溝延研修センター	大字溝延字小堤 40	0237-73-4288 0237-73-4288	○	×	—	320 (160)
4	溝延研修センター 駐車場	大字溝延字小堤 40		○	×	—	1,350
5	旧溝延幼稚園駐車場	大字溝延字小堤 45-1		○	×	—	510
6	西里農村環境改善 センター	西里 750-7	0237-72-2902 0237-72-2902	○	○	○	280 (140)
7	河北中学校	谷地中央四丁目 12-1	0237-71-1114 0237-73-4314	○	○	—	980 (490)

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

【谷地中部小学区】

○適合 —該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
1	田中公園	谷地中央一丁目 2-4		○	○	—	280
2	若葉公園	谷地中央五丁目 6-1		○	○	—	380
3	所岡中部公園	谷地所岡二丁目 4-1		○	○	—	690
4	所岡東公園	谷地所岡二丁目 14-7		○	○	—	270

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

○適合 ×不適合 —該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
5	河北公園	谷地戊 81		○	○	—	380
6	ひな市南公園	谷地ひな市四丁目 4-4		○	×	—	480
7	ひな市北公園	谷地ひな市三丁目 5-7		○	×	—	640
8	ひなの広場	谷地ひな市二丁目 9-1		○	×	—	2,370
9	ひな市ポケットパーク	谷地ひな市一丁目 4-3		○	×	—	150
10	まちなか公園	谷地甲 170-2		○	○	—	40
11	幸町公園	谷地字東 25-15		○	×	—	240
12	嶋団地公園	谷地字嶋 272-4		○	○	—	100
13	青葉町地内広場	谷地字十二堂 5-18		○	○	—	30
14	元泉農村公園	字畑中 213-4		○	×	—	810
15	吉野農村公園	谷地辛 2127-1		○	×	—	690
( 公 共 施 設 )							
1	谷地中部小学校	谷地字所岡 73	0237-71-1104 0237-71-1105	○	○	—	420
2	谷地中部小学校 グラウンド	谷地字所岡 73		○	○	—	6,250
3	河北町民体育館	谷地字所岡 77	0237-73-4395 0237-73-4870	○	○	—	750
4	河北町民体育館駐車場	谷地字所岡 77		○	○	—	1,500
5	総合交流センター サハトベに花	谷地所岡三丁目 1-10	0237-72-6555 0237-72-2966	○	○	○	170
6	総合交流センター サハトベに花駐車場	谷地所岡三丁目 1-10		○	○	○	4,500
7	河北町職業訓練センター	谷地字所岡 142-2	0237-72-5211 0237-72-2880	○	○	—	140
8	県立谷地高等学校	谷地字田中 170	0237-71-1157 0237-71-1158	○	○	—	590
9	県立谷地高等学校 グラウンド	谷地字田中 170		○	○	—	4,900

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

○適合 ×不適合 ー該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 共 施 設 )							
10	総合福祉センター	谷地甲 2325-3	0237-72-7800 0237-72-2941	○	○	ー	70
11	総合福祉センター駐車場	谷地甲 2325-3		○	○	ー	250
12	河北中学校	谷地中央四丁目 12-1	0237-71-1114 0237-73-4314	○	○	ー	980 (490)
13	河北中学校グラウンド	谷地中央四丁目 12-1		○	○	ー	15,700
14	どんがホール駐車場	谷地甲 79		○	○	ー	2,100
15	東根市立小田島小学校 (舞台・吉野・荒小屋)	東根市大字郡山 411-1	0237-43-4449 0237-43-8256	○	×	ー	340 (170)
16	東根市立小田島小学校 グラウンド (舞台・吉野・荒小屋)	東根市大字郡山 411-1		○	×	ー	2,550
17	東根市立中央公園体育館	東根市中央西 1-1	0237-53-1910 0237-43-3035	○	○	ー	810 (400)
18	東根市立中央公園 グラウンド	東根市中央西 1-1		○	○	ー	1,620

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

## 【谷地南部小学区】

○適合 ×不適合 ー該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
1	荒町東公園	谷地荒町東二丁目 12-1		○	×	ー	1,300
2	ほこえ公園	谷地荒町東二丁目 8-13		○	×	ー	70
3	あさひ公園	谷地荒町東二丁目 22-4		○	×	ー	240
4	谷地工業団地緑地公園	谷地字真木 266-9		○	×	ー	2,400
5	河北中央公園	谷地中央三丁目 15-1		○	○	ー	17,110

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

○適合 ×不適合 △状況に応じて判断 —該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
6	健康の森公園	谷地字月山堂 1136-4		○	△	—	1,880
7	いきいき広場	谷地字月山堂 1136-2		○	△	—	2,160
8	ひなの湯東公園	谷地字下野 192		○	×	—	1,800
( 公 共 施 設 )							
1	総合福祉センター	谷地甲 2325-3	0237-72-7800 0237-72-2941	○	○	—	70 (30)
2	総合福祉センター駐車場	谷地甲 2325-3		○	○	—	250
3	河北中学校	谷地中央四丁目 12-1	0237-71-1114 0237-73-4314	○	○	—	980 (490)
4	河北中学校グラウンド	谷地中央四丁目 12-1		○	○	—	15,700
5	谷地南部小学校	谷地荒町東一丁目 7-1	0237-71-1106 0237-71-1107	○	△	—	430 (210)
6	谷地南部小学校 グラウンド	谷地荒町東一丁目 7-1		○	×	—	6,320
7	べに花温泉ひなの湯	谷地字下野 269	0237-71-0033 0237-71-0334	○	×	—	260 (130)
8	べに花温泉ひなの湯 駐車場	谷地字下野 269		○	×	—	1,500
9	交流館遊蔵	谷地甲 2325-2	0237-73-4522	○	○	—	300 (150)
10	河北町民プール駐車場	谷地字下野 288		○	×	—	1,850
11	東根市立大富中学校 (山王)	東根市柏原三丁目 1-1	0237-47-0409 0237-47-2796	○	○	—	450 (220)
12	東根市立大富中学校 グラウンド (山王)	東根市柏原三丁目 1-1		○	○	—	8,090
13	道の駅河北駐車場	谷地字真木 335-1		○	×	—	2,270
14	ふれあい館	谷地中央三丁目 15-1	0237-73-4656	○	○	—	70 (30)

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

【谷地西部小学区】

○適合 ×不適合 △状況に応じて判断 —該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
1	下沢畑公園	谷地庚 750		△	○	×	380
( 公 共 施 設 )							
1	谷地西部小学校	谷地字布田 55	0237-71-1108 0237-71-1109	△	○	△	260 (130)
2	谷地西部小学校 グラウンド	谷地字布田 55		△	○	×	4,400
3	旧谷地西部保育所駐車場	谷地己 1105		△	○	×	590
4	総合交流センター サハトベに花	谷地所岡三丁目 1-10	0237-72-6555 0237-72-2966	○	○	○	170 (80)
5	総合交流センター サハトベに花駐車場	谷地所岡三丁目 1-10		○	○	○	4,500
6	河北町民体育館	谷地字所岡 77	0237-73-4395 0237-73-4870	○	○	—	750 (370)
7	河北町民体育館駐車場	谷地字所岡 77		○	○	—	1,500

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出  
 ( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

【北谷地小学区】

○適合 △状況に応じて判断 —該当なし

No.	施設名	所在地	電話番号 F A X	災害区分			収容可能 人員
				地震	洪水	土砂	
( 公 園 )							
1	新吉田農村公園	大字新吉田字新吉田 18-2		○	○	—	540
2	岩木農村公園	大字岩木字岩木 135-4		○	○	—	670
3	笹本農村公園	大字岩木字岩木東 948-2		○	○	—	550
( 公 共 施 設 )							
1	北谷地小学校	大字吉田 367	0237-71-1112 0237-71-1113	△	○	—	330 (160)
2	北谷地小学校 グラウンド	大字吉田 367		△	○	—	4,030
3	北谷地構造改善センター	大字吉田字馬場 261	0237-72-2903 0237-72-2903	△	○	○※ <sub>1</sub>	320 (160)
4	北谷地構造改善センター 駐車場	大字吉田字馬場 261		△	○	○※ <sub>1</sub>	4,650
5	旧北谷地保育所駐車場	吉田字馬場 422		△	○	—	430
6	谷地中部小学校	谷地字所岡 73	0237-71-1104 0237-71-1105	○	○	—	420 (210)
7	谷地中部小学校 グラウンド	谷地字所岡 73		○	○	—	6,250
8	河北町民体育館	谷地字所岡 77	0237-73-4395 0237-73-4870	○	○	—	750 (370)
9	河北町民体育館駐車場	谷地字所岡 77		○	○	—	1,500

※ 収容可能人員は、1人あたり2㎡を割り当て面積とし10人未満切り捨てで算出

( ) 書きは新型コロナウイルス感染状況下における収容可能人員

※<sub>1</sub> は山口地区、岩木地区

### 3 一時避難所

一時避難所とは、主に町内会の方々が一時的に避難でき、災害の状況を見る場合にも利用される施設（建物・場所）をいう。

#### 【西里小学区】

○適合（地震災害の場合は、耐震構造が確認されている建物） ×不適合

△状況に応じて判断 ー該当なし

No.	施設名	所在地	災害区分		
			地震	洪水	土砂
( 自 治 公 民 館 等 )					
1	天満公民館	西里 223-2	△	○	ー
2	治部橋公民館	西里 1458	△	○	ー
3	中島公民館	西里 478-11	△	○	ー
4	白山堂公民館	西里 597-2	△	○	ー
5	塩之渚公民館	西里 935-6	○	○	ー
6	下槇公民館	西里 1085	△	×	ー
7	根際公民館	西里 5068	△	○	×
8	造山公民館	字造山 159-2	△	×	ー

※建物状況等の安全を確認したうえ、一時避難所としての使用を判断すること。

#### 【溝延小学区】

○適合（地震災害の場合は、耐震構造が確認されている建物） ×不適合

△状況に応じて判断 ー該当なし

No.	施設名	所在地	災害区分		
			地震	洪水	土砂
( 自 治 公 民 館 等 )					
1	1区公民館	大字溝延字本丸 22-4	○	×	ー
2	2区公民館	大字溝延字本丸 8-2	△	×	ー
3	3区公民館	大字溝延 273	△	△	ー
4	4区公民館	大字溝延字黒木渚 580-1	△	×	ー
5	5区公民館	大字溝延 498-2	△	×	ー
6	6区公民館	大字溝延 339-3	△	×	ー
7	8区公民館	大字溝延字小堤 1	△	×	ー
8	9区公民館	大字溝延 436	△	×	ー
9	10区公民館	大字溝延字南 416	○	△	ー
10	11区公民館	大字溝延稲荷原 912	△	×	ー
11	舟戸公民館	大字溝延字毘沙門 632-2	○	×	ー
12	田井ふれあいセンター	大字田井字荷渡 60-1	○	×	ー

※建物状況等の安全を確認したうえ、一時避難所としての使用を判断すること。



【谷地中部小学区】

○適合（地震災害の場合は、耐震構造が確認されている建物） ×不適合

△状況に応じて判断 ー該当なし

No.	施設名	所在地	災害区分		
			地震	洪水	土砂
( 自 治 公 民 館 等 )					
1	松西公民館	谷地字十二堂 680-4	△	○	ー
2	松東公民館	谷地字十二堂 47-1	△	○	ー
3	大町公民館	谷地甲 11-2	△	○	ー
4	六供公民館（斎館）	谷地 224	△	○	ー
5	上工・袖屋敷公民館	谷地己 45	○	○	ー
6	下工公民館	谷地所岡二丁目 8-10	○	○	ー
7	栄町公民館	谷地所岡 1-3-9	○	○	ー
8	北口公民館	谷地辛 119-1	△	○	ー
9	宇佐美小路公民館	谷地辛 87-1	△	○	ー
10	末北公民館	谷地己 102	△	○	ー
11	桜町東公民館	谷地字田中 224-5	△	△	ー
12	桜町西公民館	谷地甲 5	○	○	ー
13	若葉町公民館	谷地字砂田 113-9	△	○	ー
14	押切公民館	谷地字東 654-1	△	×	ー
15	舞台公民館	谷地字海老鶴 57	△	×	ー
16	吉野公民館	谷地辛 2190-4	○	×	ー
17	幸町公民館	谷地字東 78-4	○	×	ー
18	東団地公民館	谷地字東 96-1	△	×	ー
19	畑中農事集落センター	字畑中 281	○	△	ー
20	荒小屋公民館	大字新吉田 1574-1	○	×	ー

※建物状況等の安全を確認したうえ、一時避難所としての使用を判断すること。

【谷地南部小学区】

○適合（地震災害の場合は、耐震構造が確認されている建物） ×不適合

△状況に応じて判断 —該当なし

No.	施設名	所在地	災害区分		
			地震	洪水	土砂
( 自 治 公 民 館 等 )					
1	前東公民館	谷地乙 49	△	×	—
2	長表公民館	谷地荒町東一丁目 1-6、1-8	○	×	—
3	道海公民館	谷地甲 1083	△	×	—
4	東町公民館	谷地丁 68	△	×	—
5	荒町北公民館	谷地荒町東 122-3	○	×	—
6	荒町中公民館	谷地荒町東一丁目 10-4	△	×	—
7	荒町南公民館	谷地字田中 407-1	△	×	—
8	高南公民館	谷地字真木 39-2	○	×	—
9	高中公民館	谷地丙 84-1	△	×	—
10	高北公民館	谷地丙 58-8	△	×	—
11	旭町公民館	谷地荒町東 37-5	△	×	—
12	新町公民館	谷地丙 14	○	×	—
13	土慶小路公民館	谷地甲 123-10	○	×	—
14	要害公民館	谷地字砂田 443	○	×	—
15	杉の下公民館	谷地字月山堂 957-8	○	×	—
16	山王公民館	谷地戊 1392-2	△	×	—

※建物状況等の安全を確認したうえ、一時避難所としての使用を判断すること。

【谷地西部小学区】

○適合（地震災害の場合は、耐震構造が確認されている建物） ×不適合

△状況に応じて判断 ー該当なし

No.	施設名	所在地	災害区分		
			地震	洪水	土砂
( 自 治 公 民 館 等 )					
1	高嶋公民館	谷地字高嶋 4-2	○	○	×
2	上沢畑公民館	谷地字桑ヶ原 139	○	○	○
3	下沢畑公民館	谷地戊 904-8	○	○	×
4	弥勒寺公民館	谷地庚 987-1	△	○	×

※建物状況等の安全を確認したうえ、一時避難所としての使用を判断すること。

【北谷地小学区】

○適合（地震災害の場合は、耐震構造が確認されている建物） ×不適合

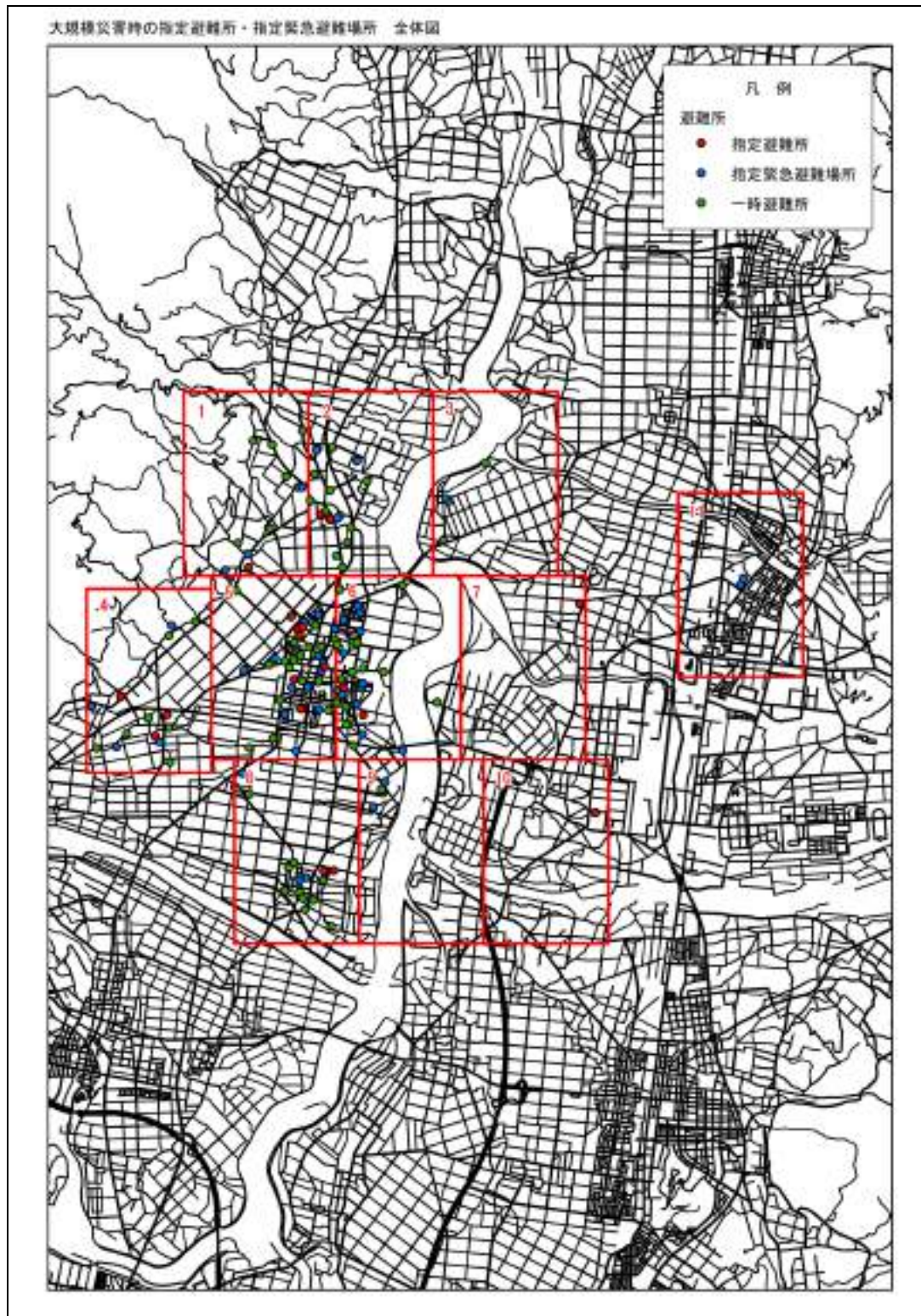
△状況に応じて判断 ー該当なし

No.	施設名	所在地	災害区分		
			地震	洪水	土砂
( 自 治 公 民 館 等 )					
1	改目公民館	大字吉田 757-3	△	×	ー
2	吉田上公民館	大字吉田 604-1	△	×	ー
3	吉田上中公民館	大字吉田 616-2	○	○	ー
4	吉田下中公民館	大字吉田 687-3	○	○	ー
5	吉田下公民館	大字吉田字馬場 1819	○	○	ー
6	笹川公民館	大字若木字若木 50-5	○	○	ー
7	下河原公民館	大字吉田字馬場 414-5	△	△	ー
8	新吉田公民館	大字新吉田 18-2	△	○	ー
9	岩木四公民館	大字岩木字岩木 284	△	○	ー
10	岩木三公民館	大字岩木字童子 3312	△	○	ー
11	岩木二公民館	大字岩木字童子 3273-2	△	○	ー
12	岩木一公民館	大字岩木 277	△	○	ー
13	山口公民館	大字岩木 606	△	○	×
14	岩枝公民館	大字岩木 1309-5	○	○	ー
15	笹本公民館	大字岩木字岩木東 950-2	△	○	ー
16	大道端公民館	大字岩木字岩木東 1005-9	△	○	ー
17	岩根上公民館	大字岩木字岩木東 3629	△	○	ー
18	岩根下公民館	大字吉田字花ノ木 1265-2	△	○	ー

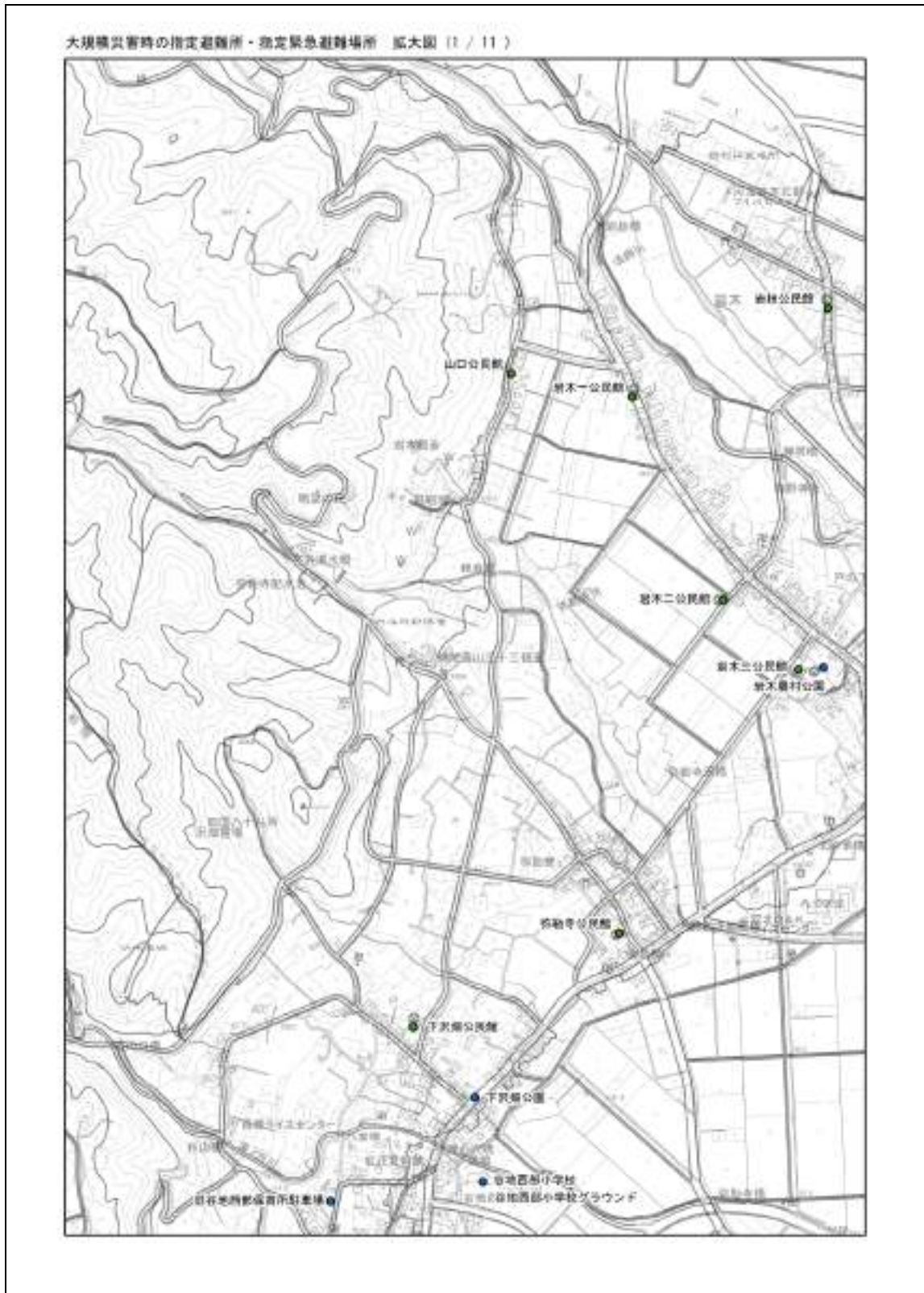
※建物状況等の安全を確認したうえ、一時避難所としての使用を判断すること。

大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所  
及び一時避難所位置図

全体図

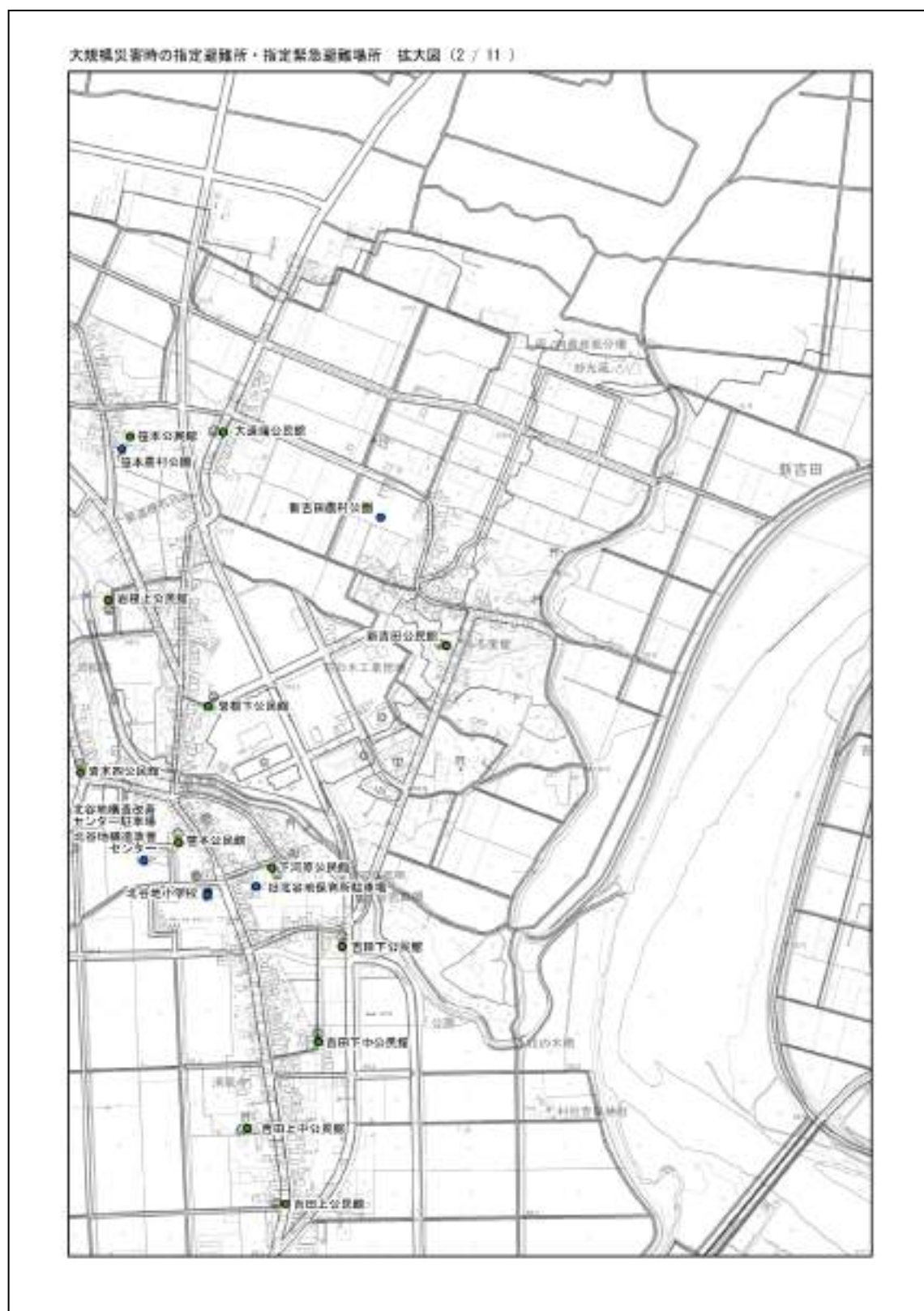


拡大図 (1/11)

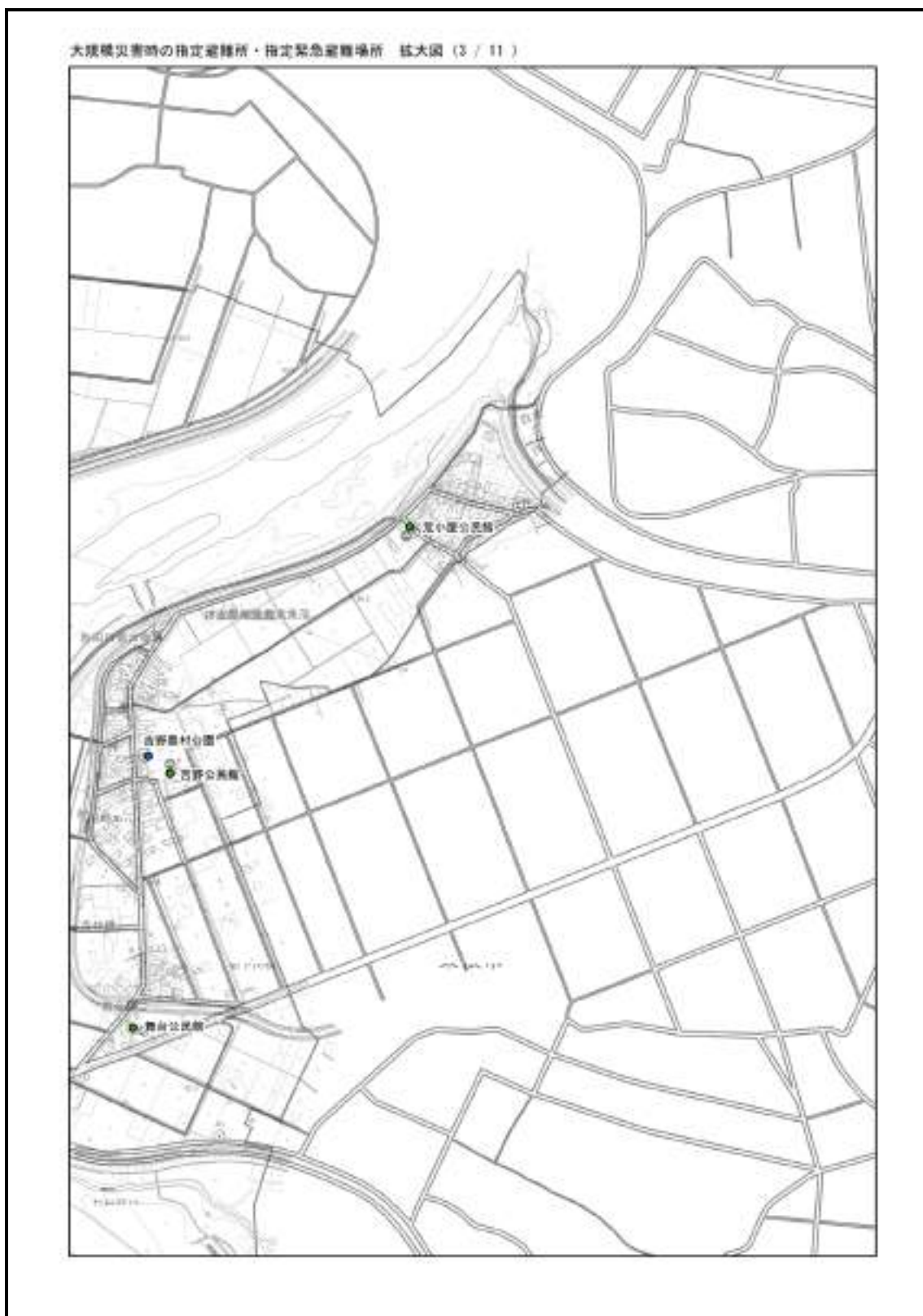




拡大図 (2/11)



拡大図 (3/11)

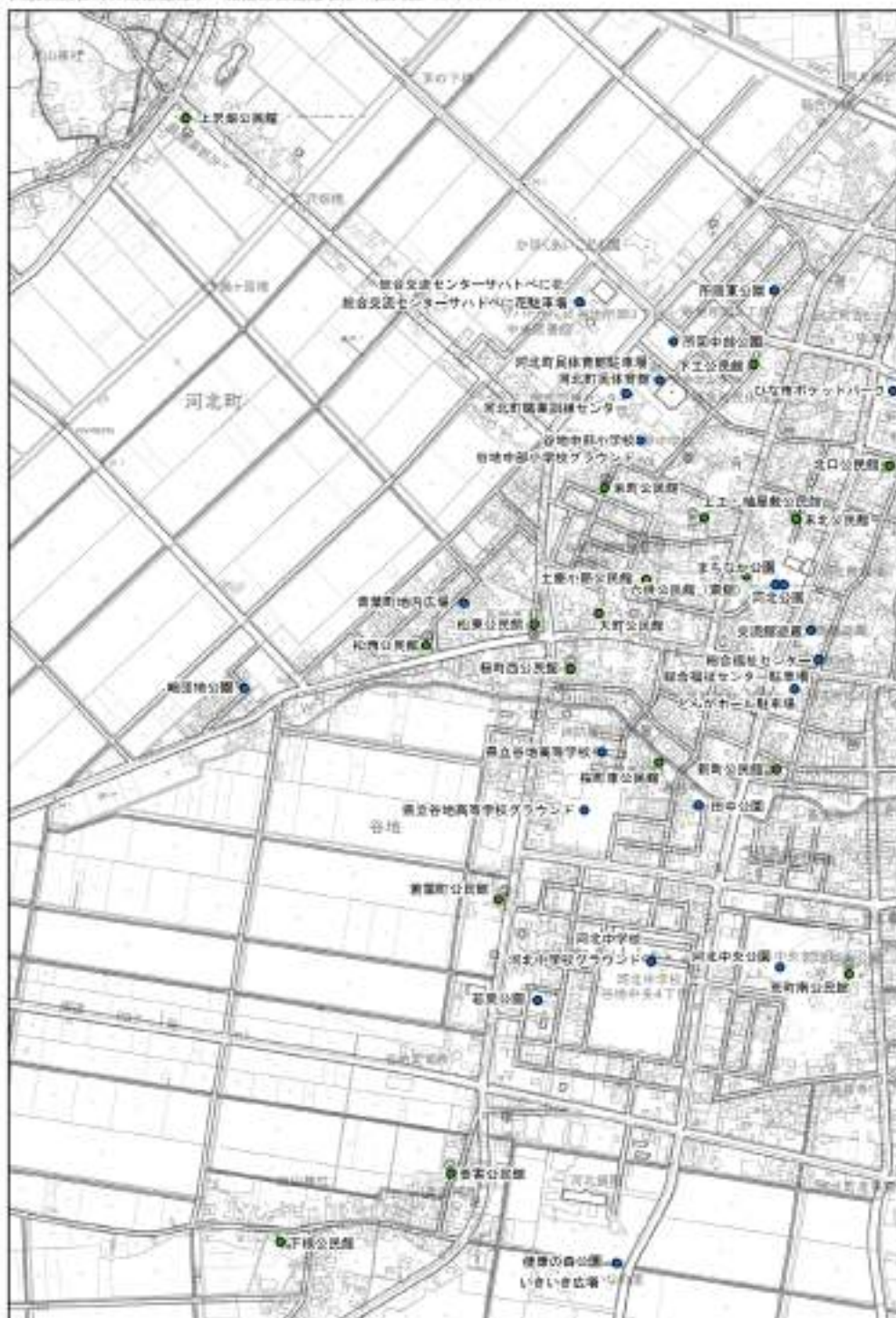






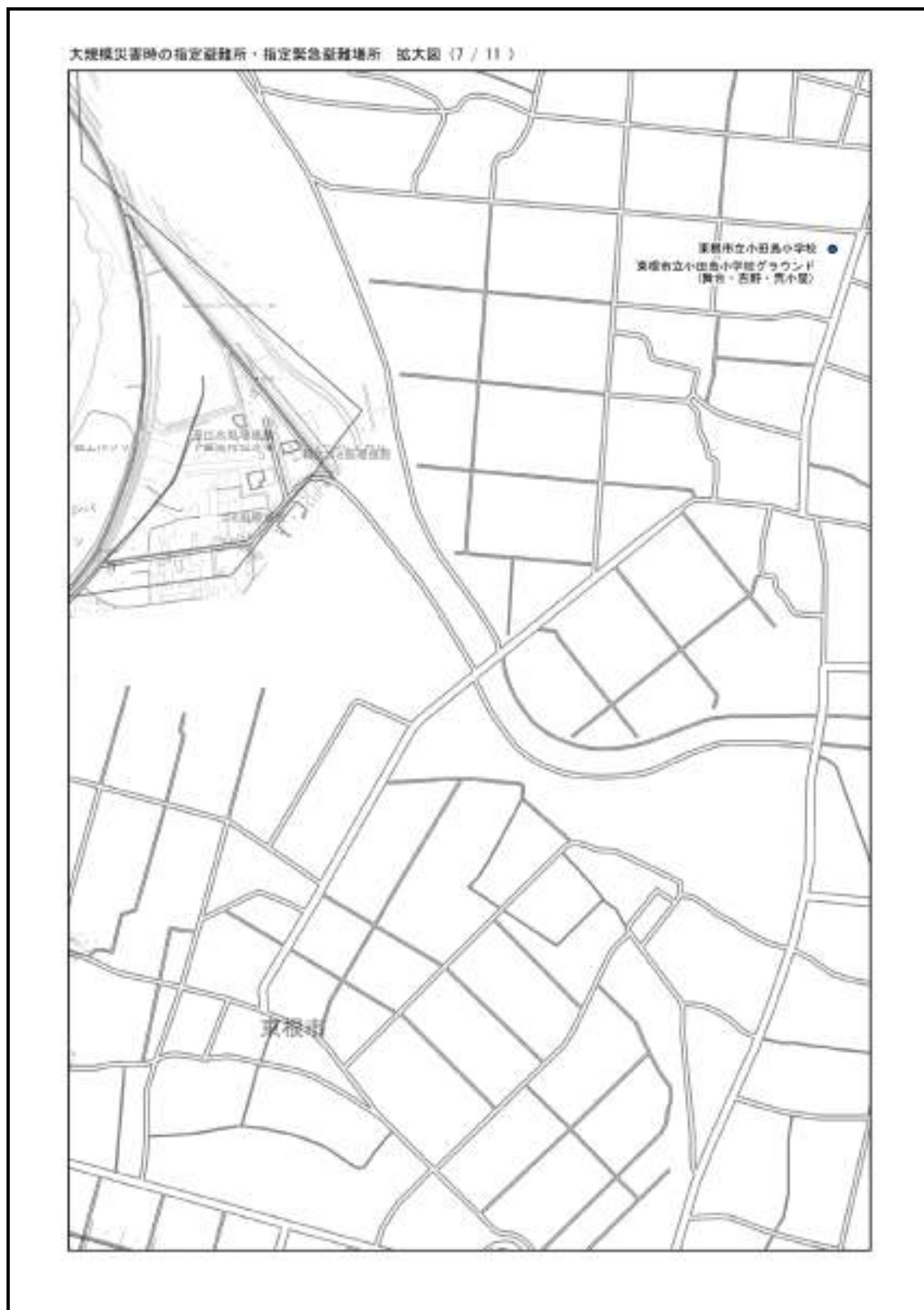
拡大図 (5/11)

大規模災害時の指定避難所・指定緊急避難場所 拡大図 (5 / 11)





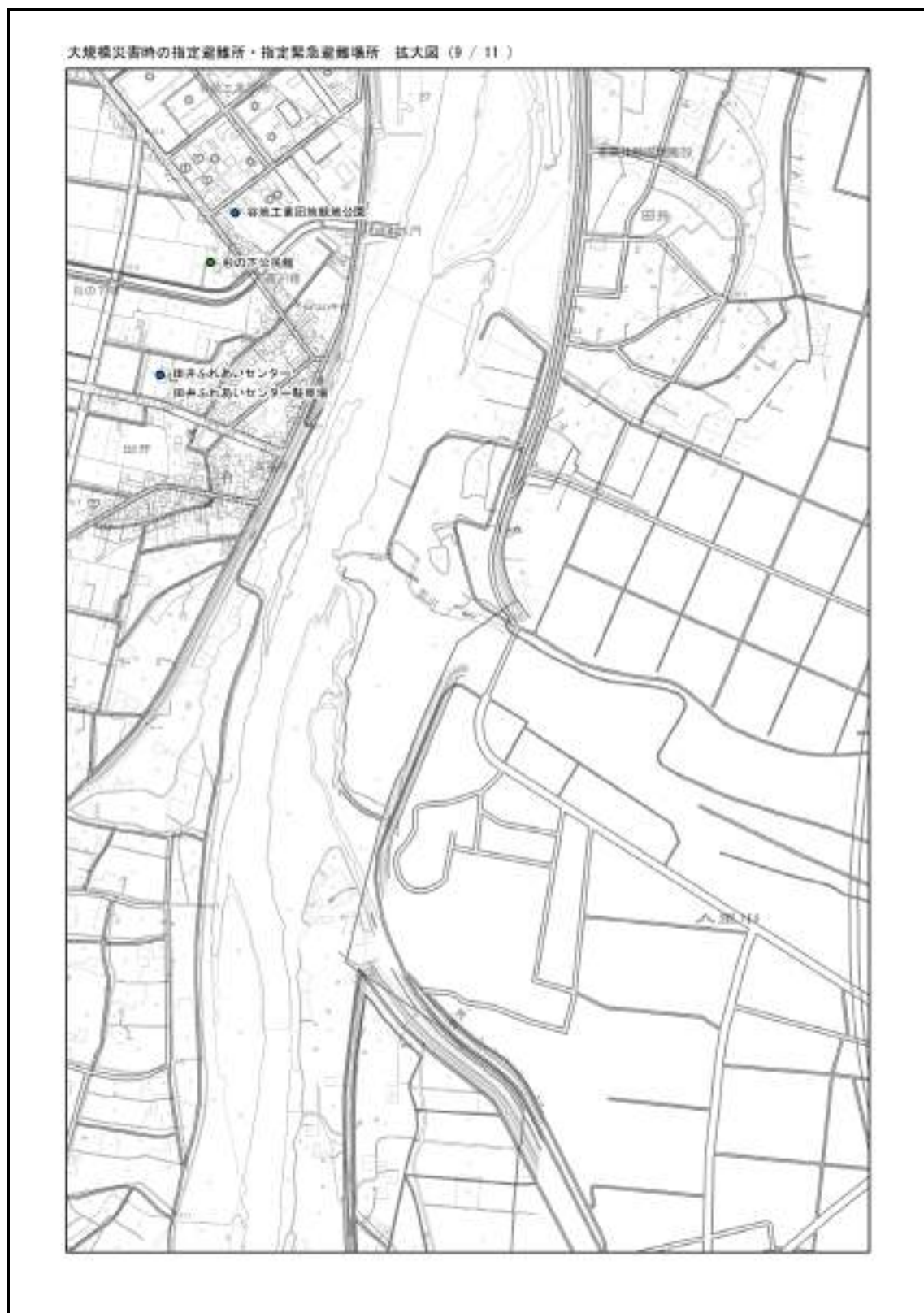
拡大図 (7/11)



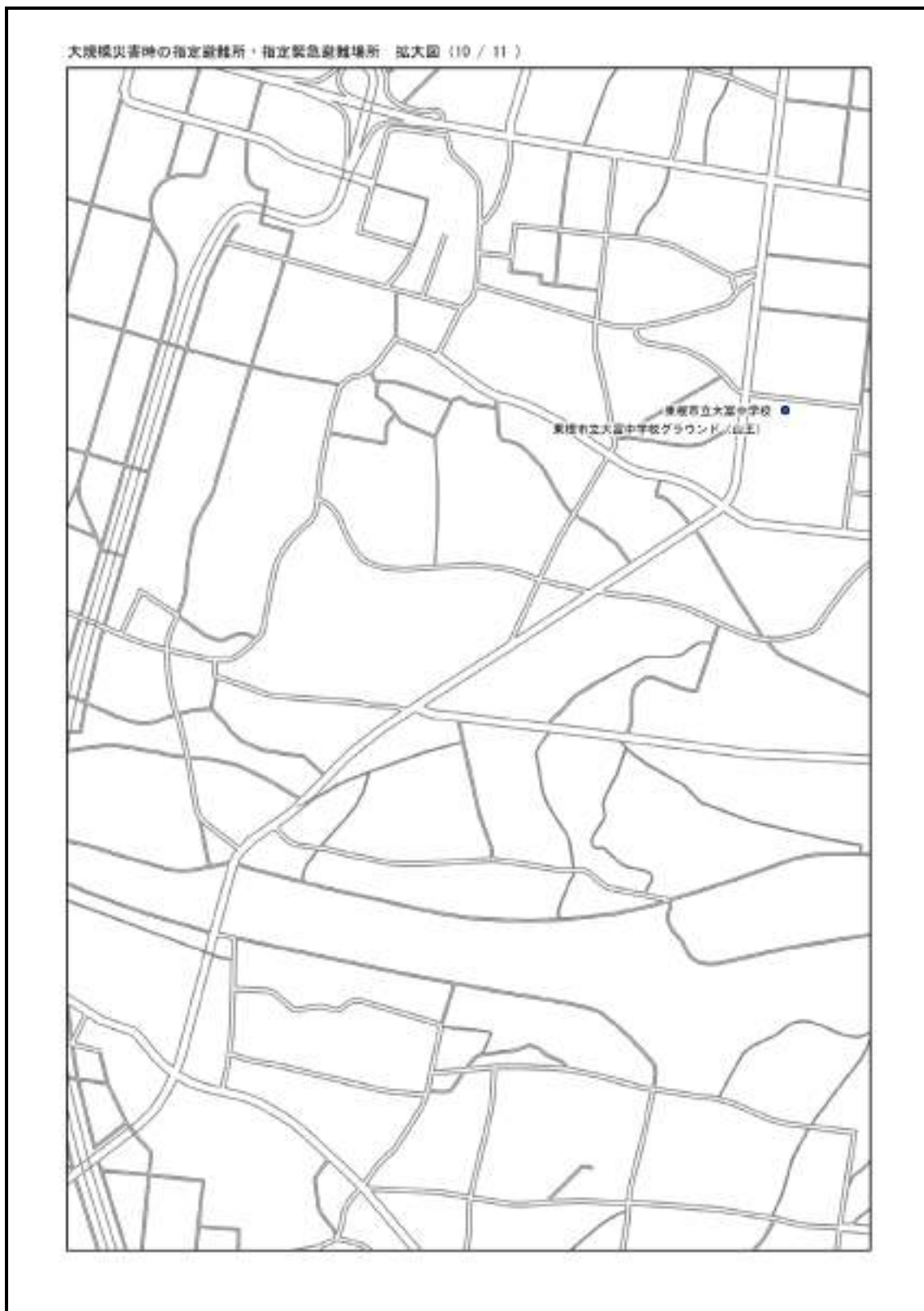




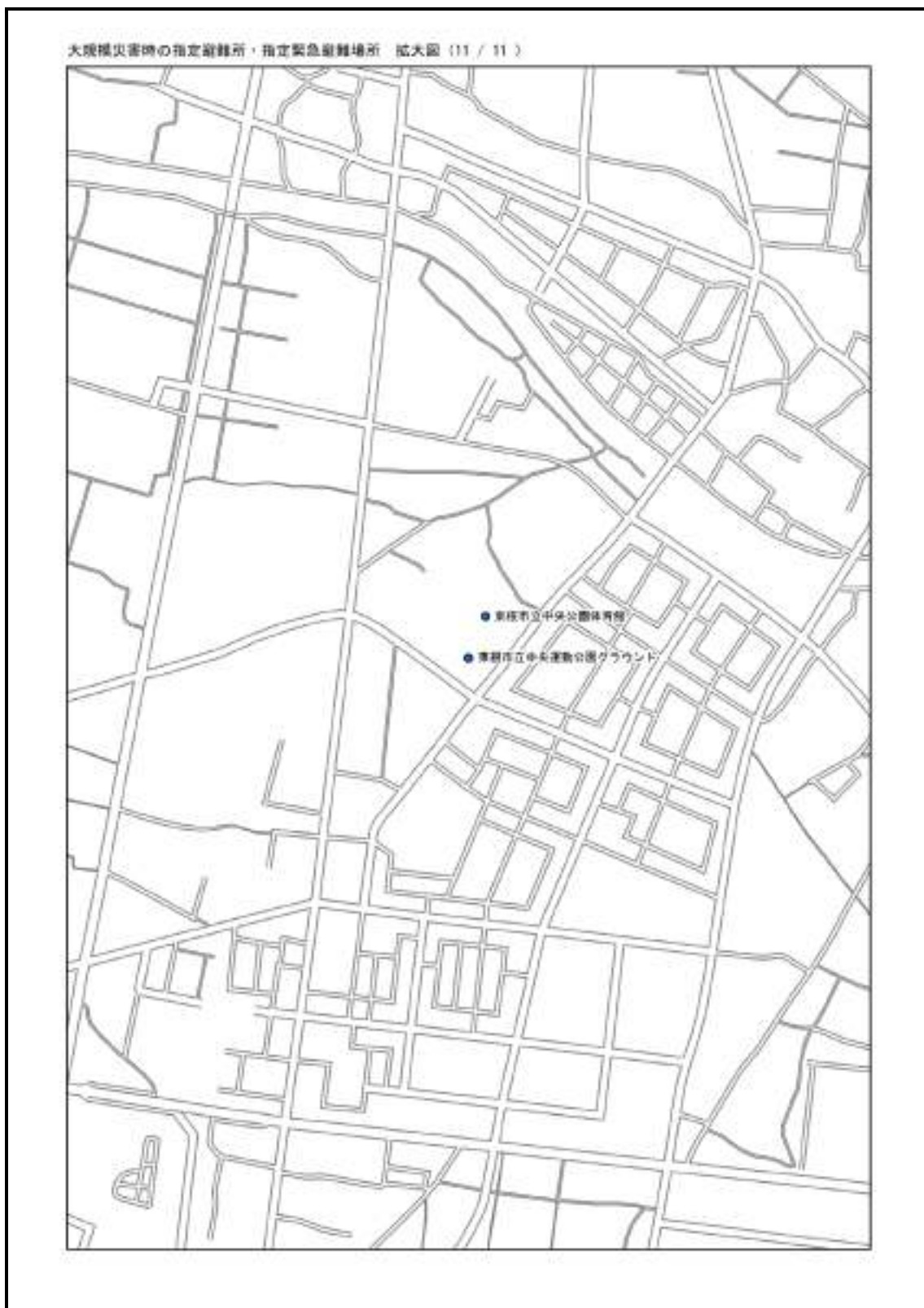
拡大図 (9/11)



拡大図 (10/11)



拡大図 (11/11)



## ヘリコプター発着陸予定場所

施設名	住所	電話	グラウンド面積 (㎡)
西里小学校	西里 562	71-1100	10,561
溝延小学校	大字溝延字小堤312-1	71-1102	8,154
谷地中部小学校	谷地字所岡 73	71-1104	12,509
河北町総合交流センター サハトベに花	谷地字所岡3-1-10	72-6555	6,500
河北中学校	谷地中央四丁目 12-1	71-1114	31,411
谷地南部小学校	谷地荒町東一丁目 7-1	71-1106	12,640
谷地西部小学校	谷地字布田 55	71-1108	8,804
北谷地小学校	大字吉田367	71-1112	8,069

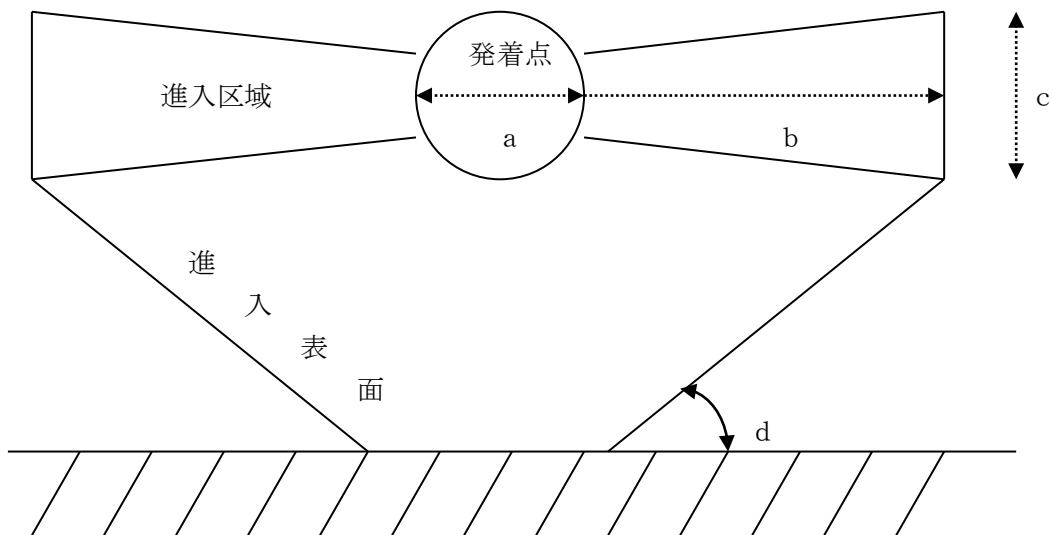


## 災害対策用臨時ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向かって約12度の上昇角、降下角で離着陸するものであることから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

- (1) 仰角9度の線上400m幅20mにわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (3) ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、または旗をたてること。
- (4) 離着陸時は風圧等により危険があるので、人が接近しないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (6) 物資を輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

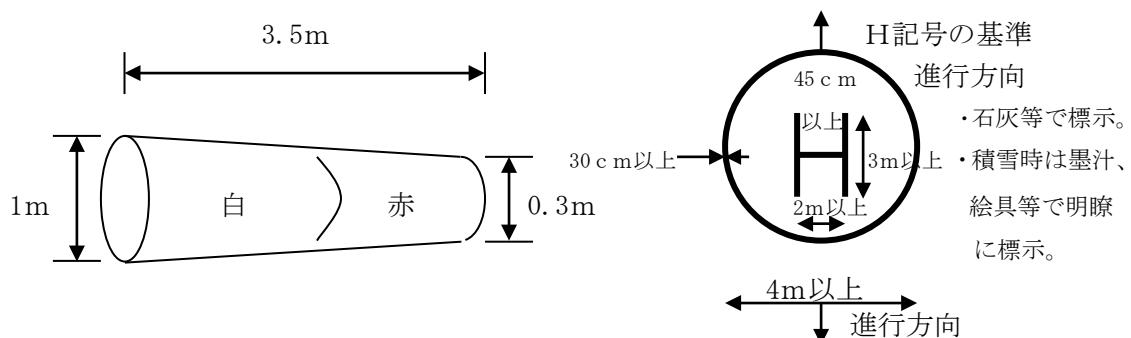
ヘリポートの設定基準



ヘリコプター発着点の所要地籍

	a (m)	b (m)	c (m)	d (度)
中全 (中型全日)	75	400	75	9
中昼 (中型昼のみ)	50	400	50	9
小全 (小型全日)	45	400	15	12
小昼 (小型昼のみ)	30	400	15	12

風の方向がわかるようヘリポートの近くに吹き流しを立てる。標準寸法は図の通りである。



## 臨時ヘリポート

ドクターヘリLDポイント（14箇所）のポンプ車 支援進入					
		LDポイント	分署 から	散水 車両	ポンプ車支援
谷地地区	1	河北町立河北中学校グラウンド TEL 71-1114	4分	散水	西側入口より進入
	2	山形県立谷地高等学校グラウンド TEL 71-1155	3分	散水	西側入口より、突き当りから進入
	3	河北町立谷地南部小学校グラウンド TEL 71-1106	4分	散水	正面入口駐車場より進入
	4	河北町立谷地中部小学校グラウンド TEL 71-1104	4分	散水	正面駐車場より進入
	5	河北町立谷地西部小学校グラウンド TEL 71-1108	6分	散水	正面入口からバリケード取外し進入
	6	谷地橋上流駐車場 (国交省)	8分	車両 排除	河川敷 舗装駐車場
北谷地地区	7	河北町野球場 社会体育係 (TEL 71-1111)	7分		
	8	妙光苑西側グラウンド TEL 73-4340 生活環境係 (TEL 73-2116)	10分		道路から進入
	9	河北町立北谷地小学校グラウンド TEL 71-1112	7分	散水	西側裏口よりバリケード取外し進入
	10	荒小屋多目的広場 都市整備課 (TEL 73-2111)	10分		
西里地区	11	河北町立西里小学校グラウンド TEL 71-1100	7分	散水	東側から進入
	12	サン・スポーツランド河北駐車場 TEL 72-6123 社会体育係 (TEL 71-1111)	10分	車両 排除	舗装状態
溝延地区	13	河北町立溝延小学校グラウンド TEL 71-1102	8分	散水	正面入口からバリケード取外し進入
冬季 可能 地区	14	河北町総合交流センター サハトベに花駐車場 TEL 72-6555	4分	車両 排除	駐車場内の車両を排除

## 応急仮設住宅建設予定場所一覧

施設名	面積 (㎡)	仕様	建設可能戸数 (戸)	一戸当り面積 (㎡)
西里小学校	10,561	単身用	533	単身用 : 19.8 ㎡ 小家族用 : 29.7 ㎡ 大家族用 : 39.6 ㎡
		小家族用	355	
		大家族用	266	
溝延小学校	8,154	単身用	411	
		小家族用	274	
		大家族用	205	
谷地中部小学校	12,509	単身用	631	
		小家族用	421	
		大家族用	315	
河北中学校	31,411	単身用	1,586	
		小家族用	1,057	
		大家族用	793	
谷地南部小学校	12,640	単身用	638	
		小家族用	425	
		大家族用	319	
谷地西部小学校	8,804	単身用	444	
		小家族用	296	
		大家族用	222	
北谷地小学校	8,069	単身用	407	
		小家族用	271	
		大家族用	203	
合計	92,148	単身用	4,650	
		小家族用	3,099	
		大家族用	2,323	

※建設可能戸数は一戸当り面積で算出

## 水防倉庫の位置及び水防倉庫備蓄資機材

※( )は建設年度

施設名	所在地	面積	場所
吉野水防倉庫	谷地字置上チ 2120-4	19.87㎡(H2)	新田川排水機場付近
道海水防倉庫	谷地字下野ハ 886-3	19.87㎡(S31)	渋川排水機場付近
溝延水防倉庫	溝延字小堤 45-1	43.74㎡(R3)	旧溝延幼稚園保育室
北谷地水防倉庫	吉田字馬場 422	50.40㎡(R1)	旧北谷地保育所保育室

資機材名	原状寸法	呼称	標準量	吉野	道海	溝延	北谷地
ペンチ		丁	5	5	5	5	5
鎌		丁	5	5	5	5	5
のこぎり		丁	5	5	5	5	5
なた		丁	5	5	5	5	5
掛矢		丁	8	10	9	11	10
つるはし		丁	5	5	5	5	5
スコップ		丁	30	30	30	30	30
カッター	糸切用	丁	2	1	1	1	1
小車	一輪車等	台	5	5	5	5	5
土のう類		袋	1,000	2,000	1,500	1,000	1,000
むしろ	ビニールシート	枚	50	50	50	50	50
縄	ビニール	kg	40	40	40	40	40
※杉丸太	3.6m 末口9cm	本	10				
木杭	1.8m 末口6cm	本	100	100	150	100	100
※竹	3.5m 目通り6cm	本	20	50	20	40	40
鉄線	10#又は8#	kg	80	80	80	80	80
鉄杭	1.2m 16mm	本	200	200	200	200	200
塩ビ管	4m 10~15cm	本	5	5	5	5	5
カッター	鉄線用	丁		3	3	2	3
トグラ		丁		3	2	3	2
空気ポンプ	小車用	機		1	1	1	1

(標準量は、県の水防計画に定められている数値である)

※は、枝・葉付きのもの。

## 町有車両管理台数

令和4年4月1日現在

所属名称	バス	トラック	乗用車	軽自動車	軽トラック	特殊車両	消防用車両	バイク
総務課			8	3			15	
企画財政課			1					
まちづくり推進課					1	1		
税務町民課				2				
健康福祉課	2		4	3				
農林振興課			1	1				
商工観光課			1		1			
都市整備課		1	1		1	9		
上下水道課		1	3					
学校教育課	2		2	1	1	1		6
生涯学習課			2			1		
合計	4	2	23	10	4	12	15	6

# 防災備蓄品一覧

令和4年11月15日現在

備蓄倉庫(サハトベに花北側)

配備食数合計 8,137食

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置棚幅	備考
食料	無洗米	5kg/袋	H00購入	2024.2	4	2	730食
	アルファ化米(おかゆ)	50食	R1購入	2025.4	3	2	150食
	アルファ化米(白米)	50食	R1購入	2025.4	1	2	50食
	アルファ化米(五目ごはん)	50食	R1購入	2025.4	1	2	50食
	乾パン	60食	R1購入	2026.11	2	4	120食
	ビスケット	60食	R1購入	2026.11	2	4	120食
	ビスコ	60袋	R1購入	2025.2	2	5	120食
	ほうれん草おみそ汁	50食	R1購入	2025.4	1	2	50食
	たまごスープ	50食	R1購入	2025.4	1	2	50食
	ライスクッキー(ココナッツ)	8枚入り	R1購入	2025.3	48	2	48食
	ライスクッキー(いちご)	8枚入り	R1購入	2025.3	40	2	40食
	えいようかん	5本入り	R1購入	2025.4	20	2	20食
	えいようかん	5本入り	R2購入	2026.1	40	2	40食
	保存水	20 * 6本	R1購入	2025.4	7		
	無洗米はえぬき	2kg * 5袋	R3購入	2026.3	2		256食
	無洗米つや姫	2kg * 5袋	R3購入	2026.3	2		256食
	LIFE STOCK(グレープ)	80個	R3購入	2027.7	1		80食
	LIFE STOCK(ベア)	80個	R3購入	2027.5	1		80食
	LIFE STOCK(アップルキョロト)	100個	R3購入	2027.6	1		100食
	ウォーターブレイク	80個	R3購入	2027.7	1		80食
計							2,488食
炊き出し関係	移動かまど 80リットル	プロパンガス用	H25購入		2	29.30	
	エアポット	30	H25購入		7	14	
	ポリ容器皿		H25水害応援物資		6,000	7.10	
	割り箸		H25購入		5,000	1	
	紙コップ		H25購入		2,000	1	
生活必需品	紙おむつ	子供用 30枚入り	H25購入		14	16	
	紙おむつ	大人用 58枚入り	H25購入		14	16.17	
	トイレトペーパー	ダブルロール	H25購入		288	17	
	哺乳瓶	乳幼児用	H25購入		7	10	
女性用品	哺乳瓶	全月齢	H25購入		7	10	
	生理用ナプキン(普通)	しあわせ番頭 24枚入り	R3購入		50	7	
	生理用ナプキン(長時間用)	朝までブロック 7枚入り	R3購入		50	7	
	おりものシート	きれいスタイル 36枚入り	R3購入		50	7	
トイレ	災害用マンホールトイレ	テント式	H25購入		14	18.19.22	
	パーソナルテント		H25購入		14	13.14.20	
	マンホール蓋開け		上下水道課より		2	30	
	ボックストイレ	簡易式(排水ボード紙)	H25購入		42	23.24	

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置場所	備考
救助	救命ボート	4人用	H25購入		1	土間	
	救命浮き輪		H25購入		2	土間	
	リヤカー(ノーバンク)	折畳アルミ製	H25購入		2	土間	
	チェーンソー		H25購入		2	29	
	ロープ クレモナ10mm	20m	H25購入		3	29	
	解体バール	900mm	H25購入		2	29	
	カナデクバール	1500mm	H25購入		2	土間	
	大ハンマー	3.5kg	H25購入		1	29	
	セットハンマー	1.1kg	H25購入		2	29	
	角型カケヤ	120mm	H25購入		2	29	
	バチツル	2.5kg	H25購入		1	29	
	角スコップ		H25購入		4	29	
	鋭スコップ		H25購入		4	29	
	草いす		H25葛城より		5	土間	
	燃料関係	2サイクル混合燃料	4L	H25購入(付属品)		2	29
ポリタンク(T8E)		ノズル付き	H25購入		19	29	
電気器具	コードドラム	30m	H25購入		21	21 24 30	
	音響装置(ラック型スピーカー)		H25以前導入		1	土間	
	音響装置(ラック型スピーカー)		H25消防協会より		1	土間	
照明	ハロゲン投光器	三脚付300W	H25購入		26	14 15	
その他	発電機	軽油インバーター3.1kVA	H25建築工事附帯		1	土間	
	発電機	軽油インバーター3.1kVA	H26購入		14	土間	
	テント	2間×3間	H25購入		1	27	
	テント	2間×3間	H26購入		1	27	
	シュラフ(寝袋)		H26購入		70	標上前	
	石油ストーブ		H26購入		10	土間 8 19	
	誘導棒		H26購入		9	29	
	はしご脚立	H=1.2m	H25購入		2	土間	
	はしご脚立	H=1.8m	H25購入		2	土間	
	水中ポンプ	290L/min	H25購入		2	29	
	水中ポンプ用ホース	20m	H25購入		4	29	
	資車	300kg	H25購入		2	土間	
	軍手	12本/1組	H25購入		30	23	
	ブルーシート	3.8m×5.4m	H25購入		0	20	
	アラートボックス	防災グッズ各種	H26ライオンズクラブより		2	1	
	簡易無線固定局機器		H25既存局撤去機材		2	25	
	非接触型体温計		R2県より		19		消防課事務室にて保管中
	不織布マスク	50枚入	R2購入		44	5	

河北すこやかふれあい交流センター

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置場所	備考
食糧	アルファ米(白飯)	50食	R1購入	2025.4	3	2	150食
	アルファ米(五目ご飯)	50食	R1購入	2025.4	5	2	250食
	保存水	22*6本	R1購入	2025.4	10	1	
	白米	50食(備食タイプ)	R2購入	2026.1	2		100食
	チキンライス	50食(備食タイプ)	R2購入	2026.9	2		100食
	保存水	500ml*24本入り	R2購入	2027.2	3		
	ライスクッキー(ココナッツ)	24箱入り	R2購入	2026.9	2		48食
	ライスクッキー(いちご)	24箱入り	R2購入	2026.9	2		48食
	ひだまりパン(プレーン)	36袋入り	R2購入	2026.9	1		36食
	携帯おにぎり 鮭	50袋入り	R3購入会より	2027.5	2	*****	100食
	携帯おにぎり 昆布	50袋入り	R3購入会より	2027.5	2	*****	100食
	保存水	500ml*24本入り	R3購入会より	2027.11	1	*****	
	災害食用ハイハイン	24個入	R3購入会より	2027.3	3	*****	72食
	計						
飲み出し関係	移動かまど 80リットル	プロパンガス用	H28購入		2		
	割り箸	100箱入り	H28購入		120		
	紙コップ	100個入り	H28購入		120		
トイレ	ボックストイレ	簡易式(耐水ボード紙)	H28購入		12		
救急	カナデクマール	1300mm	H28購入		2		
	スハンマー	3.8kg	H28購入		2		
	バチツル	2.5kg	H28購入		2		
	角スコップ		H28購入		5		
	剣スコップ		H28購入		5		
電気器具	コードドラム	30m	H28購入		12		
照明	ハロゲン投光器	三脚付500W	H28購入		12		
その他	ブルーシート	3.8m*5.4m	H28購入		0		
	パーテーション		R2購入		80		
	段ボールベッド		R2購入		80		
	パーテーション		R2買より		8		
	消毒液	500ml	R2買より		48		
	エタノール	400mlボトルスプレー	R2買より		40		
	科学防護手袋	S・L・M 各20双	R2購入		60		
	科学防護ゴーグル		R2購入		40		
	密閉版		R2購入		60		

清延水防倉庫(旧清延幼稚園保育室)

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置場所	備考
食糧	液体ミルク	240ml*24缶	R3購入	2023.6	6		144食
	保存水	500ml*24本入り	R3購入	2026.2	30		
	ひだまりパン(プレーン)	36袋入り	R3購入	2027.8	4		144食
	えいようかん	5本入り	R3購入	2027.9	40		40食
	ビスコ	60食 ※1食=3袋(5枚入り)	R3購入	2027.7	2		120食
	アルファ米(白米)	50袋	R3購入	2027.8	8		400食
	アルファ米(わかめごはん)	50袋	R3購入	2027.8	8		400食
	アルファ米(ごもくごはん)	50袋	R3購入	2027.8	4		200食
計							1,448食



## 北谷地水防倉庫

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置棚No	備考
食糧	アルファ化米(白飯)	50食	R1購入	2025.4	3	2	150食
	アルファ化米(五目ご飯)	50食	R1購入	2025.4	5	2	250食
	保存水	2L×6本	R1購入	2025.4	10	1	
	LIFE STOCK(グレープ)	80個	R2購入	2026.7	2	2	160食
	LIFE STOCK(ベアー)	80個	R2購入	2026.7	2	2	160食
	LIFE STOCK(アップ&アップ)	100個	R2購入	2026.6	1	2	100食
	ライスクッキー(ココナッツ)	24箱入り	R2購入	2026.8	1	2	48食
	ライスクッキー(いちご)	24箱入り	R2購入	2026.8	1	2	48食
	梅がゆ	50食(個食タイプ)	R2購入	2026.8	1	2	50食
	白米	50食(個食タイプ)	R2購入	2026.8	4	2	169食
	チキンライス	50食(個食タイプ)	R2購入	2026.8	3	2	148食
	ひだまりパン(プレーン)	36袋入り	R2購入	2026.8	3	2	108食
	保存水	500ml×24本入り	R2購入	2026.12	7	2	
	かぼくのおかゆ	48缶入り×12箱	R24.2贈呈	2024.3	12		576食
	計						
飲み出し関係	移動かまど 80リットル	プロパンガス用	R1購入		1		
	割り箸	100個入り	R1購入		100		
	紙コップ	100個入り	R1購入		100		
照明	ハロゲン投光器	三脚付500W	R1購入		12		
その他	ブルーシート	3.6m×5.4m	R1購入		0		
	布マスク		R2業より		3,450		
	パーティション		R2購入		120		
	段ボールベッド		R2購入		120		
	ブロックパーティション		R2購入		20		
	ひなんルーム		R2購入		50		
	ひなんルーム目隠しシート		R2購入		50		
	折り畳みアルミシート		R2購入		50		
	毛布	2WAYタイプ	R3購入		50		
	ブランケット	アルミ	R3購入		50		
	ひなんルーム		R3購入		50		
	ひなんルーム目隠しシート		R3購入		50		
	折り畳みアルミシート		R3購入		50		
	不織布マスク	50枚1箱	(要確認)		20		

## 西里農村環境改善センター

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置率%	備考
食糧	アルファ化米(ワカメご飯)	50食	H29購入	2023.6	2		100食
	アルファ化米(白飯)	50食	R1購入	2025.4	1		50食
	アルファ化米(五目)	50食	R1購入	2025.4	1		50食
	計						200食

## 溝延研修センター

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置率%	備考
食糧	アルファ化米(白飯)	50食	H29購入	2023.6	2		100食
	計						100食

## 北谷地構造改善センター

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置率%	備考
食糧	アルファ化米(白飯)	50食	H29購入	2023.6	2		100食
	アルファ化米(白飯)	50食	R1購入	2025.4	3		150食
	アルファ化米(五目)	50食	R1購入	2025.4	1		50食
	計						300食

## サハトベに花

分類	品名	用途詳細	納入時期	賞味期限等	数量	配置率%	備考
食糧	アルファ化米(白飯)	50食	H29購入	2023.6	7		350食
	アルファ化米(ワカメご飯)	50食	H29購入	2023.6	6		300食
	計						650食

# 重 要 水 防 箇 所

西村山支部 (国)

No. 1～No. 20 (1/2)

番号	水系別	河川名	重要水防箇所							
			距離標	地名 (大字名)	左右 岸別	種別	堤防(m)		工作物	
							A	B	A	B
1	最上川	最上川	107.3～ 108.9	長瀬	右岸	漏水		1,694 1,694		
2	最上川	最上川	109.0～ 112.1	荒小屋	右岸	堤防高		3,498 3,498		
3	最上川	最上川	110.5～ 112.1	荒小屋	右岸	法崩れ 法すべり		1,686 0		
4	最上川	最上川	110.5～ 112.1	荒小屋	右岸	漏水		1,686 0		
5	最上川	最上川	110.9～ 111.6	押切 大久保	左岸	堤防高	513 513			
6	最上川	最上川	110.9～ 111.5	押切 大久保	左岸	堤防断面	400 0			
7	最上川	最上川	111.6～ 113.2	谷地	左岸	堤防高		1,123 1,001		
8	最上川	最上川	111.6	谷地 荒小屋	左右岸	河北橋 自歩道橋				1
9	最上川	最上川	111.6	谷地 荒小屋	左右岸	河北橋				1
10	最上川	最上川	111.7～ 112.6	谷地	左岸	法崩れ 法すべり		662 0		
11	最上川	最上川	111.7～ 112.6	谷地	左岸	漏水		662 0		
12	最上川	最上川	112.1～ 114.3	大富	右岸	堤防高		2,440 2,440		
13	最上川	最上川	112.4～ 114.6	大富	右岸	漏水		2,447 262		
14	最上川	最上川	112.6～ 112.8	谷地	左岸	漏水	121 121			
15	最上川	最上川	112.8～ 113.2	谷地	左岸	法崩れ 法すべり		226 0		
16	最上川	最上川	112.8～ 113.2	谷地	左岸	漏水		226 0		
17	最上川	最上川	113.5～ 113.6	谷地	左岸	漏水				
18	最上川	最上川	113.6～ 117.3	谷地	左岸	法崩れ 法すべり		3,364 3,364		
19	最上川	最上川	113.8～ 114.1	谷地	左岸	堤防高		419 0		
20	最上川	最上川	114.2～ 114.3	谷地	左岸	堤防高		100 0		

## 西村山支部（国）

No. 1～No. 20（2/2）

番号	水系別	河川名	重要水防箇所		対策水防 工法名	警報基準推移		担当水防 管理団体	備考
			新堤・破堤 跡・旧川跡	工事施工 陸閘		量水標	水位		
1	最上川	最上川			釜段	下野	14.00m	河北町 東根市	
2	最上川	最上川			警戒巡視	下野	14.00m	河北町 東根市	
3	最上川	最上川			杭打ち 積土のう	下野	14.00m	河北町 東根市	
4	最上川	最上川			月の輪	下野	14.00m	河北町 東根市	
5	最上川	最上川			警戒巡視	下野	14.00m	河北町	
6	最上川	最上川			警戒巡視	下野	14.00m	河北町	
7	最上川	最上川			警戒巡視	下野	14.00m	河北町	
8	最上川	最上川			警戒巡視	下野	14.00m	河北町 東根市	橋梁
9	最上川	最上川			警戒巡視	下野	14.00m	河北町 東根市	橋梁
10	最上川	最上川			杭打ち 積土のう	下野	14.00m	河北町	
11	最上川	最上川			釜段	下野	14.00m	河北町	
12	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町 東根市	
13	最上川	最上川			月の輪	下野	14.00m	河北町 東根市	
14	最上川	最上川			釜段	下野	14.00m	河北町	
15	最上川	最上川			杭打ち 積土のう	下野	14.00m	河北町	
16	最上川	最上川			釜段	下野	14.00m	河北町	
17	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町	
18	最上川	最上川			シート張り 杭打ち土のう	下野	14.00m	河北町	
19	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町	
20	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町	

西村山支部（国）

No. 21～No. 29（1/2）

番号	水系別	河川名	重要水防箇所							
			距離標	地名 (大字名)	左右 岸別	種別	堤防(m)		工作物	
							A	B	A	B
21	最上川	最上川	114.4～ 115.3	谷地	左岸	堤防高		794 0		
22	最上川	最上川	114.4～ 115.3	大富	右岸	堤防高		792 626		
23	最上川	最上川	115.3	谷地 大富	左右岸	谷地橋				1
24	最上川	最上川	115.5～ 115.7	大富	右岸	堤防高		199 199		
25	最上川	最上川	116.4～ 116.6	大富	右岸	堤防高		226 226		
26	最上川	最上川	117.3～ 119.1	谷地	左岸	堤防高	1950 1950			
27	最上川	最上川	117.3～ 119.0	谷地	左岸	堤防断面	1900 1900			
28	最上川	寒河江川	0.0～ 0.5	寒河江川	左岸	堤防高	500 500			
29	最上川	寒河江川	0.0～ 0.5	寒河江川	左岸	堤防断面	500 0			

## 西村山支部（国）

No. 21～No. 29（2/2）

番号	水系別	河川名	重要水防箇所		対策水防 工法名	警報基準推移		担当水防 管理団体	備考
			新堤・破堤 跡・旧川跡	工事施工 陸閘		量水標	水位		
21	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町	
22	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町 東根市	
23	最上川	最上川			警戒巡視	下野	14.00m	河北町 東根市	橋梁
24	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町 東根市	
25	最上川	最上川			積土のう	下野	14.00m	河北町 東根市	
26	最上川	最上川			警戒巡視 ・避難誘導	下野	14.00m	河北町	
27	最上川	最上川			警戒巡視 ・避難誘導	下野	14.00m	河北町	
28	最上川	寒河江川			警戒巡視 ・避難誘導	下野	14.00m	河北町	
29	最上川	寒河江川			警戒巡視 ・避難誘導	下野	14.00m	河北町	

## 要注意区間

西村山支部（国）

No. 1 (1/2)

番号	水系別	河川名	重要水防箇所					
			距離標	地名 (大字名)	左右 岸別	種別	新堤・破堤 跡・旧川跡	工事施工 陸間
1	最上川	最上川	113.3～ 113.7	大富	右岸	旧川跡	487 0	

No. 1 (2/2)

番号	水系別	河川名	対策水防 工法名	警報基準推移		担当水防 管理団体	備考
				量水標	水位		
1	最上川	最上川	釜段工	下野	14.00m	河北町 東根市	

## 西村山支部（県）

## No. 1～No. 8（1/2）

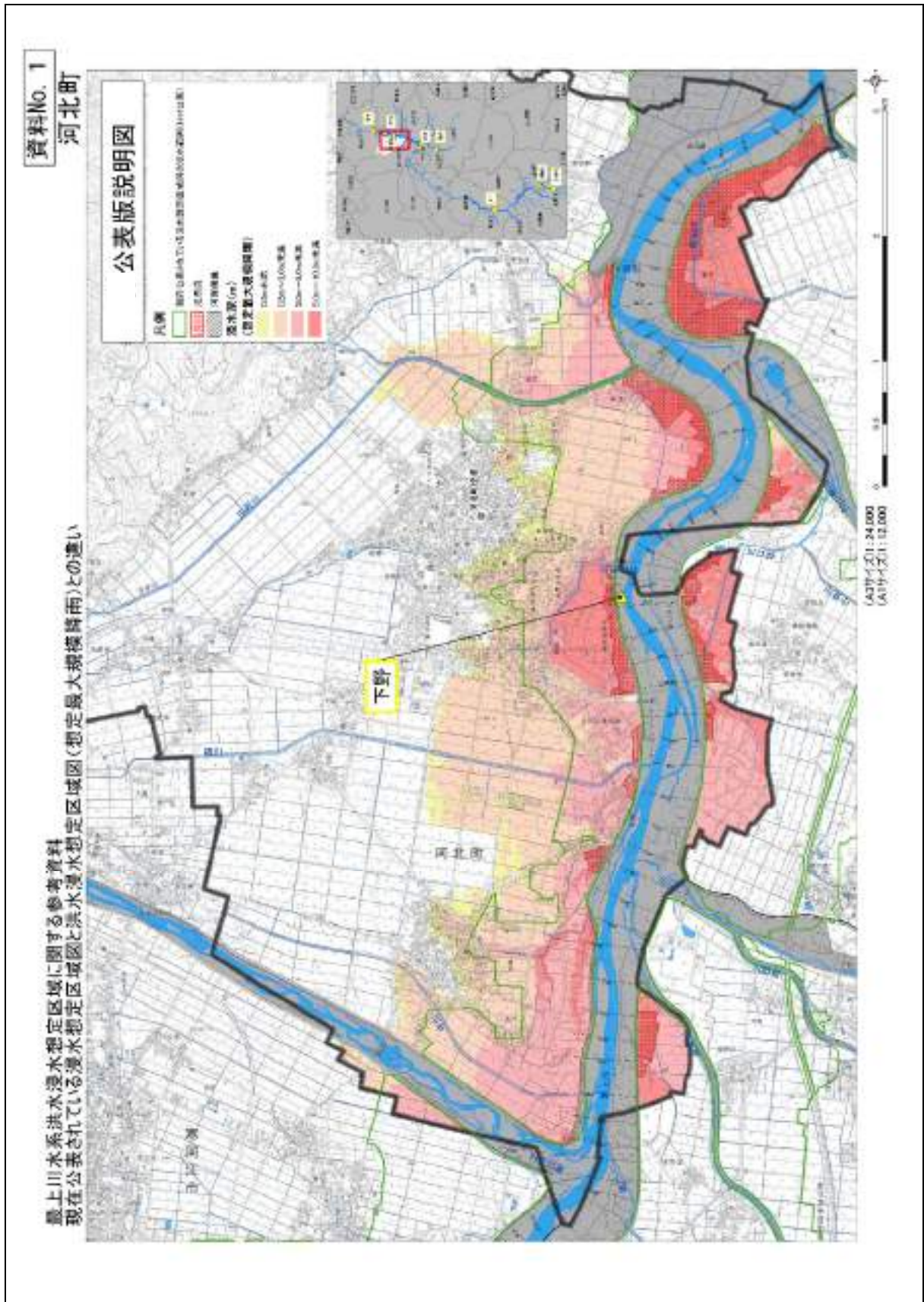
番号	水系別	河川名	図面 対象 番号	重要水防箇所					
				左右 岸別	地先名	合流点から の距離 (km)	種別	重要度	延長 (m)
1	最上川	新田川	1	左右	谷地	最上川 0.0	堤防高	A	1,500
2	最上川	法師川	1	左右	下河原	最上川 0.0	堤防高	B	680
3	最上川	古佐川	1	左右	押切	最上川 0.0	堤防高	A	1,500
4	最上川	古佐川	2	左右	両所	最上川 5.0	堤防高	B	400
5	最上川	村山渋川	1	左右	谷地	最上川 0.0	堤防高	A	480
6	最上川	楨川	1	左右	溝延	最上川 0.0	堤防高	A	600
7	最上川	寺川	1	左右	溝延	最上川 0.0	堤防高	A	1,400
8	最上川	寒河江川	4	左右	溝延	最上川 0.5	洗掘	B	3,000

## No. 1～No. 8（2/2）

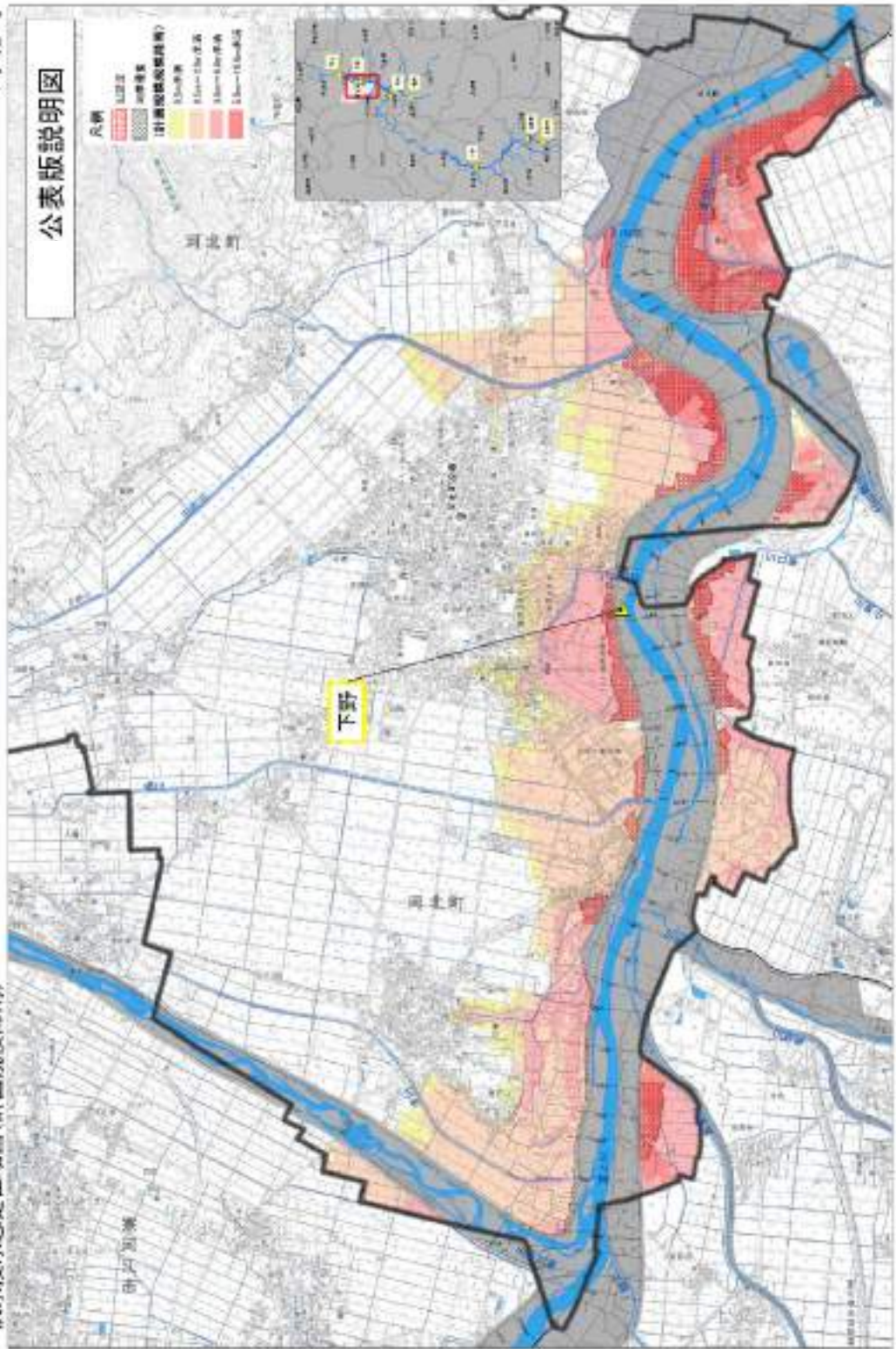
番号	水系別	河川名	想定水防 工法名	担当水防 管理団体	国交省 出張所	警報基準水位		備考 (重要となる理由)
						量水標	警戒 水位	
1	最上川	新田川	積土のう工	河北町	寒河江	下野	14.00	最上川浸水想定区域
2	最上川	法師川	積土のう工	河北町	寒河江	下野	14.00	最上川浸水想定区域
3	最上川	古佐川	積土のう工	河北町	寒河江	下野	14.00	最上川浸水想定区域
4	最上川	古佐川	積土のう工	河北町	寒河江	下野	14.00	人家連担
5	最上川	村山渋川	積土のう工	河北町	寒河江	下野	14.00	最上川浸水想定区域
6	最上川	楨川	積土のう工	河北町	寒河江	下野	14.00	最上川浸水想定区域
7	最上川	寺川	積土のう工	河北町	寒河江	下野	14.00	最上川浸水想定区域
8	最上川	寒河江川	木流し工	寒河江市 河北町	寒河江	西根	12.50	洗掘の進行



洪水浸水想定区域に関する図



最上川水系洪水浸水想定区域に関する参考資料  
洪水浸水想定区域図(計画規模降雨)

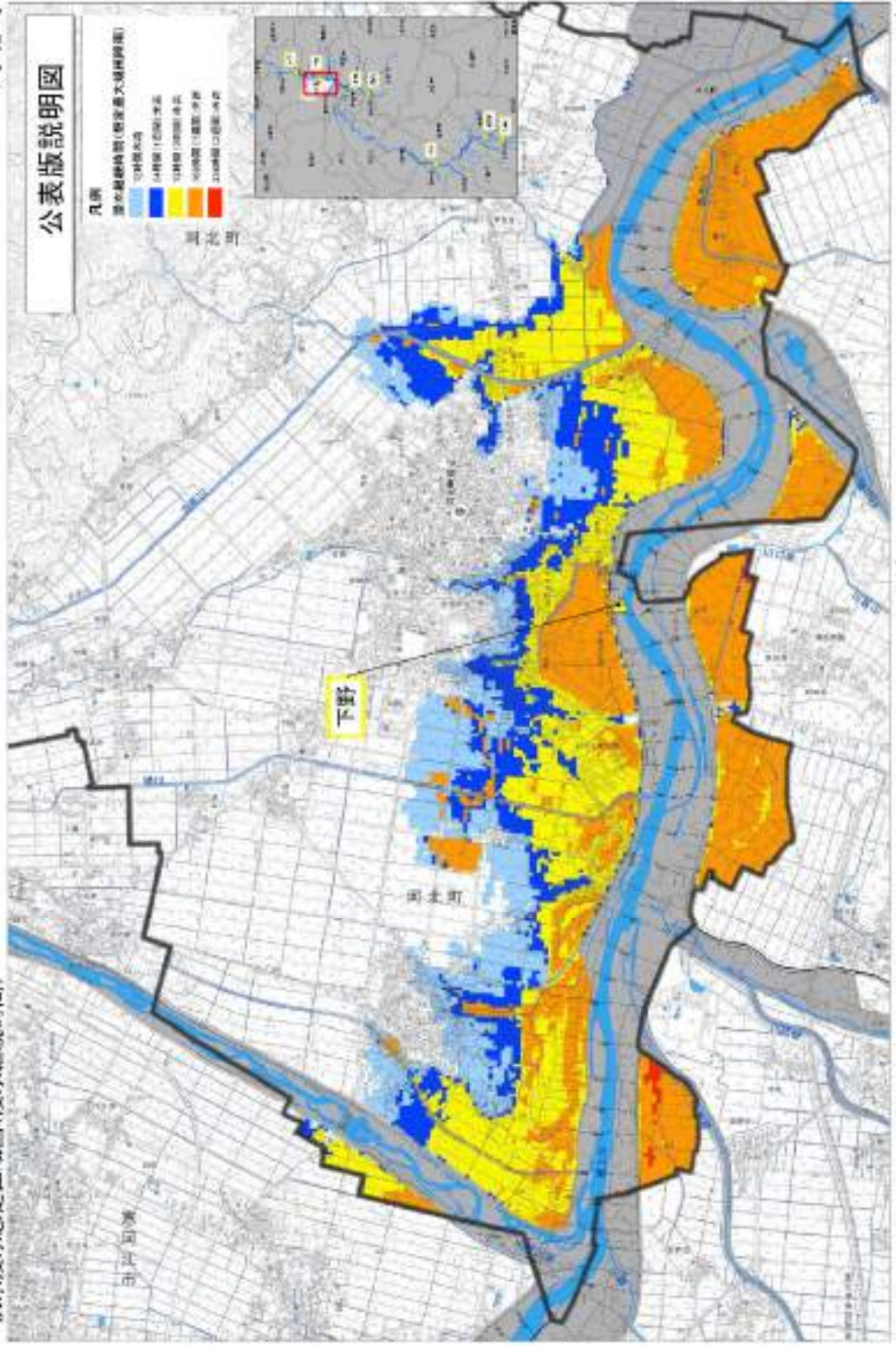




最上川水系洪水浸水想定区域に関する参考資料  
洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)

公表版説明図

- 凡例
- 想定継続時間(想定最大継続時間)
  - 3時間未満
  - 3時間以上5時間未満
  - 5時間以上10時間未満
  - 10時間以上15時間未満
  - 15時間以上20時間未満
  - 20時間以上



0 0.5 1 2 3 4 5 6 km

CA254-1211 24,000  
CA19-1211 12,000

## 河北町の災害時要配慮者等の現状

### 1. 災害時要配慮者等の現状

災害時要配慮者のうち、最も多くを占めているのが、高齢者である。

河北町における65歳以上の高齢者人口は、令和4年3月31日現在で、6,649人となっており、総人口に占める割合は、37.9%になっている。

75歳以上(後期高齢者)の人口は、3,464人となっており、高齢者(65歳以上)の人口の52.09%を占めている。

種 別	人数(人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (A)	5 5 3	0～5歳児 令和4年3月31日現在 住民基本台帳
高 齢 者 (B)	6, 6 4 9	65歳以上
要介護5(在宅)	(20)	令和4年3月31日現在
高齢者世帯の人数	(722)	〃
心身障がい(児)者(C)	1, 2 3 2	令和4年3月31日現在 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
災害時要配慮者人口計	8, 4 3 4	(A) + (B) + (C)
全 人 口	1 7, 5 2 1	令和4年3月31日現在
災害時要配慮者人口比	4 8. 1 4 %	

### 2. 要配慮者利用施設の現状 (令和4年3月31日現在)

#### (1) 認定こども園

施 設 名	所在地	電話番号	定員(人)
かほくあいこども園	谷地字霊堂 399-1	85-0536	177
ひなのこども園	谷地字月山堂 1344	85-1721	132
ひかり幼稚園	谷地乙 98	72-2560	60

#### (2) 小規模保育施設

施 設 名	所在地	電話番号	定員(人)
ちびっこ園	谷地中央五丁目 3-2	72-7630	18
チャイルド第二ホーム	谷地字真木 81-3	72-6680	18
チャイルドホーム	谷地中央四丁目 4-14	72-7666	18

#### (3) 私立幼稚園

幼 稚 園 名	所在地	電話番号	定員(人)
(学)安達学園 河北幼稚園	谷地字所岡 46-1	72-3449	90

## (4) 放課後児童クラブ

施設名	所在地	電話番号	定員(人)
学童保育所 さくらクラブ	谷地荒町東二丁目 19-11	73-5121	54
ちびっこ放課後 学童クラブ	谷地所岡二丁目 5-4	73-6750	80
ちびっこ放課後 西里学童クラブ	西里字白山堂 736-1	85-1717	66
ひかり幼稚園 ジュニアクラブ	谷地乙 98	72-2560	規定なし
学童保育所 溝延さくらクラブ	大字溝延字小堤 45-1	73-6131	40

## (5) 届出保育施設等

施設名	所在地	電話番号	定員(人)
親子でほっと ひといき広場	谷地乙 72	73-5255	5組
ちびっこホーム	谷地中央五丁目 3-2	72-7630	20
べにばなベビーホーム	谷地字月山堂 119-1	72-7163	15
山形ヤクルト 谷地保育所	谷地丁 139	73-4585	15

## (6) 小学校

学校名	所在地	電話番号	定員(人)
北谷地小学校	大字吉田 367	71-1112	—
西里小学校	西里 562	71-1100	—
溝延小学校	大字溝延字小堤 312-1	71-1102	—
谷地西部小学校	谷地字布田 55	71-1108	—
谷地中部小学校	谷地字所岡 73	71-1104	—
谷地南部小学校	谷地荒町東 1-7-1	71-1106	—

## (7) 中学校

学校名	所在地	電話番号	定員(人)
河北中学校	谷地中央四丁目 12-1	71-1114	—

## (8) 老人福祉施設

施設名	所在地	電話番号	摘要（定員等）
グループホームかほく	谷地字砂田 207-1	71-1201	18
グループホームこころ	大字溝延字本丸 8-1	73-5853	18
介護老人保健施設 「紅寿の里」	大字溝延字本丸 8-1	73-5850	長期入所 100 短期入所 (10) ディケア 100
特別養護老人ホーム 「眺葉園」	谷地字東 680	73-3890	長期入所 100 短期入所 14 ディサービス 15 認知型ディサービス 8
地域密着型 特別養護老人ホーム 「眺葉の家」	河北町谷地字東 685	73-5030	長期入所 29
地域密着型 特別養護老人ホーム 「ひいなの里」	谷地字月山堂 1217-5	71-1880	長期入所 29 短期入所 21 ディサービス 25 認知型ディサービス 12
リーフステーション谷地 (グループホーム)	谷地字砂田 115-1	71-1722	18
ロジェおおやま	谷地字東 486-1	85-0851	29
小多機 h i n a	谷地字月山堂 1217-5	85-0851	25

## (9) 障がい者施設

施設名
希望が丘河北第1グループホーム
希望が丘河北第2グループホーム
みやま荘
みやまグループホーム
みやま第2グループホーム
みやま第3グループホーム

## 3. 外国人住民（令和4年3月31日現在）

国籍名	人員（人）
総数	178
中国	50
韓国・朝鮮	50
フィリピン	27
ベトナム	26
インドネシア	12
その他	13

# 河北町避難行動要支援者避難支援プラン

## 第1章 総則

### 1 避難行動要支援者避難支援プランの目的

近年、集中豪雨や台風による全国各地で洪水などの大規模な水害や、伊豆大島や広島市などをはじめとする死傷者を伴う土砂災害、岩手・宮城内陸地震や東日本大震災など大規模な災害が発生しています。

このような災害においては、犠牲者の多くを高齢者や障がい者等の避難行動要支援者（従来の災害時要援護者）が占めており、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

こうしたことから、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにした河北町避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を策定し、避難行動要支援者の「自助」（家族を含む）と地域（近隣）の「共助」を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

### 2 避難行動要支援者避難支援プランの位置づけ

避難支援プランは、河北町地域防災計画の第2編第1章第2.1節「災害時要援護者の安全確保計画」に基づき、避難行動要支援者の避難支援に関することを具体化するものです。

### 3 避難行動要支援者避難支援プランの構成

避難支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりのプランを定めた「避難行動要支援者調査票（個別避難計画）」（様式第5号）（以下「個別避難計画」という。）により構成します。

「全体計画」とは、避難支援プランのことを指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応、「個別避難計画」の策定方針等の基本的な事項について定めるものです。

「個別避難計画」とは、避難支援プランに基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容や地域支援者等を個別に定めるものです。

#### 4 対象とする避難行動要支援者

災害対策基本法にのっとり「災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」とし、具体的には、次に掲げる在宅の者を対象とします。

- (1) 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級所持者
- (3) 療育手帳A所持者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- (5) 特別児童扶養手当1級に相当する児童
- (6) 介護保険法における要介護度3以上の認定者
- (7) 難病患者のうち、町の生活支援を受けている者
- (8) 上記以外で避難支援を希望する者

(参考) 令和4年11月1日現在の対象者数

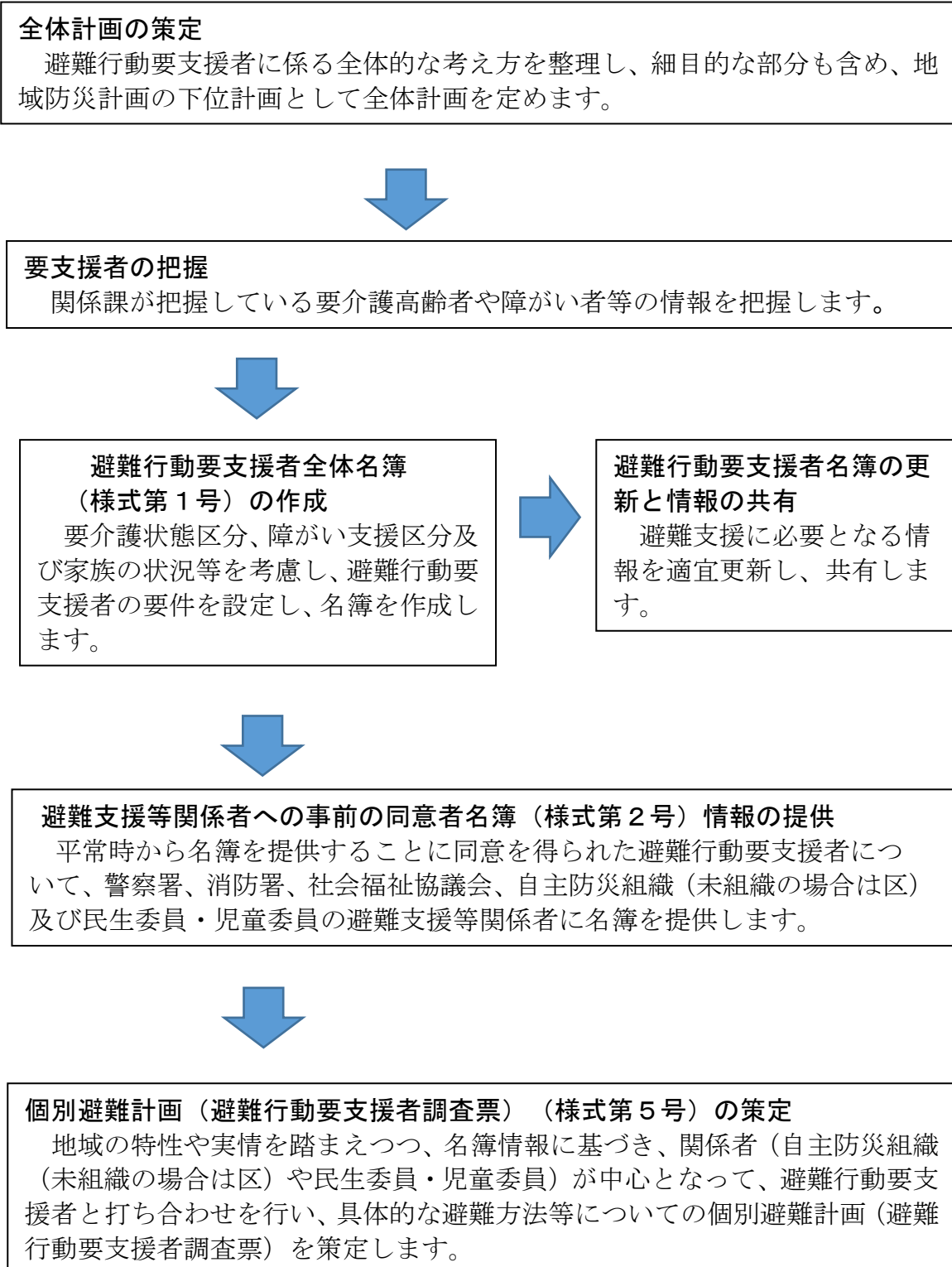
対 象 区 分	人数(人)
(1) 75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者	898
(2) 身体障害者手帳1級又は2級所持者	276
(3) 療育手帳A所持者	26
(4) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	50
(5) 特別児童扶養手当1級に相当する児童	9
(6) 介護保険法における要介護度3以上の認定者	122
(7) 難病患者のうち、町の生活支援を受けている者	1
(8) 上記以外で避難支援を希望する者	29
合 計	1,411

※上記の人数は、それぞれの項目の延べ人数であり、重複する方もいます。



5 避難行動要支援者避難支援プランの流れ

【全体計画及び個別避難計画に係る主な手順】



## 【発災時等における避難行動要支援者名簿の活用】

### 避難のための情報伝達

防災行政無線、広報車及び携帯端末の緊急速報メール等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮します。



### 避難行動要支援者の避難支援

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿を避難支援者に提供します。

- 名簿情報の提供に同意した者については、避難支援者が中心となって事前に定められた個別避難計画等に基づき、避難行動の支援を実施します。
- 名簿情報の提供に同意した者以外の者であっても、避難行動の支援を実施します。



### 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（名簿提供に不同意であった者を含む。）も含め、安否確認を行います。



### 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

全体計画に定めた計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや避難場所から避難所への搬送を行います。

## 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和4年6月10日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の 供与	災害により現に災害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内	災害発生の日から20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。

出典：山形県災害救助法施行細則

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与		3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費		2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
		○賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型応急住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出し その他による食品の給与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

出典：山形県災害救助法施行細則

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。 2. 下記金額（円）の範囲内	災害発生日から10日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1. 被服、寝具及び身のまわり品 2. 日用品 3. 炊事用具及び食器 4. 光熱材料				
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
	全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
	半壊 半焼	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	床上浸水	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	医療の範囲 1. 診療 2. 薬剤又は治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療及び施術 4. 病院又は診療所への収容 5. 看護				
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	助産の範囲 1. 分べんの介助 2. 分べん前及び分べん後の処置 3. 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給				

出典：山形県災害救助法施行細則

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
被災住宅の応急修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1. 2に掲げる世帯以外の世帯 655,000円 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円	災害発生日から3カ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）し、又は流出し、生業の手段を失った世帯の者	生業を営むために必要な機械、器具又は資材等購入費として1件当たり次の金額以内 生業費 30,000円 就業支度費 15,000円	災害発生日から1カ月以内に完了	貸与条件 生業の見込が確実な 具体的事業計画があり、償還能力がある者 期間 2年以内 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷する等して使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒	1. 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費	災害発生日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

出典：山形県災害救助法施行細則

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)	2. 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 3. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,700円 中学校生徒 1人当たり 5,000円 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円		
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもの	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生日から10日以内	1. 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内に完了	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。	1体当たり3,500円以内 [一時保存] 既存建物借上費 通常の実費	災害発生日から10日以内に完了	1. 検案は原則として救護班 2. 死体に関する処理(埋葬を除く。)

出典：山形県災害救助法施行細則

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
遺体の処理		既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 [検案] 救護班以外は慣行料金		(1)死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2)死体の一時保存 (3)検案
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内に完了	支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
輸送費及び賃金職員等雇上費	1.被災者の避難に係る支援 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の捜索 6.死体の処置 7.救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

出典：山形県災害救助法施行細則

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	「山形県災害救助法施行細則 別表第2 1 令第4条第1号から4号までに規定する者に対する実費弁償」による。	救助の実施が認められる期間以内	1.時間外勤務手当及び旅費及び宿泊料は別途に定める額 2.令第4条第5号から第10号までに規定する者に対する実費弁償は、業者の

出典：内閣府



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償				その地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第五条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること 1. 3,000万円以下の部分の金額については100分の10 2. 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9 3. 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4. 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

出典：内閣府

救助の種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用		5. 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 6. 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 7. 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

出典：内閣府

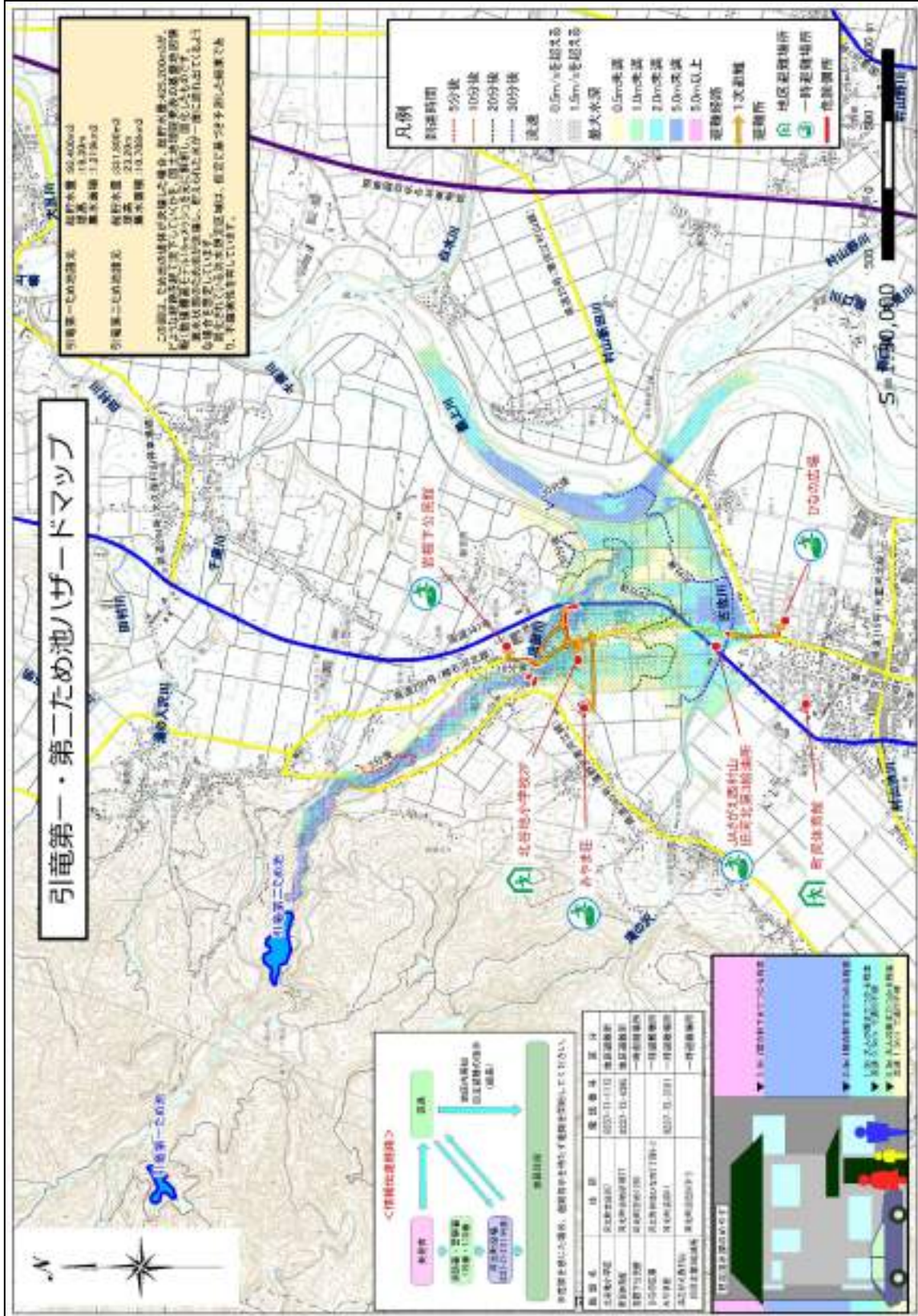
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 火 葬 場 等 の 能 力

名 称	火葬能力	連 絡 先		
		住 所	管理者	電 話
河北町ほか二市 広域斎場事務組合 (妙光苑)	4体×3回 ／1日	河北町大字岩木 字原の内 1381-4	河北町長	73-4340

# ため池ハザードマップ

引竜第一・第二ため池ハザードマップ









平田ため池ハザードマップ

